長野県指定文化財調査報告

第一集

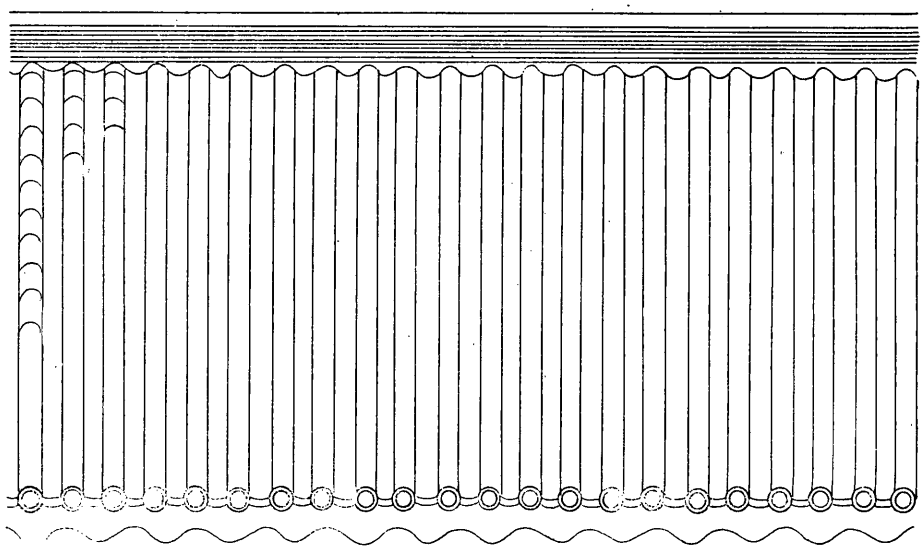

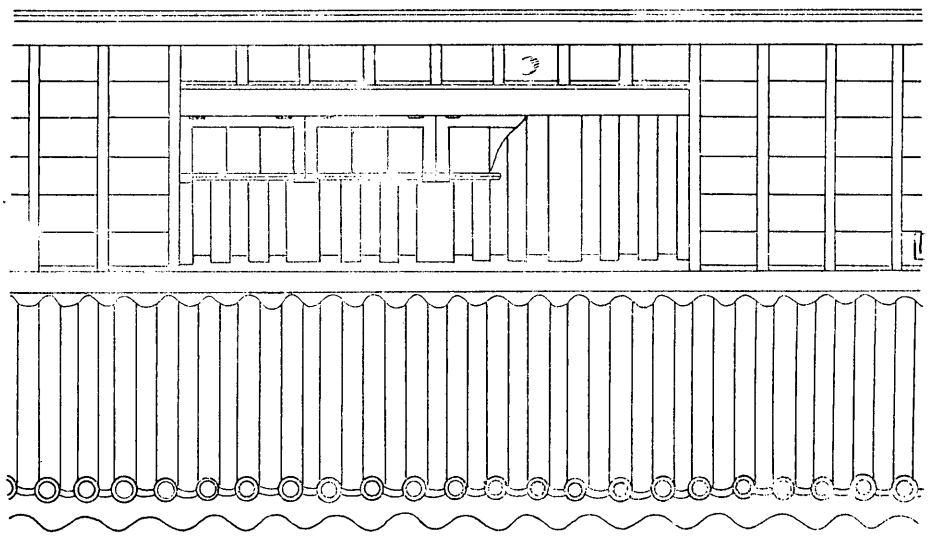

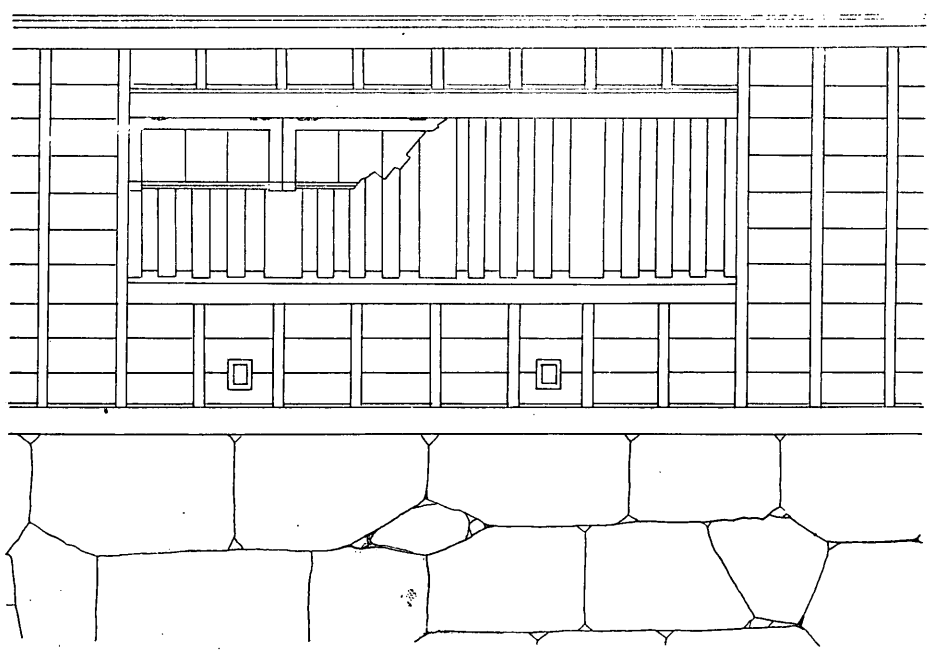

長野県教育委員会

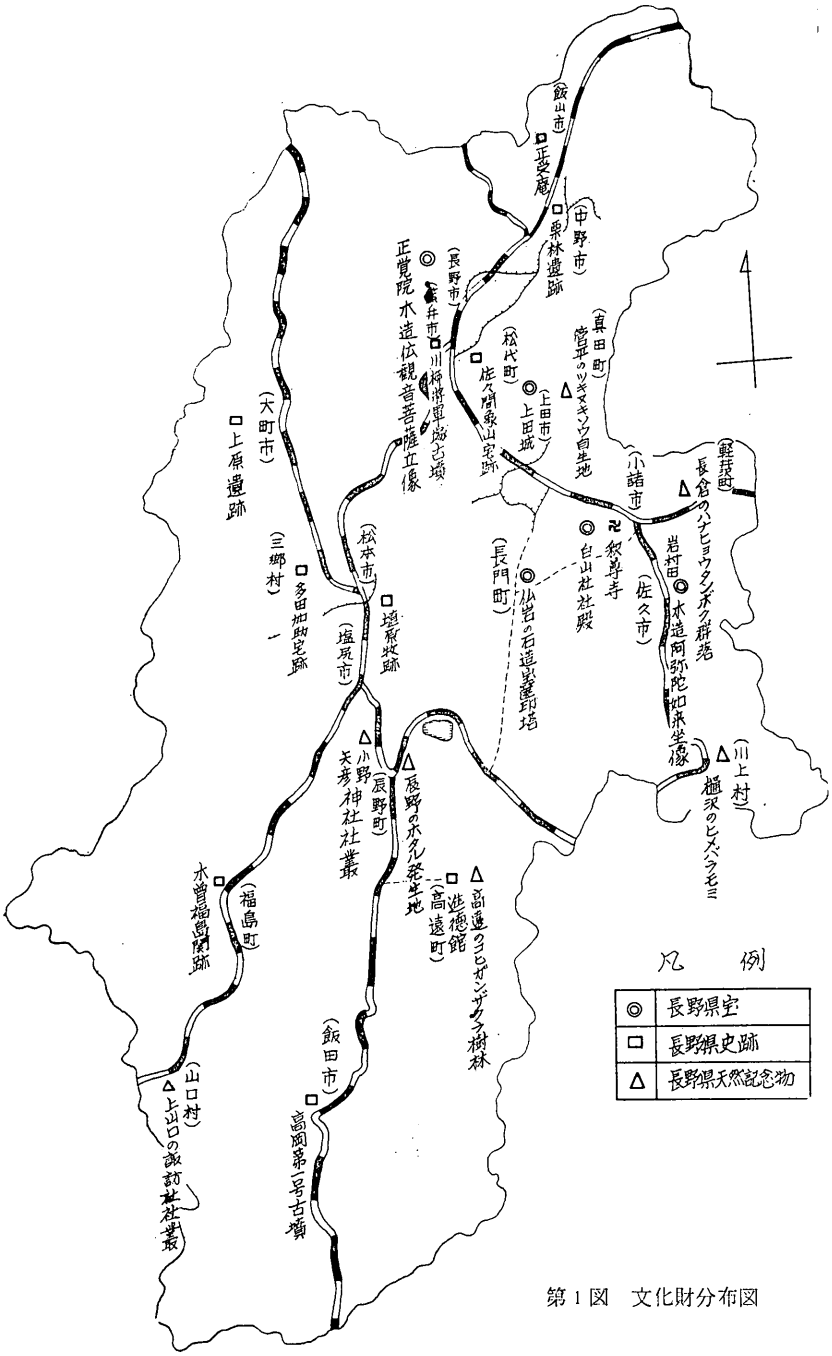
(飯山市)
正受庵
(中野市)
栗林遺跡
(真田町)
菅平のツキヌキンウ自生地
(長野市)
善光寺
川柳将軍塚古墳
正覚院 木造伝観音菩薩立像
(松代町)
佐久間象山宅跡
(上田市)
上田城
(小諸市)
(軽井沢町)
長倉のハナヒョウタンボク群落
(大町市)
上原遺跡
(三郷村)
多田加助宅跡
(松本市)
(塩尻市)
塩尻牧跡
(長門町)
仏岩の石造宝篋印塔
岩村田
木造阿弥陀如来坐像
(佐久市)
(川上村)
櫛形のヒメバラモミ
(辰野町)
小野神社社叢
辰野のオタルポ発生地
高遠クヒガンザクラ樹林
(高遠町)
進徳館
水曽福島関跡
(福島町)
(山口村)
上山口の諏訪社社叢
(飯田市)
高岡第一号古墳
凡例
長野県宝
長野県史跡
長野県天然記念物

第1図　文化財分布図

まえがき

当委員会は、昭和三四年一一月九日に長野県宝五件の指定をした。続いて、昭和三五年二月一一日に長野県史跡一〇件の指定をした。さらに、同じ日に長野県天然記念物七件の指定をした。これは、その調査報告である。

本県が文化財を顕彰し、その保存に着手したのは、大正一〇年のことであつた。それ以来昭和二六年まで、この事業は続けられた。そしてこの間に、七七〇余件の文化財が顕彰され、二八集の調査報告書が刊行された。もつとも、このときは史跡、名勝、天然記念物の保護が中心であつた。他の文化財まで手が回らなかつた。しかし、文化財の保護に多大な効果をあげたことは確かである。

ところが、昭和二七年にこの事業は一応打切られた。昭和二五年に文化財保護法が制定され、この法律に基づいて文化財保護条例が制定されたからである。文化財保護法の制定によつて、わが国の文化財保護行政は新らしく出発した。県の保護行政も、これに添うこととなつたのである。

現在、県下には、文化財保護委員会によつて指定された文化財が一四六件ある。国宝六件、重要文化財一〇〇件、特別史跡一件、特別名勝天然記念物一件、特別天然記念物四件、史跡九件、名勝二件、天然記念物二〇件、重要民俗資料三件である。このほか重要美術品等認定物件が一九件ある。しかし、このほかにも保護しなければならない文化財があるはずである。文化財保護条例を制定したのは、こうした文化財を保護しようとしたためである。

条例制定以来第一回の指定まで、慎重に準備した。従来の保護行政を反省したところ、改めなければならない点がいくつかあつたからである。指定基準をつくつたり、指定方法を決めたりしたのも、そうした点を考慮したからである。

こうして、条例制定後最初の指定をした。本書に収録した文化財は、このとき指定したものである。

本書は、調査の報告であるので、将来の記録としての意味をもつものである。しかし、それと同時に文化財の活用にも役立つものと考えられる。こうした意味から、できるだけ広く本書を利用されるように願うものである。

37. 12. 6

本書の執筆者は、次の各氏である。

長野県文化財専門委員

同　信濃史料刊行会主事　一志茂樹

同　東京大学教授文部技官　太田博太郎

同　信濃史料刊行会常任編さん委員　金井喜久一郎

同　文部技官　倉田文作

同　内山小学校教諭　佐藤邦雄

同　東京教育大学教授　八幡一郎

同　信濃史料刊行会常任編さん委員　山崎林治

同　米山一政

終りに、調査・刊行に当つて協力された地元の教育委員会、所有者の方々に感謝する。また、多忙の中を調査、執筆された専門委員諸氏に感謝するものである。

昭和三七年三月二〇日

長野県教育委員会

目次

まえがき……一
長野県宝……一
白山社社殿……三
仏岩の石造宝篋印塔……四
上田城……七
　南櫓
　北櫓
　西櫓
木造阿弥陀如来坐像……九
木造伝観音菩薩立像……一〇
長野県史跡……一一
旧高遠藩藩学 進徳館……一三
高岡第一号古墳……一五
木曽福島関跡……一八
埴原牧跡……二一
　附信濃諸牧牧監庁跡

多田加助宅跡……二二五
上原遺跡……二二七
川柳将軍塚古墳……二二九
佐久間象山宅跡……二三三
栗林遺跡……二三五
恵端禅師旧跡 正受庵……二三八
長野県天然記念物……四一
樋沢のヒメバラモミ……四三
長倉のハナヒヨウタンボク群落……四四
菅平のツキヌキソウ自生地……四五
矢彦小野 神社社叢……四六
高遠のコヒガンザクラ樹林……四八
上山口の諏訪社社叢……四九
辰野のホタル発生地……五一

挿図目次

一　文化財分布図
二　県宝説明板
三　釈尊寺絵図
四　白山社社殿向拝詳細
五　仏岩の宝篋印塔全影
六　上田城西櫓内部組物
七　西櫓
八　南櫓
九　北櫓
一〇　上田城跡本丸全景
一一　木造阿弥陀如来坐像側面
一二　木造伝観音菩薩立像全影
一三　県史跡標識・説明板
一四　進徳館表門
一五　進徳館平面図
一六　高岡第一号古墳の標識・説明板
一七　木曾福島関跡附近見取図
一八　木曾福島関跡
一九　木曾福島関所跡絵図
二〇　福島関所図
二一　埴原牧古屋敷繋飼場跡
二二　埴原牧千石繋飼場南側堀跡
二三　多田加助宅跡附近図
二四　上原遺跡配石遺構
二五　上原遺跡石積
二六　川柳将軍塚古墳実測図（平面）
二七　川柳将軍塚古墳実測図（断面）
二八　銅鏃
二九　佐久間象山屋敷復原図
三〇　生誕地の碑
三一　井戸枠
三二　栗林遺跡
三三　正受庵建物配置図
三四　正受庵本堂正面
三五　正受庵本堂平面図
三六　栽林塔
三七　県天然記念物標識・説明板
三八　ヒメラバモミ
三九　ツキヌキソウ
四〇　ビロウドシダのついたケヤキの老木
四一　開花期のコヒガンザクラ
四二　エズリハ
四三　ヒイラギ
四四　シダレエノキ
四五　ヒサカキ
四六　交尾
四七　タマゴ
四八　土マユ
四九　幼虫
五〇　カワニナとヒメタニシ
五一　佐久間象山宅跡指定地域図
五二　旧高遠藩学進徳館指定地域図
五三　多田加助宅跡指定地域図
五四　恵端禅師旧跡正受庵指定地域図
五五　高岡第一号古墳指定地域図
五六　木曾福島関跡指定地域図
五七　埴原牧跡附信濃諸牧牧監庁跡指定地域図
五八　川柳将軍古墳指定地域図
五九　栗林遺跡指定地域図
六〇　上原遺跡指定地域図
六一　樋沢のヒメバラモミ指定地域図
六二　長倉のハナヒヨウタツボク群浴指定地域図1
六三　長倉のハナヒヨウタンボク群落指定地域図2
六四　長倉のハナヒヨウタンボク群落指定地域図3
六五　菅平のツキヌソウ自生地指定地域図1
六六　菅平のツキヌソウ自生地指定地域図2
六七　矢野小彦神社叢指定地域図
六八　上山口の諏訪社社叢指定地域図
六九　高遠のコヒガンザクラ樹林指定地域図
七〇　辰野のホタル発生地指定地域図

図版目次

一　白山社社殿正面
二　白山社社殿の位置
三　上田城西櫓
四　明治五～八年ころの上田城
五　石造宝篋印塔
六　石造宝篋印塔基壇陰刻銘
七　木造伝観音菩薩立像上半身
八　木造阿弥陀如来坐像正面
九　木造阿弥陀如来坐像陀板書修理銘
一〇　進徳館正面
一一　額面
一二　高遠城跡
一三　高岡第一号古墳石室
一四　高岡第一号古墳葺石
一五　高岡第一号古墳全景
一六　木曾福島関跡現状
一七　木曾福島関絵図
一八　古屋敷繋飼場跡附近
一九　信濃諸牧牧監庁跡出土礎石
二〇　多田加助宅跡
二一　上原遺跡
二二　川柳将軍塚古墳遠景
二三　川柳将軍塚古墳墳丘
二四　佐久間象山宅跡全景
二五　佐久間象山肖像（写真）
二六　栗林遺跡全景
二七　栗林遺跡住居跡
二八　栗林式土器
二九　正受庵
三〇　正受老人画像
三一　ヒメバヲモミ
三二　ハナヒウタンボクの将水果
三三　浅間山
三四　ハナヒウタンボクの花
三五　ツキヌソウ
三六　矢彦小野神社社叢全景
三七　矢彦小野神社社叢の林相
三八　高遠公園とコヒガンザクラ
三九　コヒガンザクラの花
四〇　冬囲いをしたコヒガンザクラ
四一　上山口の諏訪社社叢全景
四二　上山口の諏訪社社叢の準木草木類
四三　辰野のホタル発生地
四四　ホタルの生態

長野県宝

第2図　県宝説明板

37. 12. 6

白山社社殿

（図版第1～2参照）

所在の場所　小諸市大字大久保　釈尊寺境内
交　通　信越線小諸駅下車　バス

本坊と観音堂との間の岩がけに作られた見世棚造りの春日造り小社殿である（桁行七三センチメートル、梁行一〇六センチメートル、向拝柱の出、母屋柱より五〇センチメートル）。

土台上に面取り角柱を立て、腰貫、腰長押を回し、頭長押を用い、舟肘木で桁をうける。垂木は一重、隅木を入れ、切裏甲の上にこけら板を葺く。向拝も舟肘木で、母屋との間に繋虹梁をかける。壁は横板で、正面に方立柱を立て、上下長押間に板扉を入れる。彩色はなく、棟には木製の鬼板をのせている。

角柱の面の大きさは、正確にはかれないが、柱径の八分の一から九分の一の間で、室町時代の比である。肘木の曲線や鬼板の様式からみても、この年代は承認されるだろう。

春日造りは、周知のごとく、奈良県がもつとも多い（五三棟の重要文化財の本殿中、三六棟が春日造り）。その他では、次表のようになる。

村檜神社本殿	桁木	室町末	
窪八幡神社末社高良神社本殿	山梨	明応九	
浅間神社摂社山宮神社本殿	同	永禄元	
山梨岡神社本殿	同	室町	
熊野神社本殿（二棟）	同	鎌倉	
葛山落合神社本殿	長野	寛正六	
若一王子神社本殿	同	弘治二	
白山神社本殿	長野（飯山）	応永三二	
高倉神社境内社春日社社殿	三重	天正二	
大笹原神社境内社篠原神社本殿	滋賀	応永三四	
地主神社本殿	同	文亀二	
平野神社本殿（二棟）	京都	寛永三・九	
佐牙神社本殿（二棟）	同	天正一三	
松尾神社本殿	同	永禄一一	

第3図　釈尊寺絵図

37. 12. 6

長野県宝

白山神社本殿	京都(岩船)嘉吉	八幡神社境内社若宮神社本殿	和歌山	明応二
円教寺護法堂(乙天社)	兵庫	永禄二	同	高良神社本殿	同	文亀二
同 (若天社)	同	同	同	天神社本殿	同	桃山
一乗寺弁天堂	同	室町	三仏寺納経堂	鳥取	鎌倉
同 護法堂	同	鎌倉	熊野神社本殿	岡山	明応元
宝来山神社本殿(四棟)	和歌山	慶長一九	石城神社本殿	山口	文明元
白岩丹生神社本殿(一棟)	同	永禄三	鳴無神社本殿	高知	寛文三

これで気がつくことは、近畿を除くと、山梨県に多いことで、長野がこれにつぐ。とくに、山梨では一六棟中の五棟が春日造りであるから、その密度が高い。このような春日造りの分布が、なにに起因しているかは明らかにされていないが、研究を要する問題である。長野県のものは、重要文化財指定のものでみると、すべて北にかたよつている。そこにこの佐久の一例をおいてみると、山梨との間の連絡点のようになり、興味が深い。

第4図　白山社社殿向拝詳細

仏岩の石造宝篋印塔

(図版第5～6参照)

所在の場所　小県郡長門町大字大門字弓張
交　通　信越線大屋駅下車 電車・バス

この塔は、仏岩と呼ばれる高い岩の上に立つている。現在相輪および耳を欠いているが、その一部は村に保存されている。全体の比例からいえば、関西系統のものに近いが、基礎や塔身に輪郭をつけているのは関東風である。しかし、反花や格狭間はなく、宝篋印塔として、は古い形式に属する。笠の四辺が上で開いているのは珍しい形式である。

塔身には、四方に四仏の種子を彫り、基礎と笠の周囲には輪郭をとり、宝篋印陀羅尼を梵字で彫つている。この点は他にあまり例のないものである。

基壇に「応長第一之暦南呂上旬云々」の銘があり、この石塔が応長元年一三一一八月に造られたことがわかる（信濃史料にこれを十月としたのはなにかの間違いであろう）。銘文は、非常に読みずらいので、信濃史料によつて掲げる。

（南面）
応長第一之暦南呂上旬

□□弟子□□菩薩□□

妙法□□人生□滅罪□

出離生死頓証菩提仏果

円満乃至法界平ホ利益□

□印□石塔婆一基所□（奉カ）

造立供養如件　敬白

（西面）
肥前太守成阿弥陀□□

（北面）
息女幷日光峯宮□

（東面）
近江禅閤□善生□

ここに記された「肥前太守」「息女幷日光峯宮」「近江禅閤」がだれをさすのか不明である。これらがわかると、この石塔の造立に関する事情が明らかになることもあろうと、種々文献に当つたが、その姓名を確めうるに至らなかつた。ただ、多少の手がかりになろうかと思われることがあるので、それを記しておこう。

仏岩の石造宝篋印塔

第一に「肥後太守成阿弥陀□□」とあることから、この肥前太守がおそらくは浄土教に帰依した人であろうと推察される。鎌倉時代から南北朝にかけての阿弥陀仏号が時宗関係者に多いことは、赤松俊秀氏や水上一久氏が論じられたところで、そのうちで注目すべきは「一遍聖絵」(六条縁起)に出てくる「徳大寺の候人、肥前前司貞泰」である。かれが、成阿と称したかどうかはわからないが(藤沢の清浄光寺の「時衆過去帳」を見る機会がなかったが、これでみたらわるかもしれない)、年代からいっても、正安元年(一二九九)の奥書のある同書に、今も貞泰が上人の霊花を所持している、と記しているから年代的にも符合する。もっとも、応長元年にはもちろん肥前守ではないが、その供養のためなら、「肥前太守」と記しても不つごうないから、この銘文の人として有力な候補であろう。ただ、その姓は、尊卑分脈でみても、はっきりわからない。

第5図　仏岩の宝篋印塔全影　まだ、相輪がついている。(児玉司農武氏提供)

「日光峯宮」については、全く手がかりがない。「峯宮」という読みははたして正しいのであろうか。どうもそう読めないように見えるが。

「禅閤」は、本来の字義からいえば、太閤の出家した人をさすのであるが、南北朝ころの禅僧の語録を見ると、その他の人にも多く用いている。石塔の銘でも、永和五年に上杉安房守憲方の逆修作善のために建てられた鎌倉西方寺跡の宝篋印塔には「為房州禅閤」の字がある。したがって、この「近江禅閤」も近江守などだった人をさすのであろう。鎌倉後期の「近江守」についても何人かの名前はあげられるし、その親族に「肥前守」のあるものもあるが、適確にこの人をさしたと定めうる人はまだ管見に入らない。

上田城

（図版第3～4参照）

所在の場所　上田市大字上田字上田
交　通　信越線上田駅下車

南櫓
北櫓
西櫓

上田城は、真田氏が築いた城である。慶長五年（一六〇〇）には、真田昌幸がここに拠り、徳川秀忠の大軍を寡兵よくささえ、世の称賛をえたゆいしょある城である。真田氏は元和八年（一六二二）松代に転じ、仙石忠政がここの城主となつた。さらに、仙石氏は宝永三年（一七〇六）但馬出石城に移り、そのあとに松平忠周が入部した。以後松平氏の居城として明治維新に至つている。

築城の経緯については、つまびらかでないが、真田氏の築城後、仙石氏によつて改修されたと伝えられている。上田市史によれば、寛永三年（一六二六）仙石忠政は、居城の修築を行なつたが、完成しないうちに死んだので、工事は中止されたとしている。また、寛延の届書には、櫓（やぐら）七つ（おのおの五間に四間、二層造り）が記されており、天守はない。現在の櫓は、そのうちの三つで、おそらく寛永に建てられたものであろう。

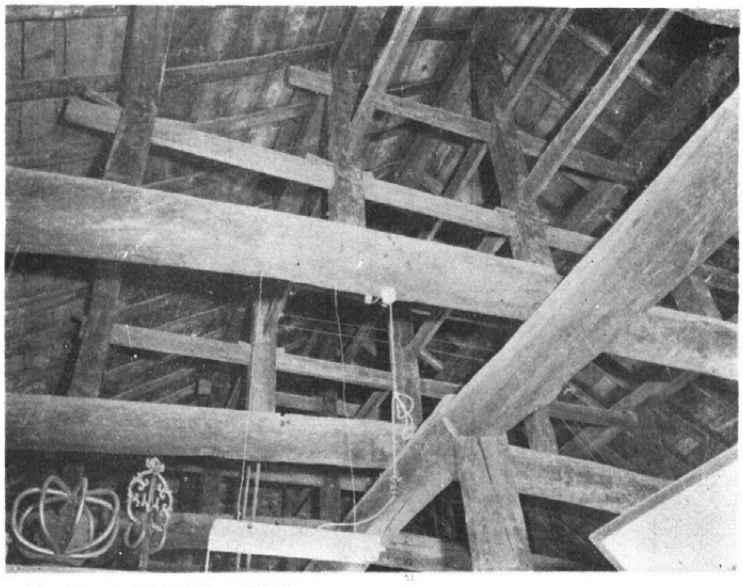

第6図　上田城西櫓内部組物

37. 12. 6

第７図　西櫓(1961年撮影)

第８図　南櫓(1961年撮影)

第９図　北櫓(1961年撮影)

現在の三棟の櫓は、西櫓を除き、他は明治八年に払下げられ、上田市内に移されて遊郭に用いられていたが、昭和一九年に市で購入し、旧城内に移築したものである。位置はもとのところではない。

三棟とも桁行五間、梁間四間の二重櫓で、上下層とも下を羽目板、それ以上を塗籠とし、入母屋造り、本瓦葺の屋根をのせている。二階は約半間内方に入れ、梁上におかれた土台に柱を立てている。したがつて、二階の柱は通し柱とはならない。桁行中央に梁をかけ、梁行には各柱ごとに、桁行方向の梁に乗せて梁をかけ、上へ和小屋を組む。一階ではこの梁上に根太をおいて床を張るが、隅では隅行・桁行に短い梁を設け、隅行のと梁行の梁に鼻栓でとめている。妻に入口、その他に窓を設けているが、現在は内部を博物館に使用しているので、これらの旧状は明らかでない。なお、小屋組は新しいが、軸部は移建にもかかわらず旧材を比較的よく残している。造営の年次を確める文献史料はまだ発見されていないが、柱に残るちような仕上げの跡からみて、丸刃のちようなが使われており、また、寛永以後新築の記録は見えないから、寛永を下るものではなかろう。

長野県には松本城があるが、城郭建築の遺構は少ない。ここに三棟もの櫓を残すことは、貴重である。

第10図　上田城跡本丸全景　向つて左が西櫓，右の手前が南櫓，そのうしろが北櫓である。

木造阿弥陀如来坐像

（図版第8～9参照）

所在の場所　佐久市大字岩村田　西念寺境内
交　通　小海線岩村田駅下車

法量は、像高一三〇・二九センチメートル（四尺三寸）、頂～顎五〇・二九八センチメートル（一尺六寸六分）、髪際～顎三〇・三センチメートル（一尺）、面幅二五・一四九センチメートル（八寸三分）、面奥三三・三三センチメートル（一尺一寸）、臂張り八九・八二センチメートル（二尺九寸四分）、膝高一九・六九五センチメートル（六寸五分）、膝張り一一六・〇四九センチメートル（三尺八寸三分）、膝奥六七・五六九センチメートル（二尺二寸三分）である。形状は、三道を刻み、衲衣を着け、定印をくみ、右足を外に結跏趺坐している。品質構造は、ヒノキ材、寄木造り、漆箔、螺髪彫出である。像底の貼板に「永禄六年卯月卅日、願主生蓮社岌往、相蓮社円誉」の修理銘がある。

定印の阿弥陀坐像である。螺髪は切り付けで、その粒もそろっている。切れ長の両眼を伏目につくった面相は、いかにもおだやかである。衣文も薄手に、整った形制を示している。像の構造、表現のすべてが藤原末期、いわゆる定朝様をうけた弥陀像の一典型を示している。

この像とほぼ制作年代、様式を同じくするものに、たとえば牛伏寺の釈迦如来・薬師如来坐像がある。さらに、それをわずかに降って、中禅寺薬師如来坐像（いずれも重要文化財）がある。西念寺像は、それらに比して一層温

第11図　木造阿弥陀如来坐像側面

木造阿弥陀如来坐像

雅な藤原風を示すものである。しかも、半丈六をこえる像高をもち、県下の藤原時代如来像中でも注目される作例である。修理銘に明らかなように、中世永禄六年一五六三に再興修理された。現在の漆箔は、おそらくこの際のものであろう。両手先なども造像時のものである。膝前などに多少の磨損が認められるほかは、保存も良好である。

木造伝観音菩薩立像

（図版第7参照）

所在の場所　長野市大字安茂里　正覚院境内
交　通　信越線長野駅下車　バス

法量は、像高一八一・一九四㌢（五尺九寸八分）、頂～顎二五・七五五㌢（八寸五分。化仏を除く）、髪際～顎一六・九六八㌢（五寸六分）、面幅一六・〇五九㌢（五寸三分）、面奥一九・九九八㌢（六寸六分）、肘張り四五・四五㌢（一尺五寸）である。形状は、高髻、二臂、条帛をかけ、裳（折返二段）をつけて立つ。品質構造は、一木造り、内刳、背板矧付け、両肩・肘・手首矧、足先矧付け（両肩より先補）とする。

頭、体部を含めて一木彫成とし、背面から完全に内刳をほどこして背板を当てる構造である。両肩より先は、近ごろ矧付け、後補したもので、この修理前は四臂の形をとっていた。構造の古式なのに応じて、像容にも古風がみとめられる。一木彫成像らしく、体軀は重厚で、肩張り、胸部も厚い。これに、腰を引き諦めた体ぼうは、なかなかどうどうとして張りがある。松代清水寺千手観音像などの古例に似た趣があり、製作もこれとへだたっていない。藤原初期のものと思われる。北信における古仏像群の一つとして、注目される作例である。作域もすぐれている。とくに、前方を直視する雄偉の面相は、県内の仏像の中でも、まことに充実した張りを示して、賞してよいものである。

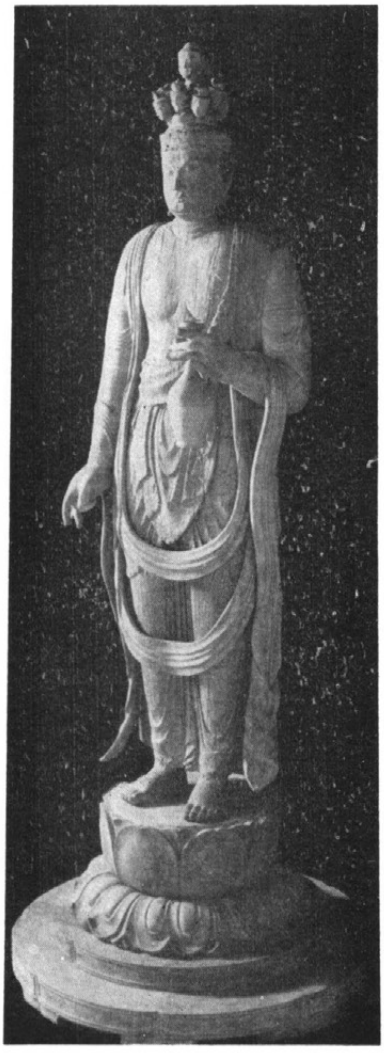

第12図　木造伝観音菩薩立像全影

長野県史跡

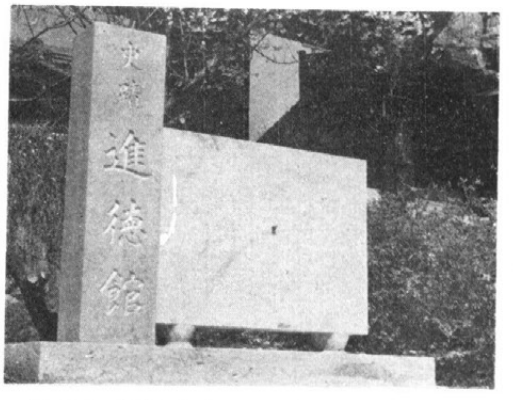

第13図　県史跡標識・説明板

旧高遠藩
藩学

進徳館

（図版第10～12・附録第52図参照）

所在地　上伊那郡高遠町字郭内町
交通　飯田線伊那市駅下車バス

進徳館は、旧高遠藩の藩学で、高遠城跡内にある。もと、八棟造りの茅葺・平屋であったが、現在のこっている建造物は、前通り二棟と玄関および表門とである。前通り西の一棟は講堂とも称すべき主要な建物（間口六間、奥行二間）で、旧進徳館の聖廟・総裁詰所・学監詰所・教授方師範詰所・教場・生徒控所を含んでいる。前通り東の一棟（間口七間、奥行二間）は、旧進徳館の生徒控所・中庭を含む建物である。この前通りの二棟は、旧位置にあるが、明治七年一二月以後、小学校として使用されたため、内外に手入れが施され、間取りなども大分変更されている。玄関（間口二間、奥行七尺）は、もとのままに現存している。正面虹梁上には蟇股を置き、懸魚は欠け損じたが、棟上には藩主内藤家の定紋「左十字」を刻んだ鬼板がのっている。玄関左側の瓦葺になっている差掛（二間半に四尺）は、昇降口として後に附加したものである。表門は、入口の正面石階上に建つ瓦葺の二脚門で、もとのままのこっている。この建物は門扉の八双金具の様式その他よりみて、元禄年間ころ建てられたものと推定されている。進徳館の閉鎖後、取り払われたものは、筆学所（教授方控所を含む）一棟、教授方詰所・文庫司詰所を含む一棟、小使詰所・定番詰所を含む一棟、寄宿寮一棟に、それに北方のがけ際にあった槍術・剣術・軍学・やわら道場を含む一棟であった。なお、現在進徳館後方にある瓦葺平屋二棟の建造物は、明治末年に造られた内藤家の別邸であった（今は高遠町の所有となっている）。その他、西方に瓦葺の土蔵一棟と、それに附属する物置とがある。これも、内藤家別邸のものであった（今は高

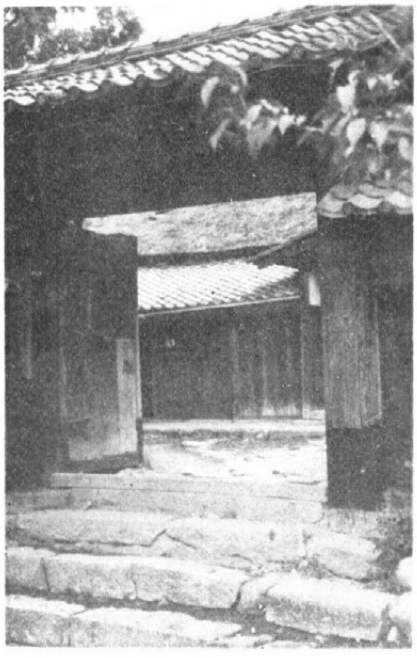

第14図　進徳館表門

遠町の所有である)。

現在、進徳館に所蔵される遺物としては、聖像・額面・蔵書等があげられる。講堂内の聖廟正面の壇上には、孔子像を中心に、右に孟子・曽子、左に顔子・子思の像が安置されている。これら諸像のうち孔子像は、中村元起が、江戸湯島の聖堂に詣で、みずからその像を画き、上伊那郡辰野村の北原伝十に一木造りに彫刻させて、安政二年(一八五五)館内に安置したものである。その他は、その後地方有志者により寄進されたものであつて、いずれも寄木造りである。また、玄関奥の楣間(まぐさ)に掲げてある高額(竪二尺一寸横四尺五寸)はケヤキ材で、林学斎の筆になる「進徳館」の文字が彫刻され、文字には金彩が施されている。もと、進徳館にあつた蔵書は、現在、高遠進徳図書館に約二一〇余部・二、一〇〇冊、信州大学教育学部に約二一〇部・三、〇〇〇冊、松本市開智学校(部数巻数不明)に所蔵されている。これらは、高遠藩主と高遠文庫から進徳館に寄贈されたものである。明治元年(一八六八)四月の調査によると九七八部・七、一〇〇余冊に及んでいる。

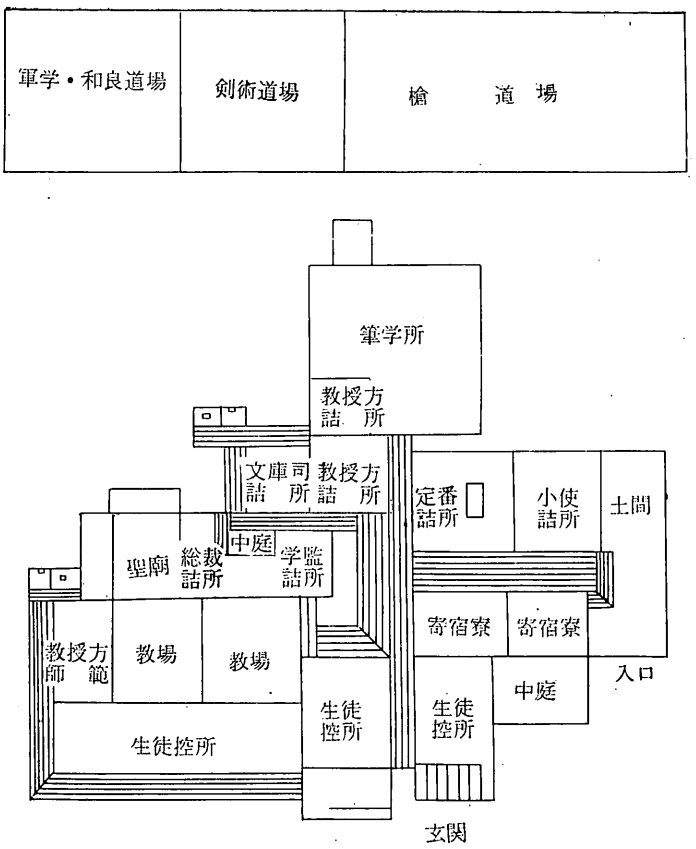

第15図　進徳館平面図(雇末)　建坪167坪(上伊那郡史による)。

高遠藩の学風は、阪本天山の学統をついだ中村元恒がその卓越した識見をもつて講学に当つたので、面目を一新した。また、元恒の私塾も栄えた。こうして多くの人材を出した。しかし、かれの唱えた政策が不評をかい、ついにかれは、藩の教授の地位を追われて流謫の身となり、さらに家学をも禁止されるに至り、配所で死んだ。元恒の子元起は、藩学の衰退をなげき、決心して江戸に出て、学派の異る大学頭林復斎の門に学び、多くの学者と交つて学識を高め、昌平校の学頭にあげられた。当時高遠では、文武ともに盛んになつていたが、学者・武術家

はおのおの門を張つて統一なく、藩学の制度も校舎もなかつた。藩学の復興を熱望していた元起は、復斎の助言をもつて藩主内藤頼直に働きかけ、ついに藩侯を動かし、万延元年(一八六〇)三月、進徳館の創設をみることができた。藩侯は、先づ郭内三の丸住居の内藤某等を他へ移らせ、その邸宅を文武場となし、これを林大学頭の命名で進徳館と称した。そして家老岡野小平治を文武総裁、中村元起・海野幸成を文学師範、その他筆学・弓術・馬術・槍術・剣術・砲術・軍学・体術の師範が任ぜられ、後には洋学所も設けられて、組織の整つた藩学校が創立された。進徳館は、比較的おくれて開設されたのであるが、教授にその人をえて、進歩的な組織ある教育を行なつたため、多くの偉材を生み、ことに教育界に中堅人物を輩出して異彩を放つた。

信濃一一藩の藩学は、閉鎖後その多くは建物は取り払われ、遺物も散逸している。今日遺構を存するものは上田の明倫堂、松代の文武学校と、この進徳館の三つに過ぎない。しかも進徳館は、前記のように、主要な遺構・遺品をのこし、当時の文教の跡を如実に伝えている。

この史跡の保存すべきものとして、別記の地域のほか、建造物・遺品があげられる。指定地域内にある建造物のうち、旧進徳館の前通り東西二棟と玄関および表門とが主要なるものである。遺品としては、聖像五軀と「進徳館」の額面があげられる。

なお、関係文献としては、内藤家史(内藤子爵手記)、高遠藩学と中村家(高遠文化叢書第一集)、進徳館(長野県史跡名勝天然記念物調査報告第二十八集市村成人)、上伊那郡史等がある。

高岡第一号古墳

(図版第13～15・附録第55図参照)

所在地　飯田市座光寺高岡

交　通　飯田線元善光寺駅下車

この古墳は、天竜川の左岸、第三段丘のゆるい斜面上の、方四キロメートルの範囲内に密集する高岡古墳群の中心に位置する。ここは、飯田線元善光寺駅の北東五〇〇メートルに当つており、国道名塩線に接し、こんもりと茂つたヒノキ・スギにおおわれている。高岡古墳群は、かつて大小四三基の高塚からなつており、明治一四、五年ころまでは、この地帯一面にひろがつた雑木林の中に点在しておつたが、その後の開墾に伴い、道路が開け、人家が建つなどしてその大半がいん滅し、今日残存するものわずかに一〇基に過ぎないという。

高岡第一号墳は、高岡古墳群の中心に位置するばかりでなく、群中唯一の前方後円墳であり、規模もまた最大である点からみても、同群の

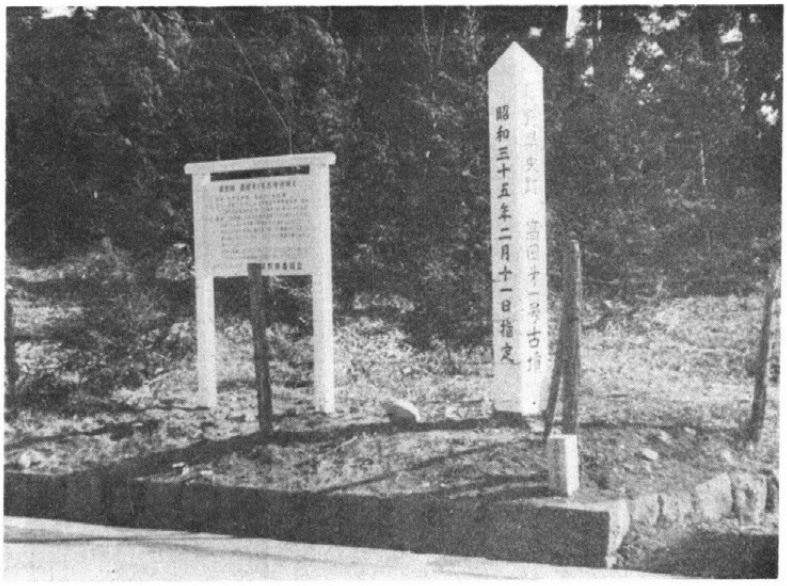

第16図　高岡第一号古墳の標識・説明板

主座を占めるものとしてよい。墳丘の主軸は、ほぼ東西方向をさし、北へ七度ふれている。後円部を東に、前方部を西におく。後円部の南西部に、墳丘の規模に比して小形な横口式石室が開口している。したがつて本墳主軸は、ゆるい斜面の傾斜方向に対しておよそ直角をなし、石室がその低い方に向けて開口しているから、その正面は、西南方にあることとなる。墳丘の全長は東西に七二メートル、後円部の径は東西で四一・九メートル、前方部の長さは約四〇メートル、同幅は四〇メートルである。すなわち後円部の径、前方部の長さおよび幅が、それぞれ四〇メートル前後という比率で造営されている。これは、前方後円墳盛期の典型的な形を示しているものである。高さは、現在後円部で五・五メートル、前方部で八メートルあり、後者が二・五メートル高いが、これは、後円部頂上を平らに削つて高岡神社を建てたためであり、原形は、おそらく後円部が前方部と等高、あるいはそれをしのぐ高さであつたと推測される。ちなみに、後円部頂上にまつられた高岡神社は東面し、その方向に石階が設けられている。ところで、このように前方部の高さが後円部の高さにひつてきする形は、前方後円墳の最盛期にみられるものである。しかもこの古墳は、前方部の頂の平坦面が少なく、いわゆる馬背状である。これは、前方部本来の意義を喪失し、いたずらに墳丘の壮大を誇る施設と化したためとみられる。こういつた傾向もまた、上記の平面形の示すところと相まつて、最盛期の制を襲うものと云えるだろう。墳丘は、全表面にわたつて葺石でおおわれていたようである。ことに前方部では、現地表面を二〇センチメートルもはげば見ることができるだろう。斜面には、露出散乱した部分も認められる。もつとも露出するものの多くは、本来の葺石ではない。元のものは、石垣その他に利用するために採取されたが、後に墳丘の原形の崩れるのを防ぐために、改めて新しい石で葺いた部分もある。元からの葺石は、径六センチメートルから一八センチメートルくらいまでの河石であり、その石質から判断して天竜川のものでなく、手近かな大島川から運ばれたものであらうという。墳丘の現在の傾斜は、その高さに比較すれば、いささか急過ぎるようである。これは、自然流失がはなはだしいためにこうなつたのか、それとも、

葺石を除去したために、急速に土砂が流失した結果こうなつたのかはつきりしない。この問題は、元からの葺石面を調査すれば明らかになろう。なお、この古墳は、段築せれた形迹をとどめていない。

この古墳は、ほとんど平坦なところに築かれておるにもかかわらず、底面積大約二、八〇〇平方㍍、平均の高さ七㍍前後という膨大なものである。したがつて、築造に要する土砂の量は、莫大なものであるから、手近かに求めるには、墳丘敷地の四周に堀を掘つて、揚土を積むのが最も便宜である。巨大な前方後円墳や円墳で、平坦地に築造されたものの多くが、その周縁に周湟を伴うのは、墓域を画定し、偉容を添えるという意図もさることながら、土盛りに必要な土砂を採るという土木技術に、関連があると解すべきであらう。ところで、この古墳の現状からは、周湟のあつたという形跡は認められない。里老の伝えるところによれば、往時この古墳のまわりには、水をたたえた濠がめぐつていたという。それが跡も形なくなつたのは、おそらく、正徳年間この辺一帯を襲つた大押出しによつて埋没したためではなかろうかという説明も聞かれるのである。

墳丘の各所で、埴輪の細片をみることがあるので、かつてこの古墳が、埴輪で装われておつたことが容易に推測できる。大正六年のことである。石室の位置から南西へ三二㍍、墳丘の裾から一二㍍離れた場所に井戸を掘つたことがあつたが、その際に、地表下約二㍍のところから埴輪の破片が多数発見された。円筒のほかに、土偶・馬・家棟など形象埴輪も含まれていた。その後も、各所で円筒や形象埴輪が発見されている。ところで、墳丘のスソから一二㍍も離れ、しかも、地表下二㍍の深さに多数埋没したという事実は、周湟の外堤に配置されていたものがそのまま埋まつた、それをさらに、正徳の押出しが深く埋めたと解釈するか、または墳丘に直接して樹てられたものが流れてこの位置にとどまつたとでも解釈するか、この二つの解釈以外に説明することができない。もし、前者をとれば周湟の幅は一〇㍍と判断されるが、後者をとれば墳丘のすそがおおよそ二㍍は埋まつているとしなければならない。それはともかく、現在のところ埴輪配列の様態は不明である。しかし、人物・馬・家などの形象埴輪のかなりの個体数が、墳丘の南側のいづこかに配置されていたこと、また、円筒が墳丘をめぐつていたことだけは推測される。こういつた例は、長野県下では余り多く知られていない。

後円部の西南部に、横口式の石室がある。この石室は、墳丘の中段、南の平坦地面からおよそ二㍍の高さに設けられてあつて、西南に向つて口を開いている。羨道部は完全に破壊されたが、長方形の玄室の大部分を残している。現状では、奥行五・三五㍍、幅員底で一・七五～一・九五㍍、高さ二㍍である。両側壁および奥壁には、巨石を立て並べてあり、それと天井の間に、中形の石を、下の腰石より内方に突出させている。また、各石のすき間に小形の石をつめて壁面を強化している。両側から内方へ突出した上石に、五枚の大板石が天井としてか

けてある。これらの大小の石材は、おおむね花崗岩である。もと、壁面は、赤く塗ってあったらしく、部分的にそのこん跡が認められる。石室の主軸は、南三九度西の方向をとっており、その奥壁は、後円部中心よりはるかに西南にかたよっている。羨道部の構造は、以前から不明であったらしい。

この古墳はいつのころかに発掘され、ここから発見されたと伝えられる遺物の類が、諸家に分散のうえ保存されている。しかし、それらのことごとくがここから出土したものか、また、そうだとすればこれが全部であるか、さらにどういうふうに配置されていたか、今日では全く知る方法がない。ところで、ここで発見されたという遺物の類は、だいたい次のような物である。

（装身具）金鐶一・土製勾玉一・管玉二・切子玉五・小玉三　（馬　具）杏葉残欠二・辻金具二・馬具残欠一

（金　具）鉸具残欠二・留金具一・金製金具一　（土　器）土師器破片二二・須恵器破片一

以上のように、高岡第一号古墳は、下伊那郡下の幾つかの古墳群中重要な位置を占めると思われる高岡古墳群の主座を占めるものであり、また、石室は前方が破壊されたが、墳丘とともに比較的よく旧態をとどめている。

木曽福島関跡

（図版第16～17・附録第56図参照）

所在地　西筑摩郡福島町字関町

交　通　中央線木曽福島駅下車

木曽福島関跡の所在地である福島町は、木曽川にそった東北～西南の長い狭谷に立地している。ここは、尾張藩の木曽代官で、福島関所の守備を兼ねていた山村氏の居館を中心とした屋敷町向城と、中山道の宿駅であった上町・下町、それに附随した上の段・八沢町とからなる宿場町として発達したところで、古代からの飛騨街道との分岐点に当っていた。

関所跡は、町の最東端の上町から八〇㍍の急な坂をのぼりつめたところにある。現在は、国鉄中央本線と国道一九号線とにはさまれている。ここは、前面は国道をへだてて、ただちに木曽川の断がいにのぞみ、背後は鉄道線路をへだてて関山（根の井山ともいう）が迫っている。その間は、わずかに幅四〇㍍たらずの平地である。また、対岸も同様に城山が木曽川まで迫っている。このようにここは、木曽川流域中、両岸の最も狭くなっている個所である。この地は、木曽谷のほぼ中央に当っているとともに江戸と京都との中間（関所から江戸日本橋まで六八

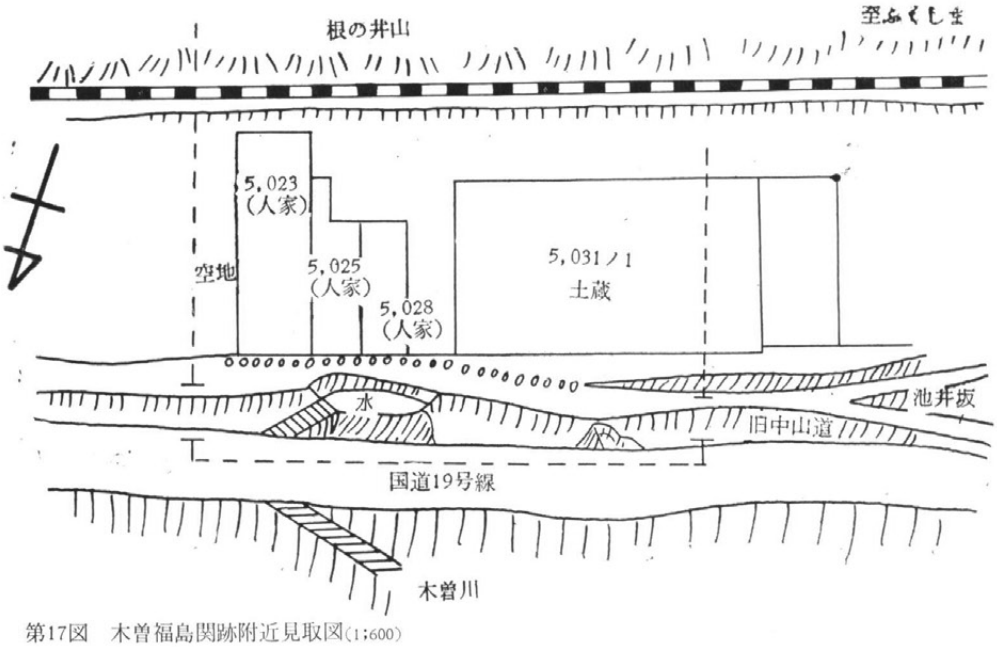

第17図　木曽福島関跡附近見取図(1:600)

里一二町余といわれた)でもあつて、東西交通の要衝として、関所をおくには最も適した場所であつた。

現在、関所の跡はほとんど認めえない。わずかに、上町から西門跡にいたる間の旧中山道の急な坂(池井坂)の一部と、東門外三八一メートル・西門外一〇九メートルの引路に植えられてあつたというヒノキ・ケヤキの並木枯損木と切株の残こんとがあるほか、旧敷地内の並び石の一部が、当時の原形をとどめているだけである。関所の原形は、現存する福島関所図(現存する唯一の図面で、年代ははつきりしないが、寛文年間ころのものと思われる)と、福島関所絵図(木曽街道屏風絵の部分で、前記図面とだいたい合致することから、これも同年代のものと推考される)とによつて、ほぼ想像復原することができる。関所の規模について、福島関所図は次ぎのように記している。

一御関所敷地　弐拾五間三尺
一敷地、自是大道北の柵迄　拾六間
一御関所(間口)五間、(奥行)五間
一下番所(間口)三間、(奥行)六間

一東門外に駒寄　拾五間一尺五寸
一捨門(西門)外に柵七間五尺、その先端駒寄　四間四尺
一南側根の井山迄東門のつづき、柵を三拾九間
　四尺

これによつて見ると、関所の敷地は、東西二五間三尺、南北一六間であつ

第18図　木曽福島関跡　民家の前にある並石は，関所の番所前に並べられていたもの，前の道は旧中山道，左下部は国道19号線，その左下を木曽川が流れている。

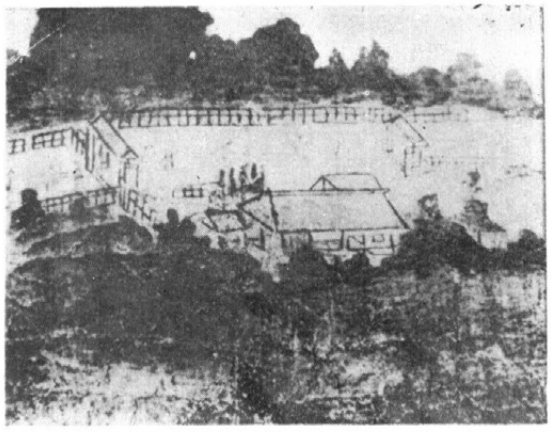

第19図　木曽福島関所絵図（角間覚兵衛氏所蔵）寛文年間のものと推定される。

た。また、この敷地の西方五四間三尺にわたり、西門よりただちに急な池井坂となつている。門外には七間五尺の柵が設けられていた。その先が駒寄であつて、下乗の場所とされていたのである。さらに、東門外にも同様に柵を設け、その先五間一尺五寸が駒寄となつていた。敷地のまわりは、南方、根の井山麓、上番所につづいた西側に一四間の塀を設け、北はがけの頭にそい、また、東西両門をはさんで、三方は厳重に柵をめぐらしていた。また、南側は、東門から根の井山へかけて三九間四尺（文政三年、九六間に延長）の柵をめぐらし、回り道をしや断していた。

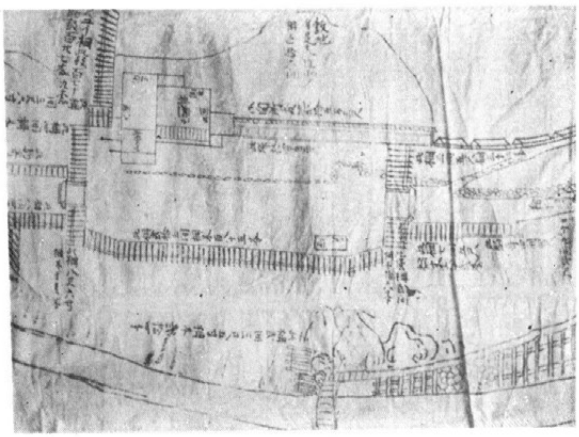

第20図　福島関所図（生駒勘七氏所蔵）寛文年間のものと推定さる。

る。敷地内には、池井坂の頭に幅二間の西門を構え、ここから東門へ一直線に幅約三間の道路が設けてあつた。東門から三、四間をへだてて番所が建てられていた。「御関所」というのは、上番所ともいい、ここには、山村氏の給人格以上のものが、上番として二人ずつ交代で勤務していた。また、その東側に下番所があつて、ここには、足軽級の下番四人が詰めていた。上番所の西側は湯呑所で、勝手と称した。さらに、西門内の建物は番小屋で、夜番の詰めるところであつた。番所の前庭は、道路にいたるまで、一面に栗石が敷きつめられてあつた。他の記録によると、東・西両門は、ケヤキ造りで、高さは騎馬の通行にさしつかえのない棟門であつたという。東門は、関所創設と同時に建てられたが、西門は、寛文八年、東門が風害のため損壊し、建て直したときに新設されたとのことである。

現在関所の跡は、大部分が吉村勇七氏の味噌製造場と土蔵となつているが、その北辺に近い東・西両門のあつた附近は、道路となつていて、当時の面影をわずかながらしのぶことができる。

福島関所の創設された年時は明らかでないが、中山道の開かれた慶長七年をあまりくだらないころのことと考えられる。その重要な守りとして、東海道の箱根・荒居、中山道の碓氷とともに、当時「天下の四大関所」と称されていたものである。当初から山村氏が代々その守備

に任じ、明治二年二月六日までその機能を果してきた。この関所は、各藩境等にみられる番所の類とは機能をまつたく異にし、とくに「女改め」と、「鉄砲改め」とに重点がおかれていた。中山道が東海道とともに、当時、江戸と京都、ないし関西地方とを結ぶ最も重要な幹線道路であつた事実、しかも、「女改め」手形の本紙は、この関所においてとどめ、ことに下りのものについては、この関所から碓氷関所へ書替手形を発行するとされていた事実などは、この関所が徳川幕府による交通政策上、いかに重要視されていたかをうかがうにたるものであろう。

現在、関所跡は、廃関後、その敷地が民有地となり、民家・倉庫等が建てられ、また、明治一七年の国道改修によつて、敷地前面の旧中山道の一部が削りとられ、さらに、明治四三年の中央西線の開通によつて、裏側も削りとられるなど、その原形の大部分を失つてしまつたのである。すでに述べたように、わずかにその当時の面影をとどめているに過ぎない現状であるから、その原形保存については、十分に、その保存方法を構じてゆくべきものと考える。

関係文献としては、家高荒治郎著「木曽福島関所」、「木曽福島町史」上巻、木曽福島関所図（生駒勘七氏所蔵）、福島関所絵図（角間甚兵衛氏所蔵）、福島関所に関する古記録および手形類（木曽教育会福島小学校所蔵）その他がある。

埴原牧跡

（図版第18～20、附録第57図参照）　所在地　松本市大字中山
交　通　中央線松本駅下車　バス

（附）信濃諸牧牧監庁跡

埴原牧跡は、松本市大字中山の南・北埴原一帯の地域にわたつている。その規模の全ぼうは、他の官牧における と同様に、これを明確にしうる史料を欠くため定かにしがたいが、その地型・地字・伝承その他による史的総合考察によつて、牧司庁は北埴原部落の町村地籍に、現業庁は南埴原部落の千石地籍に、牧人らの住居地と繋飼場とは同部落の古屋敷・千石両地籍に、放牧場は両地籍の東部に連接する地域と牧の内地籍、さらに背後の宮入山・前鉢伏山の山頂山腹にわたり存在していたものと推考することができる。古屋敷・千石両地籍につづく放牧地域は、各堀跡によつて四の区域に分かたれていた跡がほぼ推定されるが、とくに両地籍の繋飼場跡は、比較的その形をよくとどめている。

第21図　塡原牧古屋敷繋飼場跡西方より第3・第4・第5段を望む。

古屋敷地籍の繋飼場跡は、西方に傾斜した東西約一七〇㍍、南北三六～一二六㍍の階段状平地で、六段となつており、中央に四・六～八・二㍍の堀とも道路とも覚しき凹い溝を通じ、南北にこれを二分している。その北半のものを下段から数えると、第一段は西辺三六・四㍍、東辺三八・二㍍、南辺三九㍍、北辺五四・六㍍、第二段は一・八㍍上がつて、東辺四二㍍、南辺三八・二㍍、北辺三一㍍、第三段は一・二㍍上がつて、東辺四七・三㍍、南辺二三・六㍍、北辺二〇㍍、第四段は一・五㍍上がつて、東辺三九㍍、南北辺各二五・五㍍で、その東北隅に南北七・三㍍、東西五・五㍍、高さ一㍍の小高くしたところが見られる。第五段は一・二㍍上がつて、東辺三八・四㍍、南辺二三・六㍍、北辺二七・三㍍、最後の第六段は一㍍上がつて、東辺二七・三㍍、南辺三七・三㍍、北辺二九・一㍍で、その東北寄りのところが方二一・八㍍にわたり、一・四㍍ほど小高くしてある。総じて各段とも、南北に長い長方形をなしており、上段にいたるほど、その面積は小さくなつている。また、第五・第六段の南縁には、高さ一㍍、幅二一七㍍ほどの土居が残存しているが、もとは第一段まで及んでいたものと思われる。なお、北側には、第三段から第六段まで幅二・七～八・二㍍の堀らしきのが通じており、とくに第六段のところでは、その幅が一二・七㍍に広げられ、その小高くなつている個所からは、一・七㍍も低めて、他から見えぬようにしてある。現在、これらの地域はすべて畑となつているが、そのあぜと凹地等、遺型の保存を必要とする個所は、昭和二五年八月、国の仮史跡に指定された際、解放せず、松本市長がこれを保管している。北半地域の構築が上記のように複雑で、種々の工作が加えられているのに反し、南半地域はきわめて単純で、同様に六段を数えるが、その性格は全然異なつている。四囲の状況や他牧の遺例等より推して、その北半地域は、冬季牧馬を繋飼する追込み厩舎が設けられていた個所であり、南半地域ならびに現在古屋敷部落のある個所は、牧人らの住居地とみたい。また、第六段北方の一段低くなつている個所は、当時の交尾場のあとかと考える。

千石地籍の繋飼場跡は、現在の千石部落の南方につづいて残つており、だいたい、古屋敷のそれと似ているが、広さはやや大きい。西方に傾斜した南北六三・六～一〇〇㍍、東西一八一・八㍍を階段状に平地としたもので、同様に六段となつている。ここでは、中央より南側に堀が設けられてある。その跡は、上部ではいまなお、幅一〇㍍、深さ二・一㍍を測りうるが、第四段のあたりから二条にわかれた二重堀（ふたえぼり）とな

つており、その南側のものは、幅七・三㍍、深さ一・八㍍、北側のものは、幅五・五㍍、深さ一・二㍍を示している。この二重堀は、現在、第一段の南側で終つているが、その微地形から見て、当初は、第一段の西辺を北へまわつていたことが想像される。この階段地形のうち、北半が繋飼場で、第一段は西辺五二・七㍍、東辺五六・四㍍、南辺三〇・九㍍、北辺三六・四㍍、第二段は一㍍上がつて、東辺四七・三㍍、南辺二七・三㍍、北辺三〇・九㍍、第三段は一・二㍍上がつて、東辺四九・一㍍、南辺二九・一㍍、北辺二七・三㍍、第四段は一・六㍍上がつて、東辺五二・七㍍、南辺三一・七㍍、北辺二九・一㍍、第五段は一・八㍍上がつて、東辺四七・三㍍、南北辺各一四・六㍍、第六段は一・二㍍上がつて、東辺四〇㍍、南辺二七・三㍍、北辺三八・二㍍となつており、東辺に土居が見られる。なお、第六段の北西寄りに南北一三・六㍍、東西一六・四㍍の長方形の地域が、東方と南方とを高さ二・八㍍に及ぶ土居で囲つてあり、わずかに西南部が通路としてあけてあるだけである。これは、古屋敷の繋飼場に見られるものと同性質のものらしく、おそらく交尾場であろうと思われる。その南半地域は、幅六・四～三六・四㍍の狭長な丘で、人工を加えた形跡は見られない。ここでは、牧人らの住居地は、むしろ繋飼場の北方に隣る現在の千石部落に求むべきだろう。千石部落は、いわば、古屋敷と千石地籍の繋飼場との中間に位し、その地割・寺跡・遺物等から推して、当時からの居住地であつたことは明らかで、同時に、ここに現業庁としての「牧寄」があつたものと推考したい。この繋飼場のあつた個所は、現在、畑地となつているが、その遺構を指摘しうるあぜ・堀・東方の土居・交尾場等は、さきに国の仮史跡に指定された際解放せず、松本市長において管理することとしてある。

第22図　埴原牧千石繋飼場南側堀跡

埴原牧は、信濃・甲斐・上野・武蔵の四国に限つて八世紀の半ばころから一〇世紀にかけて設けられた勅旨牧(御牧ともいう)の一つであつて、左馬寮に所属していた。この牧の創設年時は明らかでないが、ほぼ八世紀の中ごろではないかと考えられる。その規模はあまり大きくないが、かえつて、そこに古色がうかがわれる。この牧のことは、延喜式・類聚三代格(延暦十六年六月七日附太政官符・政治要略)等に見えているだけで、吾妻鏡が載せている信濃二八牧中にその名をとどめていないところをみると、当時、すでに退転していたものと思われる。この牧の南隣の北内・南内両牧がそのあとを継いだものと推考したい。

多くの牧にあつては、その跡がほとんどうかがえないのに反し、この牧にあつては、ほぼ指摘することができ、その牧司庁・現業庁・騎飼場・放牧場等の跡とその位置関係とをおよそ明らかにしうるとともに、放牧地帯における野馬除・土居・堀などもかすかに残存しており、わが国における官牧史研究上、貴重な遺構というべきである。

由来、官牧は、広大な放牧地帯を併有し、数里をへだてた個所にそのあとを推定しうるものも少なくないので、その全ぼうを究明することは、まず不可能といわねばなるまい。したがつて、それらのうち、とくに、その遺構を存している部分だけを明示して、これを保存するのほか途はないといつてよい。しかも、それらの遺構が耕作地とされるに及んでは、いん滅の度もはげしいといわねばならないので、その点、急速に保存の方途を講ずる必要がある。

信濃諸牧牧監庁跡は、松本市大字中山字乾田にある。この庁跡は、塩原牧司庁の北方、松本市役所中山出張所(旧中山村役場)の北西にあり、附近一帯に鳥内(とりうち一庁の内)と呼ばれている個所で、ほぼ南北二〇九・一㍍、東西二一八・二㍍の地域にわたり、地割のあとが見られる。ここには、内くね・くね原・竹原・古屋敷・乾田等の地字があり、その乾田(いぬいだ—戌亥田)地籍から牧監庁の一建造物跡と考えられる礎石一二個が発見され、なお、附近民家内にも残存礎石あるとのことである。これら礎石は、径〇・六～一・二㍍の石英閃緑岩のもので、そのうち七個は、ほぼ三・三～三・六㍍おきに東北～西南に並んでおり、その東北方一二・一㍍へだてて一個、また、西南方三・六㍍に一個、さらに三・六㍍おいて一個があり、その東南方七・六㍍おいて一個、三・三㍍おいて一個残存している。これらを通じてみれば、九間五面の建造物が想像されるにいたつた。なお、民家に残存している礎石は、異なつた建造物のものであろう。この附近からは、過去において、幾個かの礎石が出たといわれており、この九間五面の建造物がその正面にあたつているもののようである。この地域は水田であつたが、さきに仮史跡に指定した際、礎石の出土した附近だけを松本市で買取り、芝地として保管している。

信濃における勅旨牧の監督は、その創設当初は、国司の所管下にあつたのであるが、おそらく八世紀末ころ、その手を離れて、新たに置かれた監牧(けんもく)によつて司宰されることとなつたのである。信・甲・上・武四国中、まず信濃にこれを置いたのであるが、当初は一員であつたのを、望月牧が独立するに及んで二員となり、天長元年再び一員となり、さらに天安二年に二員となり、一員は信濃における一五牧(信濃諸牧)を、一員は望月牧を監督してきたのである。なお、その名称は、当初、信濃監牧といつたのを、天長年間から牧監と改称している。

信濃の監牧庁が当初どこに置かれたかについては、延暦一六年六月七日の太政官符によつて、信濃国監牧に公解田として、「埴原牧の田六町」を与うとしてあることから、埴原牧の近くに設けられたであろうことは、動かないところであるが、先年発見された上記の礎石は、その数と大きさにおいて相当大きな建造物跡であることがわかるとともに、附近一帯の地が鳥の内(庁の内)の呼称をもつている事実、六〇間×一二〇間にわたる長方形の地域に特別の地割のあとが見られること、他になお礎石が数多くあつたとの伝承、附近に古寺の存在を思わせる何らの関係傍証史料のないことなどから、この礎石のある個所を牧監庁跡と推定して、ほぼ誤りないと考える。

以上、埴原牧跡と信濃諸牧牧監庁跡とに関しての文献としては、類聚三代格、延喜式、諏訪御符禮之古書、南北埴原村検地帳その他を挙げることができるが、一志茂樹著「古代東山道の研究」、同「官牧考」(信濃二ノ四・五)に詳細な論考がある。

多田加助宅跡

(図版第21・附録第53図参照)　所在地　南安曇郡三郷村大字明盛字宮ノ北
交　通　大糸線中萱駅下車

多田加助宅跡は、中萱部落の南西端にある。その主要部は多田鴻之氏の宅地ならびに所有水田となつており、その東南隅に濠と土居との一部が現存している。この地域の東側につづいて貞享義民社の社地と多田鴻之・多田実吾両氏の墓地がある。もと、宅跡には、東西五四・五㍍、南北六三・六㍍の濠をめぐらし、東に向かつて木戸口をもつていたらしく、その東外側の社地となつている一部には、旧中萱村の郷蔵があつた。この濠は、明治四〇年ころまではほぼ原形をとどめていたが、現存している部分は、幅六㍍、深さ二㍍を有し、水をたたえている。その内側の土居は、幅八㍍、高さ一・五㍍で、三本の老松が茂り、多田家の祝殿がある。

多田加助に関係しての確実な文献はきわめて少なく、騒動直後、松本藩から各庄屋にあてた文書、信府統記、川辺文書(松本市)などのほかは、ほとんど信用のおけるものはない。

多田氏がいつごろからこの地に定着するようになつたかは不明であるが、濠をめぐらしたその宅跡と伝承とから推して、小笠原氏に従つ

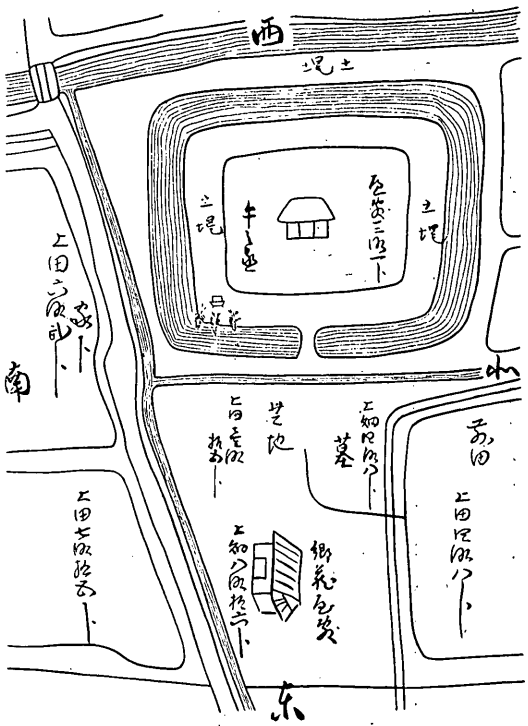

第23図　多田加助宅跡附近図(江戸時代末期中萱村図より)

て松本に来り、一有力知行者としてここに土着したものの後ではないかと想察する。寛永一九年、水野氏が松本藩主となつたころの多田氏は、村役人をしている。慶安四年中萱村検地帳によれば、宅跡は、義民加助の先代と推考される同名加助のものとなつており、相当の田畑を所有していたことが知られる。なお、旧中萱村の鎮守であつた熊野権現社の祭礼の際の「おふりよう」は、まずこの屋敷で勢ぞろいしてわたるとされ、享保六年までつづいたとのことである。多田加之氏文書　普通に、庄屋の加助として知られているが、延宝以後には庄屋職をした形跡は認められない。先代加助まで庄屋職にあつたことから、その家柄ということで、このようにいわれていたものであらう。

義民加助のことについては、これまでなんらの史料も発見されていないが、越前大野藩の浪人丸山文左衛門の教導を受け、陽明学を身につけたと伝えられていることによつて、およその人柄をしのぶことができよう。

当時の松本藩主は水野忠直であつたが、そのかこくな藩政と重税とで、農民は苦惨の生活をつづけていた。たまたま、これまで籾五斗俵につき、米二斗五升挽として年貢を納めていたのを、五斗二升俵三斗挽とし、ついに三斗五升挽の暴挙を強行したので、農民の激怒は絶頂に達した。この状勢をみた加助は、藩内各村の有志一一名とはかつて、貞享三年一〇月、藩の奉行所へ強訴に及んだが、さらに要をえないばかりか、かえつて権策によつてあざむかれた。その非道な処置に奮起した農民らは、城下に押しよせ、容易でない形勢となつた。ついに加助らは捕えられ、加助を中心とした主謀者中八名は磔刑に、その子弟らをも加えた二〇名は獄門にかけるという極刑に処された。後、この事件は、「加助騒動」と称された。

この農民一揆は、村役人層を中心として起されている点、また、藩政に抗している点、全国的に江戸時代初期におこつているものとその軌を一にしているが、とくに、加助が旧地頭層に出自をもつ家筋のものであることが注目されよう。義民らの行動は、その規模の大きさ

において、また、農民の生活擁護の名分に立上がつて、どうどうと藩に抗議した態度において、当代の農民一揆としては、全国的に最もよく知られているものの一つであり、とくに松本平地方では、貞享義民として地方の人々に追慕され、今日に及んでいる。この挙に加わつた人々は相当の数にのぼるが、加助がその中心人物であることから、この場合、加助をその代表者として、その旧宅跡保存の途を講じ、永く義挙をたたえたい。

ただ、当時の遺構としては、わずかに濠と土居とが現存しているだけであるが、かつて加助の住宅であつた地域、および後代になつてから移された墓地、貞享義民社のあるその木戸口にあたる個所をも一連のものとして保存してゆくことが適当であらう。

附説　村民は、処刑から五〇回忌にあたる享保二〇年、加助の屋敷内に小祠を建てて加助をまつったが、その後、明治一三年、現墓地（旧墓地は西中堂の堂にある）に隣る現在の個所に社殿を移し、同三一年、現在の社殿を新築して、同志一一名をいつしよにまつった。それ以来、中萱部落でまつりを行ない、今日にいたつている。

上原遺跡（図版第21・附録第60図参照）

所在地　大町市大字平字上原
交　通　大糸線信濃大町駅下車　バス

上原遺跡は、白沢天狗岳の南のすそ野にあり、南流して高瀬川に注ぐ鹿島川および籠川の二川の間にはさまれた、南東にゆるやかに傾斜する舌状台地上（標高八三〇メートル）にある。昭和一七年、原田曠氏がこの地の山林の林道で遺物を発見したのがいとぐちとなり、戦後この山林が開かれて耕地となる際、一帯の地から多数の土器や石器が発見されるに及んで、ようやく多くの人々の注目するところとなつた。そこで、同地に上原遺跡調査会が設けられ、昭和二五年から同二七年までの間前後三回にわたり、大場磐雄・一志茂樹両博士指導のもとに発掘調査が行なわれた。調査についての詳細な記述や、調査の学術的成果に関しては、長野県埋蔵文化財発掘調査報告Ⅱ「上原」（昭和三二年）に報告されている。

ここでは右の成果をかりて、上原遺跡の重要性に関し、二、三の所見を述べるにとどめたい。まず第一に、上原遺跡の年代的位置が明確

第24図　上原遺跡配石遺構

にされたことである。発掘の結果、七類に区別される繩文土器破片約一万片が採集され、その型式によつて、この遺跡は、繩文文化前期の終りから同中期の初めころまでの間のものであることが明らかになつた。本県には、この時期の遺跡は決して少なくないが、このように組織的に発掘調査したものはほとんどないといつてよい。したがつて、今後の調査研究の基準とすべき遺跡となつた。しかも、土器とともに発見された石鏃、石錐、石匙、その他の小打製石器、打製石斧、磨製石斧、玉砥石、石皿、滑石製決状耳飾その他も、それぞれ地域的、年代的特色を示しているので、これらの遺物を通じて当時の文化内容を確実に理解することができるようになつた。

次に、このような年代的位置を占め、文化的背景をもつ遺跡が、発掘によつて各種の遺構を含むことが明らかになつたことである。すなわち、各所に小さな竪穴が散在し、また、大小の石を寄せた石積、さらに注目すべき配石遺構などがあつた。それら個々の意義がなお不明だとしても、繩文中期初の人々の生活に直結することは疑う余地がない。なかでも、A地区で発見された配石跡は、この遺跡を特色づけるものとみられている。大場博士は慎重調査のうえこの復原を試みた。この復原配石跡は、そのまま露出してあり、指定区域の中心となつている。北側にあつた石の集群と、南側にあつた石の集群とは、それぞれ環状石籬に構成され、前者を第一号石籬、後者を第二号石籬と名づけた。これとは別に、東西に各一本の石柱があり、東の石柱を東立石、西の石柱を西立石と呼ぶ。これらの石は、柱状であつて細長く、鹿島川の支流矢沢の河床にみるものと同じ安山岩の転石である。その長さは五〇センチメートルから一〇〇センチメートルであるから個人で運ぶことのできる大きさである。第一号石籬は、中心に一柱を立て、その周囲に一二個の石柱が楕円形に並べられてある。その長径三・六メートル、短径二・二メートルとなる。中心柱は、ややへんぺいな石で、高さ七五センチメートル、幅四五センチメートル、厚さ二〇センチメートルである。第二号石籬は、第一号の西南端から南へ二・四メートル離れている。一個の中心柱の周囲に、六個の石を立てめぐらせている。これもまた、楕円形であつて、長径一・六メートル、短径一・五メートルであるが、第一号に比べ小規模である。中心柱は、大形でへんぺい、長さ七八センチメートル、幅四五センチメートル、

厚さ一二㌢である。そうして、この両石離の中心柱の直下には、有機土木と木炭とを含む小坑があつた。西立石は、第一号および第二号の石離のほぼ中間に立てられてある。第一号の南端から一㍍、第二号の北端から一・二㍍に位置し、東立石と相対する。その高さは七五㌢である。また、東立石は、西立石の東五・一五㍍に立つている。その高さは八〇㌢である。西立石と東立石のほぼ中間に、石を円形に寄せた石積がある。

この列石跡に関し、大場博士は日本各地の類似遺跡と比較研究を行ない、ここが信仰に関係ある共同祭祀場であると推測した。いづれにしても、この遺構は、これまで発見された同種遺構の分布の南端に当たるとともに、縄文前期末～中期初という最古のものである点からも、はなはだ重要な発見であつた。

この遺構は、保存せねばならないが、同時にこの遺構をめぐる住居跡を発見し、あわせて保存するため、保存区域を拡大することも考えられる。

第25図　上原遺跡石積

川柳将軍塚古墳

（図版第22—23・附録第58図）

所在地　篠ノ井市大字石川字湯ノ入
交　通　信越線篠ノ井駅下車　バス

この古墳は、善光寺平の西南部、篠ノ井市下石川（旧更級郡川柳村下石川）背後の山腹、字オオヒラにある。ここは、標高三六〇㍍の下石川部落の水田地帯から、つま先き上がりに四七〇㍍ほど登つたところであるから、平らからみておよそ一〇〇㍍ほど高いところに位置するわけである。この古墳の北々東なお一㍍上がつたところに、前方後円墳とされる姫塚があり、また、東方やや降つた山の背に円墳数基が並んでいる。

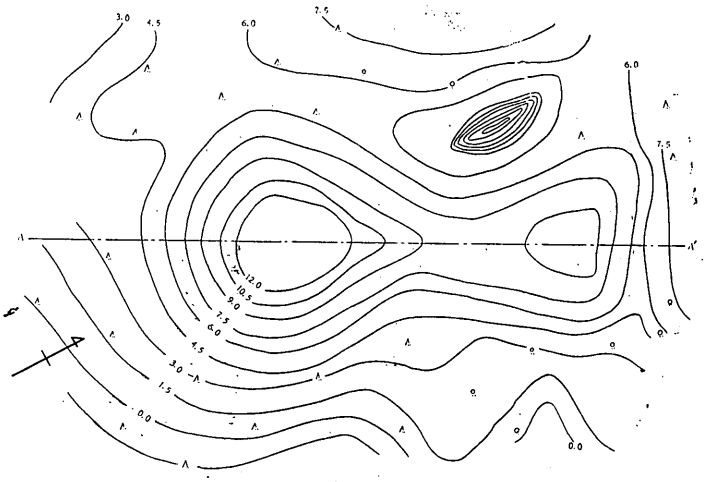

第26図　川柳将軍塚古墳実測図(平面)

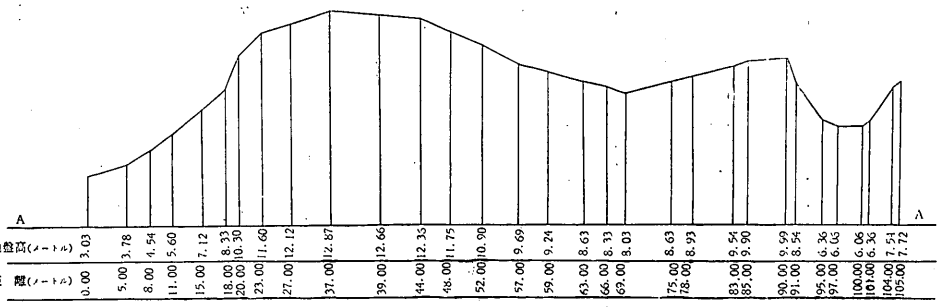

第27図　川柳将軍塚古墳実測図(断面)

この古墳は、自然の地形に従つて南々西から北々東に主軸をおく前方後円墳であり、前方部が北東にある。全長約九二㍍、後円部の径は四二㍍内外、前方部の長さは五〇㍍、その前端の幅は三一㍍である。後円部の高さ八・三〇㍍前後に対して、前方部の高さは五・五〇㍍である。すなわち、後円部の径に比して前方部が長く、かつ、幅が狭く、高さも後円部よりはるかに低い。前方後円墳としては、比較的旧い型式を備えている。地形一般や、その一部の土木的変更の状態から考えて、この古墳の造営はおよそ次のような手順で行なわれたと推測される。

墳丘の大部分は自然の地形を利用したものである。これに北東部と西北部とを切断して概形をつくり、さらにその中央の辺、左右両側を削つて縊部を整え、これらによつて採られた土砂を墳上に積んだ。ことに、西北部には深い池溝をうがつて大量採土して、同じく積みつつ前方後円形に整備したものであろう。したがつて、ぼう大な墳丘がすべて盛土からなるのではない。この点、山上に設けられる前方後円墳の多くと規を一にするといえよう。なお、この古墳は、周湟を伴わない。それは、山上の斜面に造営するために、周湟をめぐらすことが困難であつたという事情によるものではない。墳丘造築に大量の土砂を必要とせず、西側の丘陵から切断し、

西北に大穴を掘つて採土したものを積む程度で事足りたから、周溝をうがつて積土を求めるに及ばなかつたからである。現在、西北に残つて水をたたえる池溝は、周溝発生の事情を示す好例であつても、周溝の一部とみなすことはできない。

墳形が整えられてから採土の際割取つた岩盤の板石で葺いたらしい。これは、上表に積まれた土砂の崩壊流失を防ぐためである。各部にその形跡をとどめている。また、埴輪を立てたとみえて、その断片が認められる。しかし、墳丘の規模に比して、必ずしも大量ではなかつたようである。墳丘全体にわたり、何段かに巡らさせたものとも思われない。さらに墳上でしばしば土師器の細片をみるが、その意義も明らかでない。

墓室は、江戸時代にすでに地人の手で開かれて、各種の副葬品が発見されたが、後に明治二六年ごろふたたび発掘されて完全に破壊された。今はほとんど旧態をとどめていない。したがつて、墓室の構造については、明治二六年ころの発掘の事情を知つた故老から聞いて森本六爾氏が書いた『川柳村将軍塚の研究』(昭和四年)によつて、その大要をうかがうよりほかに方法がない。以下は、同書の記載に従つた。それによると、墳丘の主軸線上の、後円部および前方部に、おのおの一つずつの竪穴式石室が設置してあつた。後円部の石室は、長さ五・四〇～六・二〇メートル(三、四間)、幅約一・八〇メートル(一間)であつた。安山岩の割石を小口積にして造つてあつた。そして、大平石数枚でふたしてあつた。室内に朱のあとが認められた。石室の外側は、川原石をつめて固めてあつた。さらに、その外部を粘土で厚く包んであつたという。前方部の石室もまた、後円部の石室とほとんど同じ構造に造られていた。しかし、規模は小さかつた。長さ二・七〇メートル(九尺)以内、幅約一・二〇メートル(四尺)に過ぎなかつた。両室ともに、江戸時代における発掘によつて副葬品の大部分が取去られたため、それぞれの種類や配置などについては、全く不明である。石室の用材の多くは、明治年間部落に運ばれ、橋などに利用されたもののようである。蓋石の一つと称せられる大板石は、現在もなお下石川の南沢将男氏宅の庭に横わつている。さて、以上は森本氏の聞書きであるが、もしこれに誤りがないとすれば、この古墳には後円部および前方部に割石小口積みの竪穴式石室があつたことがわかる。したがつて、この古墳は、墳形の示すところと相応じて前期古墳の制を伝えるものといえよう。

江戸時代に土地の人々が発掘し発見した副葬品の多くは、松代藩に引上げられたが、明治五年廃藩に当たつて同藩より地元に返却され、それ以来上石川の布施神社に保管されて今日に至つている。そうした移動の間に散逸したり、また、他の古墳出土品が混入したりすることがしばしばあつたと推測されるので、今確実な副葬品目録を二石室別につくることは至難である。『信濃奇勝録』巻之五にしるされた将軍塚出土

品の品目は、およそその全体を伝えるかと思われるが、それにしても金銀鐶のように、他の遺物にマッチしないものが含まれることは、いぜん疑問をいだかせるところである。同様な疑問は森本氏も、『信濃考古綜覧』の編者も、ともにいだいたのであつた。ことに後者は、墳形、墓室の構造に見合う副葬品として、「瑪瑙製のコの字形勾玉を除く玉類の一部、碧玉製異形品、銅鏃、筒形銅器、車輪石、軸形石製品、棒状銅製品等を挙げ……異体字日月銘内行花文鏡…は暫く措くとして、変形四獣鏡も、或は算えられるかも知れない」としている。これに鉄剣、鉄刀なども加えて、ほぼ従うことができる。

この古墳は、山上に築造されたこと、後円部に比して前方部が長く低目の前方後円墳であること、後円部および前方部に割石小口積みの竪穴式石室が設けられていること、副葬品に碧玉製品、青銅製品を含み、玉類に硬玉製勾玉、碧玉製細長管玉を含み、鏡鑑の内に内行花文鏡、獣文鏡を含むなどの事実から、本邦古墳中古制に従うところ濃厚なものがあり、一般に唱えられる前期古墳の相ぼうを呈することは否定できない。そうだとすると、この古墳の築造が、いわゆる前期末から中期初までとみて、紀元四世紀から五世紀の間に営まれたとすることが可能であろう。今まで明らかにされた限りでは、本県内における最古の古墳とすべく、しかも、前期的古式墳の東北限に位置するものとして、きわめて重要な遺跡とされる。ただ惜しいことに、石室が壊滅し、副葬品の不明になつたものが少なくない点である。

副葬品については、今後なおいつそう考究すべき余地を残している。そこで、その一例を掲げて後の考察の一助としよう。第28図の銅鏃は、川柳将軍塚出土と伝え、松代町の某氏から米山一政氏へもたらされたものである。『信濃奇勝録』は、一七本の銅鏃が発見されたむねをしるし、内一つを図して「長二寸計(ばかり)、幅九分計(ばかり)、込七分計(ばかり)」と注しているがこれはその図と概形を等しくする。いわゆる横鏑鋒式の端整な品で、全長八センチメートル(二寸六分)、基部幅三センチメートル弱(九分)、茎長(なかご)二・二センチメートル(七分)である。『信濃奇勝録』のそれと等大である。川柳将軍塚出土品たること疑う余地がない。このように世に隠れた遺品を顕彰することは、川柳将軍塚の性格を明確にし、本県古代史の解明を充分ならしめるに役立てることができよう。

第28図　銅　鏃

佐久間象山宅跡

（図版第24—25・附録第51図参照）

所在地　埴科郡松代町字有楽町
交　通　信越線長野駅下車バス
　　屋代駅下車電車

佐久間象山宅跡は、象山四七五八メートルの東のふもとにある。ここは象山神社の西南に隣るところである。

象山は、幼名を啓之助、長じて名を啓、字を子明といい、通称を修理と称した。象山（象山は普通ぞうさんと呼ぶが、しようざんと呼ぶという説もある。）はその号である。文化八年一八一一二月一一日、松代藩士佐久間一学（諱を国善、神渓と号した）の長子として、ここに生れた。象山は生れて頴悟俊敏、幼年で藩老鎌原桐山に経書を、町田源左衛門に算数を学んだが、一五歳のとき易学に心をひそめ、学業大いに進み、二〇歳のとき、藩より学業勉励をもつて賞せられた。天保二年一八三一父の家督をつぎ、藩主真田幸貫に仕えたが、天保四年一八三三遊学を許されて江戸に出で、佐藤一斉の門に入つて学んだ。天保七年一八三六正月帰藩してからは、毎月二回城内に経書を講義するかたわら、有楽町の自宅において塾を開き、講書および武芸の師範をして藩の子弟を教授した。天保八年五月、学制意見書を草して藩老矢沢監物に建白し、始めて政治的活動を行なつたが、天保一〇年一八三九ふたたび江戸に遊学して、家塾象山書院を開き、天下の名士と交わり、同一二年幸貫が幕府の老中となるに際して江戸常詰となり、弘化三年一八四六松代に帰るまで八年の間、幸貫の顧問として、欧州諸国の事情を考究して海防の事を論じた。また、西洋砲術・蘭学・西洋医学を勉学するかたわら、ガラスの製法・硝石の製造等

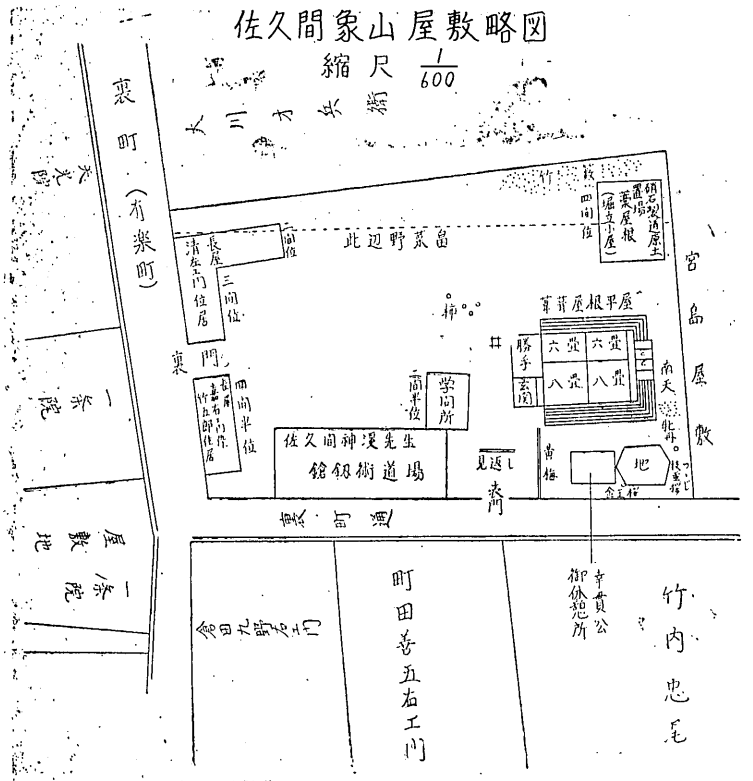

第29図　佐久間象山屋敷復原図(1;600)

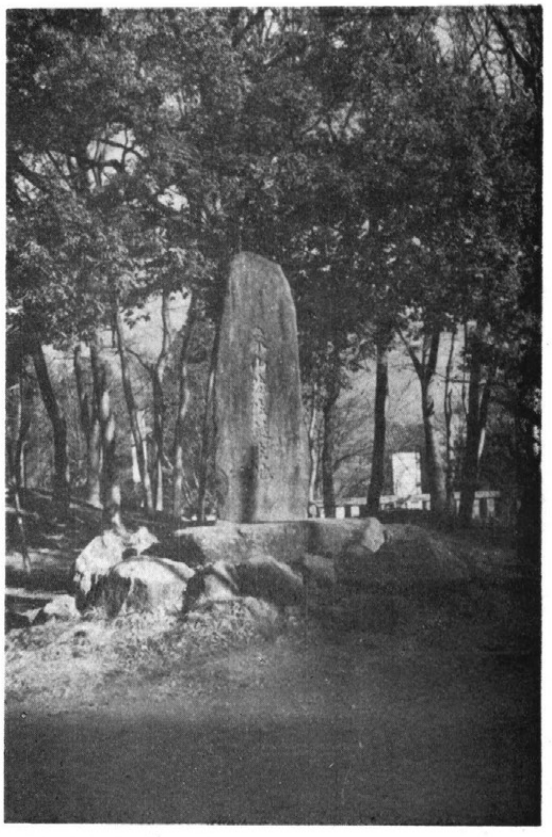

第30図　生誕地の碑

第31図　井戸枠

に没頭した。帰藩後は、有楽町の住宅は住居に堪えないとして、住宅をそのままとし、藩に請うて伊勢町の御使者屋敷を借りて住居した。

宅跡は、象山の曽祖父三左衛門国品が始めて真田家に仕えたとき、藩より与えられたものである。宝暦年間の松代藩士屋敷割図には、佐久間彦兵衛屋敷となつていて、西面一四間二尺、北面二二間三尺、東一五間四尺、南面二一間四尺、総坪三三〇坪となつている。

象山が住居したころは、四方に土塀を回らして、南面中央よりやや東寄りに表門が建ち、西面中央に裏門があつた。この内に住宅・学問所・槍剣術道場・真田幸貫の休憩所・硝石製造原土置場があつた。また、裏門の両脇に長屋二棟があつた。すなわち表門を入つた右手に、幸貫が象山の屋敷におもむいた際に使用した七間四方の休憩所があつた。この北に東西五間半、南北三間半の茅葺の母屋があつた。母屋は南・東・北に九〇センチメートル（三尺）ほどの廻縁をつけてあつた。そして北に六畳間二つ、南に八畳間二つが並んでいた。また、母屋の西庇に、南に玄関、北に続いて勝手があつた。さらに、勝手口近くに井戸があつた。表門の左手の道路際に、一学が卜伝流の剣槍術を教授した東西一〇間、南北四間の道場があつた。また、道場と母屋の間に、二間に二間半の学問所があつた。裏門両脇の長屋は、南は二間に四間半、北は二間に三間のものであつた。これに、東に二間の角屋があつた。また、硝石製造原土置場は、三間に四間で、屋敷の東北の隅にあつた。さらに長屋と原土置場の間は、東に竹やぶ、それに続いて野菜場があつた。この竹やぶおよび野菜場は隣家大川才兵衛に貸しておいた。象山

はちつきよ居中この取りもどしをはかつたことがあつた。しかし、元治元年象山が京都において刺客にたおれ、居宅も藩に取上げられ、同藩士で剣道師範役の中沢源蔵に与えられた際、そのままとなつてしまつたようである。

象山の居宅は、廃藩後、さらに所有者を異にしたが、いつか心ない人の手によつて取りこわされてしまつた。屋敷は大正二年、有志によつて松代町に寄附された。そして、象山先生誕生地と刻んだ石碑を建設して、その遺跡を保存することとなつた。現在は松代町所有の公園地となつている。

近年、南・西両面の道路添えにコンクリートの塀を築き、北に杉垣を植えて宅跡の保存を講じたが、唯一の遺物である井戸を埋め、その井戸の枠を東北の隅に移したのは残念である。

宅跡としての指定区域は別記のとおりである。現在、長野県教育委員会・松代町教育委員会が、宅跡の南側中央に象山の住宅当時の屋敷図に添えて、説明板を設け、一般観覧者のため旧跡をしのぶことのできように設備してある。

栗林遺跡

（図版第26～28・附録第59図参照）

所在地　中野市大字栗林字北原

交　通　長野電鉄信州中野駅下車　バス

中野市栗林の部落の中心からその東北方にかけて、弥生関係の遺物が散布している。この遺跡に始めて着目したのは、神田五六氏であつた。すなわち、その一角でカワラ製造用の粘土が採掘される際、多数の遺物が発見される事実を知り、出土遺物を収集したことに端を発している。それらの遺物については、同氏に二編の報文がある。「信濃栗林の弥生式石器」（考古学第六巻第一〇号、昭和一〇年）および「北信濃栗林の弥生式土器」（同誌第七巻第七号、昭和一一年）である。この二編の報文によつて、栗林遺跡の名が広く知られるようになつたが、ことに、同所発見の弥生土器に対して、森本六爾・藤森栄一両氏等が栗林式の名を与えるに及んで、この遺跡は時代の脚光を浴びるに至つたのである。

こんど県史跡として指定したのは、別記の範囲で、東西約三六〇㍍、南北およそ八五㍍にわたる長方形をなす部分、およそ三一、〇二〇平方㍍（九、四〇〇坪）の地籍である。その大部分はリンゴ畑になつている。字北原の北西側は、高さ三㍍内外のガケ地で、その下は千曲川の

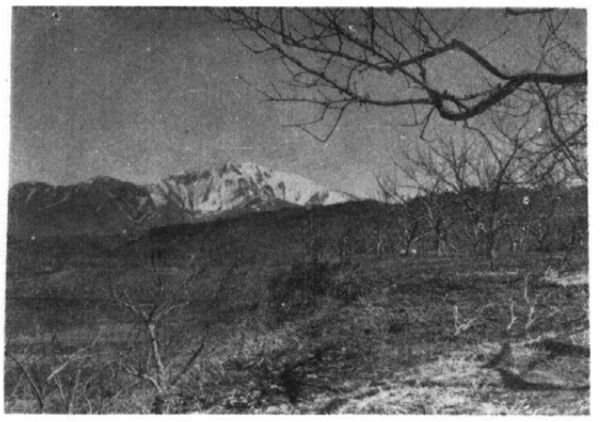

第32図　栗林遺跡

旧河道とみられるが、現在畑地となつている。また、南側は、ここよりやや低い水田地帯であつて、東寄りを字堤下、西寄りを字清水尻と呼んでいる。このような現在の地理的状態は、弥生文化時代においてみられたところであらう。すなわち、北原地籍一帯は、比較的乾燥しておつたから集落立地に適し、その前面の堤下・清水尻は、湿地帯、あるいは沼地であつて、水田として利用することができたと推測されるのである。北原に当時の集落があつたことは、後述の事実から疑う余地がない。その前面が当時水田に利用されたかどうかは、その地の発掘を行なえば明らかにならう。北側の一段低い畑地となつている場所は、当時あるいは蛇行した千曲川がゆるやかに流れておつたか、または川筋は西へ移つてその枝川が一種の滞水地を形成しておつたか、どちらかであろう。もし、後者の状態であつたとすれば、ここもまた、水田として利用された可能性があらう。

神田氏が最初に遺物に注意したのは、おそらく北原の東寄りで採土された際であらう。この地で発見された弥生土器の破片を、神田・藤森両氏が六類に分かち、その内第一類から第三類までを栗林式と呼称したのであつた。長野県教育委員会は昭和二三年一一月に小野勝年・坪井清足・横山浩一の諸氏に嘱して栗林遺跡の一部を発掘した。この発掘では、遺跡の中央をほぼ東西方向に八〇㍍、さらに、これと直角に南北方向に三〇㍍の試掘溝を掘り、前者を第一トレンチ、後者を第二トレンチとした。なお、第一トレンチの西端から西へ約九〇㍍、ガケ側に発掘坑L区を設けた。その結果、第一トレンチの西端D区と、第二トレンチE区とで、それぞれ竪穴住居跡を発見した。後者は耕地のつごうで全掘することができなかつた。したがつて、その構造が明らかにされず、出土遺物も多少の土器破片をえただけであつた。D区の竪穴は、東西径五・一六㍍、南北径四・五九㍍の不正円形に掘られ、壁高の判然する部分では一〇センチあつた。中央に方形の浅い穴炉があり、これをめぐつて大小一七の柱穴が認められた。さらに、その周壁上にも大小一七の柱穴が並んでいた。壁のすそには南側を除いて周溝がめぐつていた。竪穴の北東隅は、扇形に一段深く掘られ、その深さは床面から二〇センチほどであつた。炉の東側の床面は、著しく焼け、そこに焼けた丸太や木炭片が多かつたという。竪穴内床面に甕二、壺口頸部一、へんぺい片刃石斧一、その西壁部に壺一があつた。

以上の二戸の竪穴のほか、柱穴・溝・炉跡・敷石・石積などが、試掘溝内各所で発見されたが、まとまりをもつた遺構として、相互の関係を

明らかにするには至らなかつた。とはいうものの、これとともに、随所に土器や石器が散在しておつたから、北原の地が弥生時代の集落跡を埋蔵していることが明らかになつたのである。しかも、この地から発見される遺物には、北信の弥生文化初期の様相を示すのにじゆうぶんなものが多々含まれている。まず、弥生土器には、細頸の壺・広口の甕・鉢の類がある。これには、装飾文が施されたり、鉄丹が塗られたりしている。それらのうちには台付の甕、甑、壺の蓋なども含まれている。いづれも、栗林式、もしくはそれと前後するものである。ことに、D区から発見された一壺には、注口の欠失したあとをのこすものがあつた。このように、弥生土器として稀有な注口土器が発見されたことは、特筆せねばならないことである。なお、坪井氏等が異形土器とした土器は、その形が特異であるばかりでなく、その装飾文が、縄文晩期の亀ヶ岡式土器の文様に一脈相通ずるらしき点があつて、注目される。また、土製品としてまんじゆう形の紡錘車の半割品があることも、見のがすことができない。

石器が、質量ともに豊富な点もまた、栗林遺跡が、北信の同期遺跡の特性を端的に示しているものとみられる。D区竪穴内で発見された閃緑岩質大形扁平片刃石斧は手斧の刃とみるべきものである。栗林からはすでに同種の大小石器が多数採集されている。発掘中に破片を合せて四本分発見した太形磨製石斧は、閃緑岩製で、割断に適する蛤刃と、ずつしりした体をもつている。これは他にも二〇数本採集されているというが、斧の刃であることは疑う余地がない。発掘中にはえられなかつたが、ほかに小形の方柱状片刃石斧もまた、何個か採集されている。ところで、この中には、鑿の刃とみるべきものもある。D区竪穴内で半折した石庖丁が出土した。石庖丁の破片は、他にも数点採集されている。楕形のものと杏仁形のものとがある。これは、稲穂を摘む爪鎌である。また、磨製石鏃が十数点採集されている。この事実は、磨製石鏃の系統や年代を考えるうえに、重要な資料を提供したものといえる。

玉類には、碧玉、鉄石英の細長い管玉、硬玉製小形勾玉、鉄石英・滑石の丸玉などが採集されている。中でも管玉は、百余点ある。その形制は、北信から北陸方面の弥生遺跡に多くみられるものであつて、この点が注目される。また、このほかに古墳時代末期に属するかと考えられる勾玉、切子玉、それに土師器の甕などが発見されており、遺跡の重復も考慮される。

上記のように、この遺跡は、文化的内容が充実しているので、保存の必要が感ぜられる。なお、この集落跡の前後の地に、水田が開かれたかどうかを調査することによつて、この遺跡の重要度は、いつそう増すことであらう。

恵端禅師旧跡 正受庵

（図版第29～30・附録第54図参照）

所在地　飯山市大字飯山字元宮

交　通　飯山線飯山駅下車

建物区分	構造	建坪	備考
本堂	木・草・平	三七・〇〇	
茶室	木・皮・平	四・〇〇	
物庫宝	土・瓦・平	六・〇〇	
鐘楼	木・亜・平	九・〇〇	
禅堂	木・草・平	三三・五〇	外廊下五坪
庫裏	木・亜・平	五九・七五	外二階坪一二・五
便所	木・亜・平	七・五〇	
計		一七六・五〇	

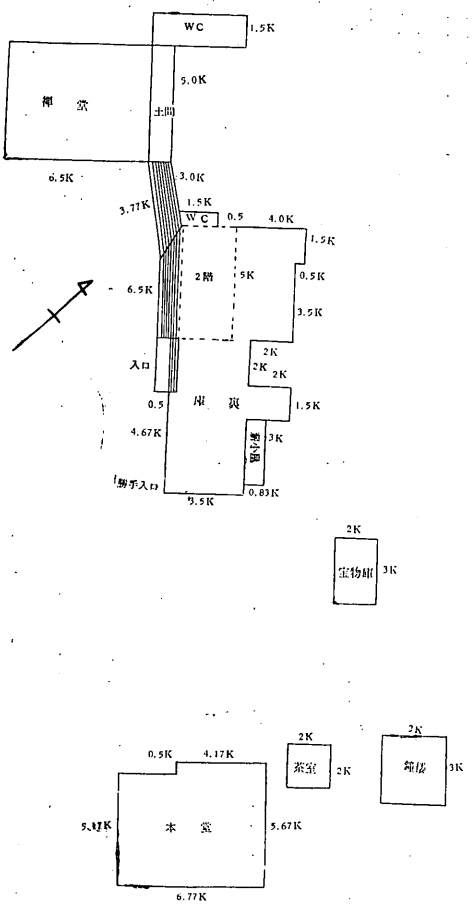

第33図　正受庵建物配置図(1:600)

恵端禅師旧跡の正受庵は、飯山市上倉の西の丘陵上にある。ここは、飯山駅から西北方へ約一・五キロメートルいったところである。指定地域は、宅地・田畑・原野・墓地を含む七〇アール(二一一八坪)で、地域内に本堂・茶室・宝物庫・鐘楼・禅堂・庫裏等の建造物のほか、墓地がある。

恵端禅師の旧跡というのは本堂である。本堂は、間口六間、奥行四間の茅葺・寄せ棟・平屋の建造物である。東側と南側に、カギの手に九〇センチメートル(三尺)幅の廊下が取り付けてある。建坪は、八九。一平方メートル(二七坪)である。内部の須弥壇の一部に改造を施したほかは、だいたい創建当時の様式と規模をのこしている。境内の景致ともよく調和した簡素な建物である。庭園には、一立石を配した古池をめぐる木立の中に、数株のトガが茂り、また、軒端には、剱ずり石(千曲川底より上がる)の水石手洗鉢がすえてあり、恵端禅師が住庵した当時をしのばせる。水石は、もと飯山城内の茶室の側にあつた。藩侯松平氏の祕蔵のものであつたが、禅師が、藩侯より一寺建立と寺領二百石寄進との申し出でを辞退した代償に与えられたものと伝え、正受庵第一の什宝である。また、トガの老樹は、藩侯が遠江

正受庵

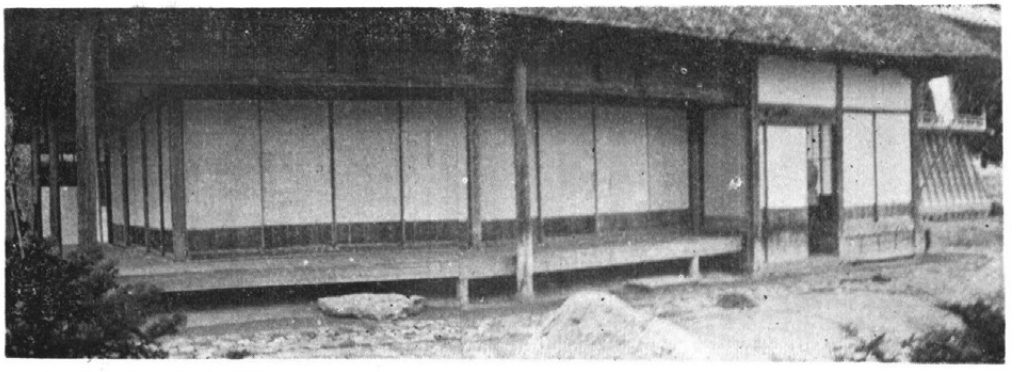

第34図　正受庵本堂正面

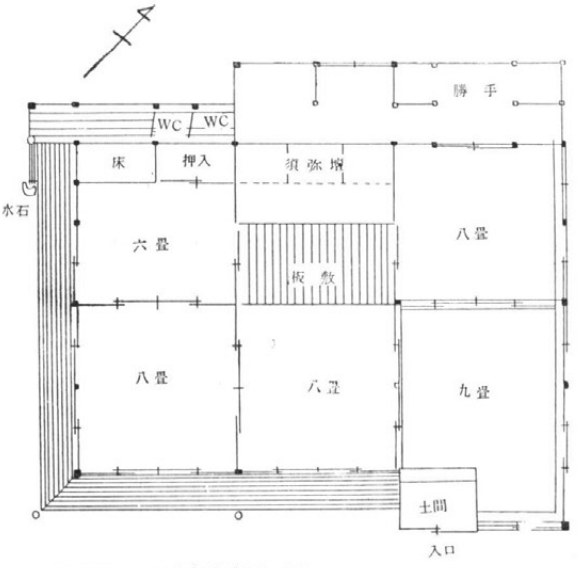

第35図　正受庵本堂平面図(1:200)

掛川に移封の際、かたみに拝領したものといわれている。庵の西岡の墓地には、正受庵主歴代の墓碑が立ち並んでいる。その中の恵端禅師の墓には、禅師の六〇年忌に東嶺和尚の建てた栽松塔が安置されている。また、その側には、母李雪尼の墓碑がある。

禅師遺愛の書籍は、「開山書籍目録」(文化八年調)によると、臨済録夾山鈔一〇〇余冊のほか、およそ一七〇余種があつた。いずれも貴重な書籍で、中には禅師自筆の書き込みの見られるものもあつて、その研学修道のほどは敬服される。しかし今日は、庵の雨漏りやネズミのふん・しみの損傷による欠本のため、五三種があるだけである。また、老人の遺物には、開山遺偈・開山像・正受菴号・無難和尚像・半身達磨・達磨大師名号・鐘馗・出山像・蘆葦達磨・維摩居士等がある。

恵端禅師は、字は道鏡、栽松翁とも号し、通称は正受老人といつた。寛永一九年(一六四二)に生れた。母は、松代藩主真田侯の侍妾で、事情があつて飯山城主松平遠江守忠倶に養われたと伝えられている。一九才のとき、藩主に従つて江戸に遊学し、至道庵無難禅師について出家、もつぱら臨済の禅道を修め、きびしい鉗鎚を受けて印可を与えられた。二一才のとき諸国行脚(あんぎゃ)に旅立ち三年ほどして帰庵した。たまたま、庵主が老人を信徒によつて新築された東北寺の住持にすすめようとしたが、固辞して二六才の寛文六年(一六六六)飯山に帰つた。城主松平忠倶は、大いに喜び、老人について道を修め、老人のために上倉の西岡に禅庵を営み、これを小畝山正受禅庵と名づけた。その後、老人は、東

第36図　栽林塔

北寺に相弟子洞天が住職となるということを聞き、ふたたび無難禅師を慕つて至道庵におもむき、師の死ぬまで師事した。しかし、三五才のとき飯山に帰り、飯山城中から母を迎えて正受庵に住んだ。それより八〇才（享保六年（一七二一）一〇月）で死ぬまで四五年間、藩侯から申し入れの一寺建立や寺領寄進のことも謝辞して、ひたすら仏道に精進を傾けた。この間に、白隠に正印を授けたり、また、宗覚・鏡水・紹巌に印記を与えたりした。このようにこの小庵は、わが国臨済禅の興隆に対して偉大な存在であつた。

本堂は、弘化四年（一八四七）三月、大地震のため破損したので、同年八月改築された。このことは、同庵の棟札の示すところである。しかし、その規模等は、だいたい原形に近いものである。境内・墓地等も旧観をそのままにのこして、故人の遺徳をしのぶことができるようになつている。

この史跡の保存すべきものとして、別記の地域・建造物・遺物・遺品等があげられる。この史跡の中核をなす建造物は、本堂一棟である。また、遺物としては、トガ、水石を中心とした遺愛の閑寂な庭園と、栽松塔を中心とした老人の墓地とをあげることができる。さらに、遺品として宝物庫に保管されている老人の書籍・掛軸等があげられる。

関係文献には、正受老人崇仰録、正受道鏡慧端菴主行録、正受庵由来記、当庵世代記録、正受老人（春部芳阿著）、栽松塔銘、遠羅天釜、霊源一滴社寺領並由緒、飯山町分諸色指出帳（正徳元年）、正受老人を看よ（宝獄禅師述）、飯山町誌等がある。

長野県天然記念物

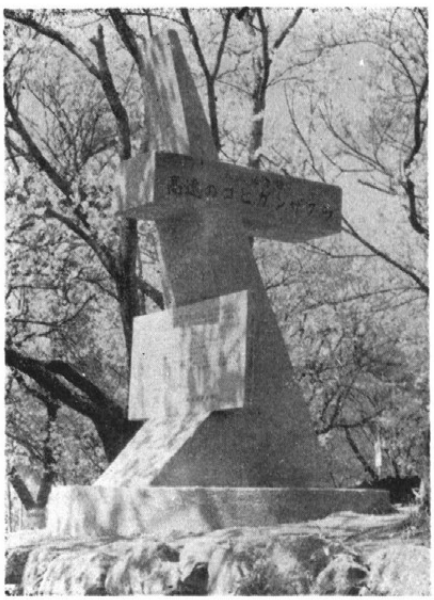

第37図　県天然記念物標識・説明板

樋沢のヒメバラモミ

（図版第31・附録第61図参照）

所在地　南佐久郡川上村大字樋沢字御前下
交　通　小海線信濃川上駅下車

小海線信濃川上駅で下車して西方へ五〇〇メートルくらい歩くと樋沢につく。線路の南側に二本の巨木がたっているが、これが樋沢のヒメバラモミ(Picea Maximowiczii REGEL)である。

ヒメバラモミは、故須川長之助氏によって、一八六一年に富士山麓から発見されたマツ科トウヒ属の植物である。樹高は四〇～五〇メートルで、胸高の直径一・五メートル余りに達する喬木である。樹皮は、灰褐色で厚く、鱗片状に剝離する。樹冠は、円錐形で、老樹では下半身の枝が多少下向してその先端は上向する。一年生枝は、黄褐色で、無毛である。葉は、線形、先端はやや劣る。長さは一センチメートル、幅は一・五ミリメートル、横断面は菱形または四角形である。球果は、無柄、斜に下垂して楕円状筒形で、先端基脚ともに丸い。成熟期は十月上旬で、黄褐色から褐色に変わる。

八ツ岳西岳旧御料林および南佐久郡の国有林と民有林、さらに、諏訪郡・上伊那郡戸台川上流、その他からも見え出された。本州中部原産の特産種で、海抜一、二〇〇メートル附近にまれに産するものである。分布が狭く、そのうえ、個体数が少ないので、大切に保護し、学術的研

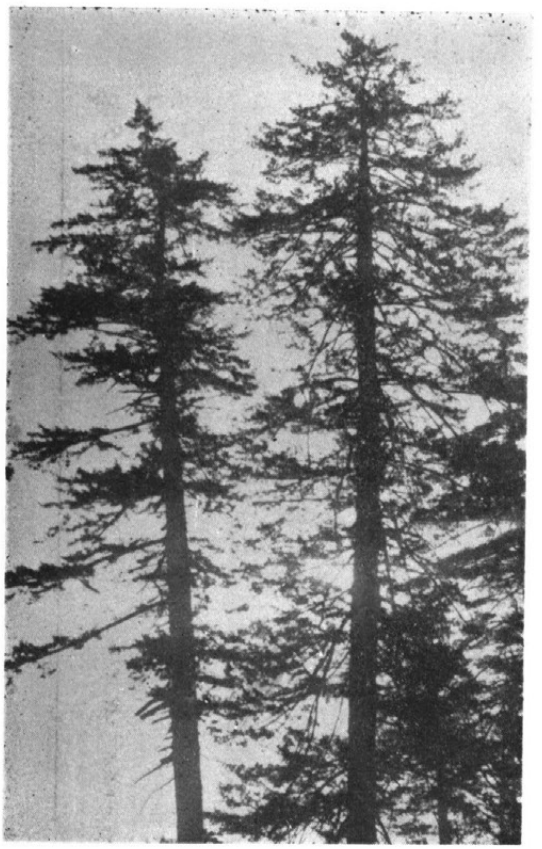

第38図　ヒメバラモミ

樋沢のヒメバラモミ

究の資料としたい。本種は分類上困難が多いものである。参考文献を記する。上原敬二著「樹木大図説」(有明書房、東京)。大井次三郎著「日本植物誌」(至文堂、東京)。岩田利治・草下正夫共著「邦産松柏類図説」(産業図書株式会社、東京)、杉本順一著「日本樹木総検索表」(六月社、大阪)、北村四郎著「原色日本樹木図説」(保育社、大阪)、長野県史蹟名勝天然記念物調査報告書。

長倉のハナヒヨウタンボク群落

(図版第32～34、附録第62～64図参照)

所在地　北佐久郡軽井沢町大字長倉
交　通　信越線中軽沢駅下車　バス

長倉のハナヒヨウタンボク(Lonicera Maackii MAXI.)は、軽井沢町の字赤岩と、字芹ガ沢とに自生する。赤岩のものは、信越線中軽井沢駅で下車、駅前から、星野温泉行きのバスで終点までゆき、一五〇㍍ばかりもどつた、道の右側にある。また、芹ガ沢のものは、中軽井沢駅から、西武バス千ガ滝方面行きバスで、千ガ滝西区入り口までゆき、千ガ滝中区方面に向つて二五〇㍍ほど行つた、釣り池の周辺にある。

ハナヒヨウタンボクは、スイカズラ科スイカズラ属の植物である。やや湿原地を好み自生する灌木性の植物である。指定地域内には、根周り一㍍余り、高さ六㍍に達するものがある。六月中旬淡黄白色、または淡紅白色の美しい花が咲く。漿果は、はじめ緑色であるが、淡黒褐色に変わり、十月に真赤に熟する。そして、落葉後も漿果は落ちないで残つている。眼をうばうばかりの美しさである。

本種は、古く地質時代にアジア大陸北東部に分化発生して、朝鮮・満洲・北支那・アムール・ウスリー等に広く分布した。本邦においては、大陸と地続きであつた氷河時代には、北海道から奥羽・関東・中部の各地方に広く分布していたものと思考されている。後氷期になつて気候がふたたび温暖になると、低地の気候に適応することができなくなり、生育の場所が少なくなつて遺存した。現在、本邦では岩手県下と、北佐久郡軽井沢町と、南佐久郡下にわずかに発見されているだけである。このように遠く不連続な隔離分布をしているが、大陸では今なお、朝鮮・満洲・北支那・アムール・ウスリー等に広く分布している。

本種は、前記のように、植物分類地理学上稀有な植物であるばかりでない。地史学上からもわが国の古地理の研究に役立つ種である。しかし、たいだい不便なところに自生しているので、生態その他の研究に役立つことが少なかつた。幸い軽井沢の自生地は交通がきわめて便

利なところであるから、学術的研究にも好つごうである。しかし、比較的個体数が少なく、滅亡の一途をたどつているので、じゆうぶん保護の手をさしのべるように希望する。

菅平のツキヌキソウ自生地

（図版第35・附録65～66図参照）

所在地　小県郡真田町大字長字十ノ原
交　通　信越線上田駅下車　バス

ツキヌキソウ(Triosteum sinuatum MAXIM.)は、菅平と呼ばれる高原に自生する。ここへの交通は、次のとおりである。一つは、信越線上田駅で真田行き電車に乗り替え、終点真田駅で下車、ここから国鉄バス菅平行きに乗り終点で下車する。一つは、長野駅前から菅平間を長野電鉄バスが往復している(ただし、夏期だけ運転)。一つは、須坂から菅平間を長野電鉄バスが往復している(ただし、夏期だけ運転)。

ツキヌキソウはスイカズラ科ツキヌキソウ属の植物である。満洲・アムール・ウスリーから本邦に分布する。多年性の草木で、七〇センチメートル～九〇センチメートルに達する。わが国では、明治三〇五年一九〇二六月、故小山海太郎氏によつて、長野県南佐久郡北牧村(現在、小海町)豊里牧場で発見された。その後、上高井郡・諏訪郡・小県郡・埴科郡・北佐久郡等一〇数ヵ所の自生地が見つかつた。さらに今後も、発見される可能性がある。

牧野・根本両氏は、その著「植物総覧」に帰化植物であると記している。また、奥山春季氏は、長野県産のものか、本来の自生品かどうか、疑問があるといつている。さらに、久内清孝氏は、その著「帰化植物」に文献には明らかに外来したものであるが、地理的に見て日本にないともいえないと述べている。ツキヌキソウが、本県だけに発見されたことと、上田藩主が菅平に薬草園を作つたという(薬草名の記録がない)ことから、おそらくそこから逃げ出したであろうと考

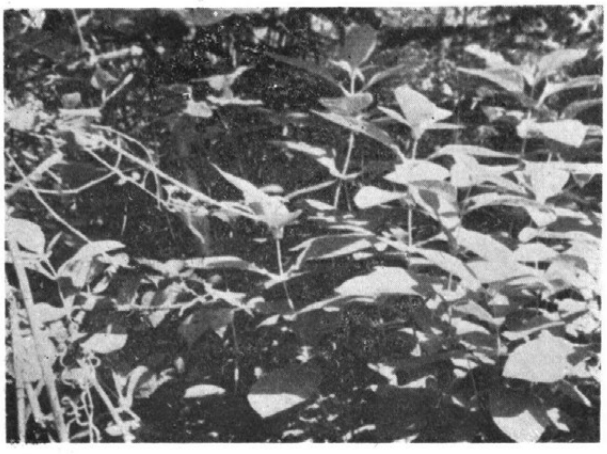

第39図　ツキヌキソウ

える向きもあつた。しかし、近年植物分類地理学の進歩によつて、ツキヌキソウと同じような分布型を示す北方系要素の植物が本県に多いことがわかつた。例えば、ヒメマツカサススキ・オオエゾサンザシ・エンビセンノウ・ハナヒヨウタンボクその他である。これらと思い合せると、久内氏の説のように、本種が長野県に自生する可能性が容易に理解できるわけである。

アムール・ウスリー・満洲に自生する本種が、遠隔の本邦中部のわが長野県に自生することは、古く氷河時代大陸と地続きであつたころに、大陸から本邦に一連の分布をしていた。それが地殻の変動によつて、あるところは海中に没し、あるところは気温の変化に順応できないで消滅して、この地にだけ遺存したものと考えることもできる。

前記のように、県下にはツキヌキソウの自生地が多いが、比較的便利で容易に学術上の参考となるので、この地を指定して保護することとした。

矢彦小野神社社叢

（図版第36—37・附録第67図参照）

所在地　上伊那小野村字矢彦沢
塩尻市大字北小野字頼母
交　通　中央線小野駅下車

矢彦小野神社社叢は、中央線小野駅から北方約一キロメートルのところにあり、徒歩一〇分でゆくことができる。塩尻から汽車で小野に向う途中に善知鳥トンネルがある。このトンネルをぬけるとまもなく、右側の車窓に森が見えるが、これが社叢である。上伊那郡小野村字矢彦沢と塩尻市北小野字頼母とに分かれているが、両方を合せると三六、三二六・四平方メートル（一一、八〇〇坪）という大きな面積となる。全くの平坦地にあつて、周囲には民家がある。

この社叢は、スギ・ヒノキ・サワラ・カヤ・カラマツ・モミなどの針葉樹と、ケヤキ・クリ・ハウチワカエデ・イタヤカエデ・ミズナラ・コブシ・イチヨウなどの落葉濶葉樹とが大多数を占めている。それに加えて、サカキ・エノキ・カシワ・カツラ・ケンポナシ・イヌザクラ・ヤマザクラ・ハルニレ・ウリノキ・ヤマウルシ・ヌルデ・ミツデカエデ・アワブキなどが交つている。これらの老木が、うつそうと茂つた典型的な混交林である。このような社叢であるから、この中の灌木類・草本類も多く、アブラチャン・ツルウメモドキ・コクサギ・ガマズミ・ミツバウツギ・ニガイ

第40図　ビロウドシダのついたケヤキの老木

チゴ・マルバサンキライ・ツリフネソウ・キツリフネ・ヒカゲスミレ・ヨメナ・コンギク・ボタンズル・タニソバ・ミゾソバ・ムカゴイラクサ・オオバイラクサ・フジカンゾウ・ハエドクソウ・キツネノボタン・ホウチヤクソウ・リウノウギク・フタリシズカ・ラショウモンカズラ・アキギリ・セントウソウ・ヤマシロギク・ハンショウズル・エゾハタザオ・サラシマショウマ・ツルニンジン・サワギク・エンコウソウ・フシグロ・ヤマキケマン・ムラサキケマン・ユキザサ・オタカラコウ・ウワバミソウ・コンロンソウ・マルバコンロンソウ・ヒメイチゲ・ウバユリ・サイハイラン・エンレイソウ・ナガジラミ・ズタヤクシュ・イヌワラビ・ナライシダ・トラノオシダその他たくさんの植物を見ることができる。この中には附近では見られないような種類も含まれている。実に近隣の植物全部合せてもなお足らないというほど多数の植物があつて、樹木合せて一五〇種にも及んでいる。

本邦中部地方の植生は、古い時代にはこうした混交林でおおわれていたのであるが、近時人工が加わつて、その姿は一変した様相を呈している。したがつてこの社叢は、当地方の古くからの天然林の遺物とも言うべきものである。しかも、この中には、ビロウドシダ・ノキシノブなど着生した老木も交えていて、古い時代の林相そのままを見ることができる。そのうえ、この平坦地に一〇、〇〇〇坪余をも含めていることは、貴重な存在である。

高遠のコヒガンザクラ樹林

（図版第38～40・附録第69図参照）

所在地　上伊那郡高遠町
交　通　飯田線伊那北駅下車　バス

高遠のコヒガンザクラ樹林は、高遠公園のほとんど全部を占めている。高遠町は、飯田線伊那北駅から国鉄バス約二〇分でゆけるが（中央線茅野駅から国鉄バスで杖突峠を越えてゆくと一時間四〇分くらい）、公園は、町の東部にあたるので、そこから徒歩二〇分はかかる。しかし、美和方面行のバスならば公園下までゆくことができる。

この公園は、馬場町、厩脇町、城跡を含めて二七・八〇二一・五平方㍍（八、四二五坪）ある。すべて町有である。サクラは、旧藩時代、サクラの馬場にあつたものを、明治五年にいつたん伐りはらつた。しかしその後、その蘗（ひこばえ）を苗木として、同八年に第一回の植樹をした。つづいて同一種だけを補植して今日に及んだものである。すべてコヒガンザクラである。その数は、五〇年以上のものが一三〇本余、三〇～五〇年のものが二六〇本くらいある。さらに三〇年以下若木を合せると、八〇〇本近くなる。ほとんど他種を交えていない純林である。したがつて、古いものは八〇年以上の老齢であり、この中には目通りの周囲二㍍以上のものだけでも、二〇数本ある。これらのものの中には、樹勢のやや衰えてきているものもある。しかし今、若返りの処置が施されているので、花のつきは、そう悪くはない。

古来、日本のサクラの名所は、吉野山・嵐山・岐阜などであるが、これらのところはヤマザクラ(P. Jamasakura SIEB)である。また、北海道にはエゾヤマザクラ(P. Sargentii REHDER)、東京大島はオオシマザクラ(P. Lannesiana WILOSN var. speciosa MAKINO)

第41図　開花期のコヒガンザクラ

である。さらに彼岸系のものは、仙台・東京・新潟・京都などのエドヒガン(P. pendula MAXIM. forma. ascendens OHWI)・シダレザクラ(P. pendula MAXIM.)などがあり、ともに、老大木がある。それから、近時最も普通のソメイヨシノ(P. yedoensis MATSUM.)は、オオシマザクラとエドヒガンの雑種らしいが、弱くて枯れやすいので、大木はない。

コヒガンザクラ(P. subhirtella MIQ)は、すべて栽培状態だけで知られており、自生地は不明である。これは、エドヒガンの偶然変種、またはマメザクラとエドヒガンの雑種だろうとされている。関西地方には見られるが、関東ではほとんど見られない種類である。本県では伊那地方に多い。その葉は先が尖つている。葉縁には、やや著しい大形の重鋸歯があり、両面、特に下面脈上に著しい伏毛がある。また、がく筒は、ややふくれて、若葉や花梗とともに、多少毛がある。花は、微紅色で美しい。やや大形で全開し、花柱には毛がない。葉に先だつて花が開く。春のさきがけをするものであるが、高遠では四月二〇日前後から月末が見ごろである。しかし、年によつて多少遅速があるので、このごろでは四月一〇日前後のこともあつた。

コヒガンザクラは、小喬木であるとされているのに、ここではたくさんの老大木がある。そのうえそれらを交えて八〇〇本もの純林をつくつている。これらは、他にその類例を見ることのできない貴重なものである。

上山口の諏訪社社叢

(図版第41～42・附録第68図参照)

所在地　西筑摩郡山口村
交　通　中央線坂下駅下車　バス

上山口の諏訪社社叢は、中央線坂下駅から濃飛バスで、中津川行または馬籠行でゆくと、約一〇分ほどで着く(お宮前で下車するがよい)。社叢は三、九五七平方メートル(一、一九七坪)で、そう大きくはない。

社叢の上木層は、スギ・ヒノキ・コウヤマキ・ヒイラギ・アラガシ・ウラジロガシ・ツクバネガシ・イチヨウ・ヤマモミジ・ウワミズザクラ・イヌガヤ・クロマツなどである。下木層としては、サカキ・ソヨゴ・ユズリハ・アオジクユズリハ・ヒサカキ・コマユミ・ヤブツバキ・コシアブラ・クロモジ・ヒメクロモジ・ミズキ・アブラチヤン・

第42図　ユズリハ

高遠のコヒガンザクラ樹林・上山口の諏訪社社叢

第44図　シダレニノキ

第43図　ヒイラギ

エゴノキ・イモノキ・アカメガシワ・ヌルデ・クサギ・などある。また、灌木草本類には、クマイチゴ・ツノハシバミ・ヤブムラサキ・チヤ・サルトリイバラ・テイカカズラ・ヤブコウジ・サンショウ・スイカズラ・ヤマアヂサイ・ヤマガシウ・イヌトウバナ・オニドコロ・アケビ・ガマズミ・コバノガマズミ・アカミノイヌツゲ・キイチゴ・クマヤナギ・コゴメウツギ・フユヅタ。ツルアリドウシ・シヤガ・ヤブラン・ヒメヤブラン。ミズヒキ・ヤブタバコ・ササクサ・ハイチゴザサ・ホソバトウゲシバ・ナライシダ・フユノハナワラビ・ベニシダ・ハリガネワラビなど見られる。社叢の南口近くに、スギの目通り周囲八㍍という県下有数の大木がある。さらに、粟島社前のシダレエノキ(Celtis sinensis PERS. var pendula MIYOSHI)は、本県以外には見ることのできない珍種であり、しかも現在までわずか三本しか発見されていない。そのうちの一本である。国の天然記念物の指定をうけた丸子町東内のものほどみごとではないにしても、成育もよく、これまた、貴重なものである。なお、この社叢西端のモウソウチクは、県の内部ではとうてい見ることのできない美しい発育を見せているし、コウヨウザンの発育もすばらしい(目通り周囲九〇㌢)。

第45図　ヒサカキ

本県の平地は、一般に温帯性植物の地域であるが、南部には少数ながら暖帯性のものが入り混つてきている。しかし、それはごくまれであつて、方々歩きまわらなければ見ることがむずかしい。それにもかかわらず、この社叢ではわずか三、三〇〇平方㍍(一、〇〇〇坪)余に過ぎない小地域に、暖帯性のもの(前記―のあるもの)二〇種近くも数えられる。このように温暖両帯の植物を立ちどころに観察することができるうえに、名木珍種を含み、学術上重要な資料をうることができる。

辰野のホタル発生地

（図版第43～44・附録第70図参照）　所在地　上伊那郡辰野町大字辰野
交　通　中央線辰野駅下車

辰野のホタル発生地は、天竜川の右岸一キロメートルにわたる広範囲な地域になつている。ホタルを見るには、辰野駅前から左に線路添えの道をゆき、踏切を渡つて天竜川畔に下りた松尾峡がよい。徒歩で一〇分である。汽車で見ると、辰野駅を（東京方面に向つて）出てまもない天竜川鉄橋のすぐ上流である。

この附近は、左岸の山ぎわの高い所に七キロメートルにわたる東天竜用水路があり、また、右岸川添えに大せぎがある。この両用水路は、古くからホタルの多発することで知られていたが、今はその下流は少くなつている。いずれも、諏訪湖から流れでる天竜川の水が取り入れられている。この諏訪湖は、日本でも有数な富栄養湖である。その富栄養の水が用水路に入ると、きわめておだやかな流れをつくる。そのうえ、水量の増減もきわめて少ない。ことに上流では、農薬の影響をうけることが少ないので、県下まれにみる好条件をそなえている。そのため、カワニナ(Thiara)やタニシ(Viviparus)が多くすみ、これが

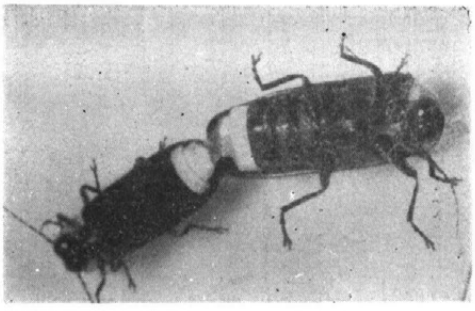

第46図　交尾

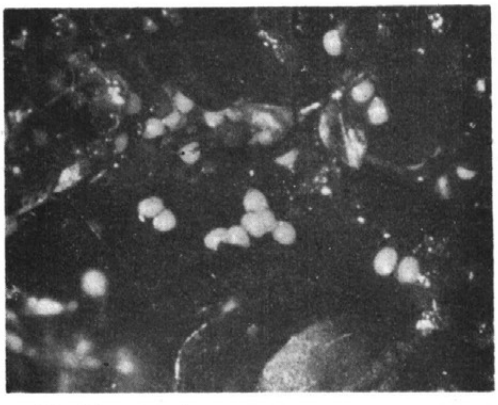

第47図　タマゴ

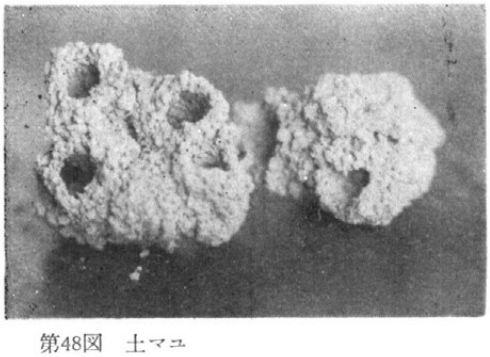

第48図　土マユ

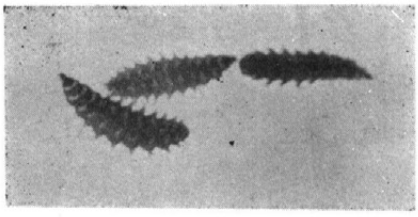

第49図　幼虫

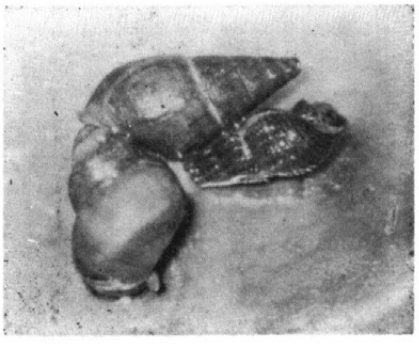

第50図　カワニナとヒメタニシ(左)

ホタルの幼虫のエサとなる。

辰野のホタルは、ゲンジボタル(Luciola lateralis MOTSH.)が主である。これは、やや大きな種類である。おそくなつてから、やや小さなヘイケボタル(L. curuciata MOSTH.)が少し発生する。ゲンジボタルのここでの最盛期は、六月下旬である。成虫の寿命は約二週間、この間に、水べりのコケや草の根元に集つて産卵するが、その卵は、径〇・五ミリメートルくらいであり、一匹で三〇〇～五〇〇くらい産み、すでに光つている。七月下旬には、一・五ミリメートルくらいの幼虫が孵化し、カワニナやヒメタニシを食べて生長する。一センチメートルくらいのカワニナに二〇～三〇匹の幼虫がついて、ついにその内容を食べつくして、その空殻は、三～五日おくれて発生し、その数は多く活動性がある。水から出て蛹化まで五週間、さらに三週間で羽化して、三日くらいしてからとび立つ。オスは、その数が少なく、活動もにぶいが、メスは、一・五センチメートル以上にも生長して、砂礫の間にもぐつて冬眠するが、翌年三月中旬以後また活動を開始する。そして、四月下旬の雨の日の夕方七時～九時ごろの間にいつせいに川べりにはい上つてきて、土中にもぐつて土マユをつくり、その中で蛹化するが、いずれも光つている。にひそんでいることさえある。昼はこうして砂礫のかげや貝殻の中にかくれて、夜活動するのである。この幼虫は、十一月下旬になると

以上野外観察に基づいたものであるが、幼虫の生育期間は、まだ正確なことがわかつていない。世の常に見るような、自然環境における動物群集の衰微の一途をたどらないよう、念には念を入れて保護しなければならない。

図版

図版第1　白山社社殿正面（1961年撮影）

図版第2　白山社社殿の位置

長野県宝白山社社殿

御牧ヶ原の北の端は、高いきり立つたがけになつて、千曲川にのぞんでいるが、釈尊寺は、このがけの中腹にある。小諸駅からバスで15分くらいで、寺の下に着く。参道は岩と岩との間にある。かなり急な道である。この道を5～60mほど登ると、寺となる。岩と木立ちに囲まれた境内には、本堂・庫裡・仁王門などが配置されているが、最も目を引くのは観音堂だ。高いがけにかけられた舞台造りの建物である。奥は岩くつになつていて、その中には重要文化財宮殿（鎌倉時代）が牧めてある。

白山社の社殿は、本堂から観音堂へ行く道の途中にある（図版第2）。見世棚造り春日造りの小さな建物である（図版第1）。かなり破損しているが、建立当初の部材をよくのこしている。建立年代は明らかでないが，柱の面・肘木・棰木などの様式から室町時代初期（14世紀）のものと考えられる。（本文3～4ページ参照）

図版第３　上田城西櫓（1961年撮影。県観光課若林伝氏提供）

長野県宝 上田城

南櫓
北櫓
西櫓

上田城は、千曲川の段丘の上に建てられた城である。築城のいきさつは、はつきりしないが、真田氏の築城後、仙石氏によつて改築されたと伝えられている。寛延の届書には、櫓が七つあつたことが記されている。しかし、天守は記載されていない。おそらく、なかつたのだろう。廃藩後、西櫓を除き（図版第３）、他の建物は払下げられた（図版第４）。今の南櫓・北櫓も、このとき払下げられ、上田市内に移され、遊郭に用いられていた。しかし、昭和19年に市が購入して、今のところに移した。このような事情から、現在櫓が三棟のこつているのである。三棟とも、桁行五間・梁間四間、入母屋造り、本瓦葺の二重櫓である。造営年代は、はつきりしないが、寛永を下るものではないと思われる。上田城跡は、文化財保護法によつて史跡に指定されている。したがつて、この櫓も県宝と同時に史跡指定文化財として、保護されているわけである。

（本文7～8ページ参照）

図版第４　明治５～８年ころの上田城　城門と北櫓がまだある（上田市教育委員会提供）

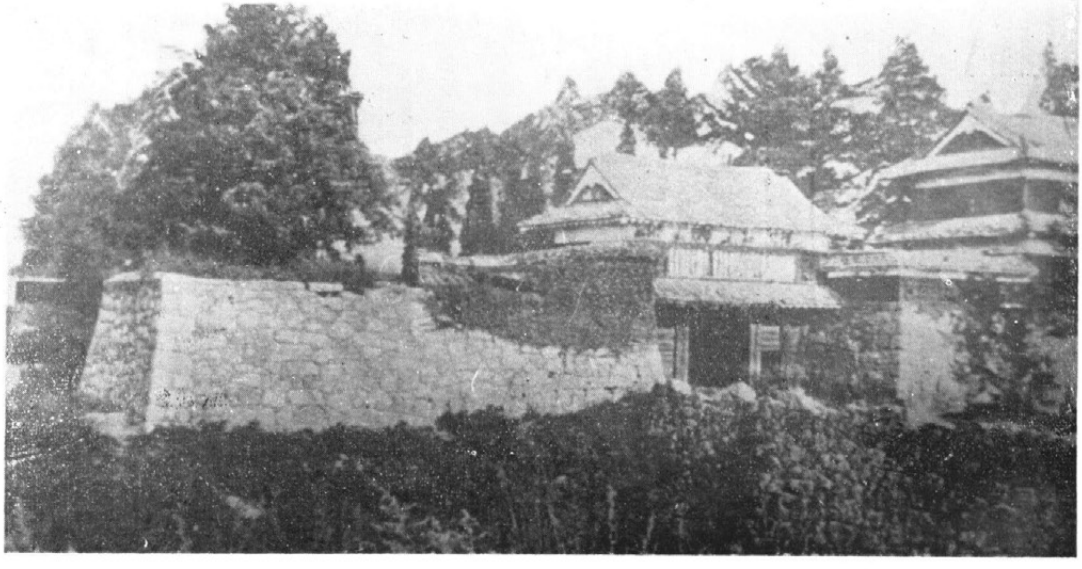

長野県宝仏岩の宝篋印塔

図版第5　石造宝篋印塔（1953年撮影）

図版第6　石造宝篋印塔基壇陰刻銘

小県郡と諏訪郡の境に大門峠(414.2m)があるがここから2kmほど北へ下ると、仏岩と呼ばれる岩山がある。石造宝篋印塔は、この上にある。信越線大屋駅で、電車に乗り換え、20分ほど行くと丸子町へ着く。ここからバスで、長久保新町を経て1時間ほど行くと、仏岩に着く。かなり険しい岩山である。頂上は少し平になつていて、そこに宝篋印塔がある（図版第5）。もと全長（基壇下端から相輪上端まで）108,6255cm（3尺5寸8分5厘）あつた。しかし、今は相輪（23,937cm・7寸9分）がなくなつている。塔身の四面に四仏種子を、笠の軒・耳と基礎の四面に宝篋印陀羅尼が刻んである。さらに基礎の四面に「応長第一之暦」以下の銘文（図版第6）が刻んである。いずれも陰刻である。これによつて、応長元年（1311・鎌倉時代末）の建立であることがわかる。県下で年代のはつきりしている宝篋印塔中最も古いものである。また、宝篋印陀羅尼が梵字で刻んであることも珍らしい。

（本文4～6ページ参照）

長野県宝　木造伝観音菩薩立像

図版第７　木造伝観音菩薩立像上半身

長野市内の西の端に朝日山(784m)富士ノ塔山(998m)などの山々がそびえているが、正覚院はこの山のふもとにある。長野駅で下車し、安茂里(あもり)方面へ行くバスに乗る。裾花川をわたり、しばらく行くと大門となる。ここで下車して山を目標に参道を登ると、正覚院に着く。境内にはいると、正面の山のうえに観音堂があり、それより一段さがつたところに本堂や庫裡がある。観音像は(図版第７)、今本堂にあるが、もとは観音堂にあつた。この地方では窪寺の観音と呼ばれ知られているが、その本尊である。製作年代は明らかでないが、様式から藤原時代(11世紀)のものと考えられる。一木造りで、像高は181cm(5尺9寸8分)ある。体軀は重厚で、肩に張りがあり、胸が厚い。顔容は古風である。

(本文　10ページ参照)

図版第８　木造阿弥陀如来坐像正面

長野県宝　木造阿弥陀如来坐像

図版第９　木造阿弥陀如来坐像板書修理銘

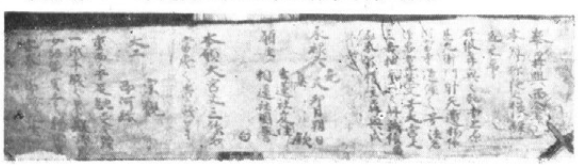

岩村田駅で下車して、東へ５～６分ほど行くと西念寺がある。阿弥陀如来像は（図版第８）、この寺の本尊で、本堂にある。製作年代ははっきりしないが、様式から藤原時代末期（12世紀）と考えられる。材はヒノキで、寄木造りである。像高は130cm（４尺３寸）ある。定印の阿弥陀像で、定朝様の典型的なものである。温雅な藤原風を示している。像の底にはつた板に、銘文（図版第９）がある。修理したときの記録である。

（本本　9～10ページ参照）

図版第10　進徳館正面

長野県史跡　旧高遠藩藩学　進　徳　館

進徳館は、旧高遠藩の藩学校であつた。万延元年(1860)に創設された。明治になつて廃校になつたが、高遠城跡(図版第12)内に、講堂・生徒控室・玄関などの遺構(図版第10)がのこつていて、当時のおもかげをしのぶことができる。

(本文　13～15ページ参照)

図版第11　額　面

図版第12　高遠城跡

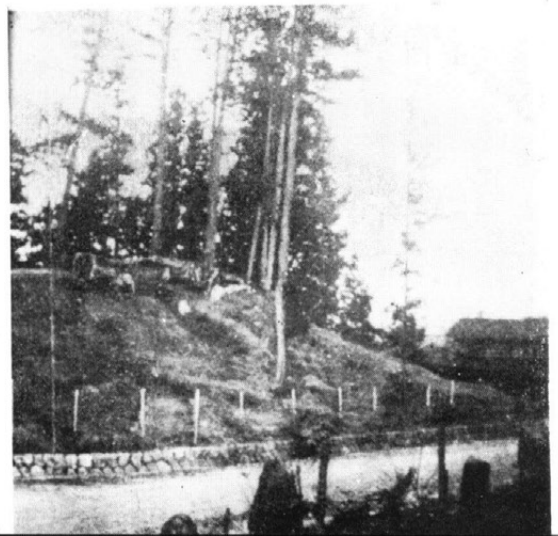

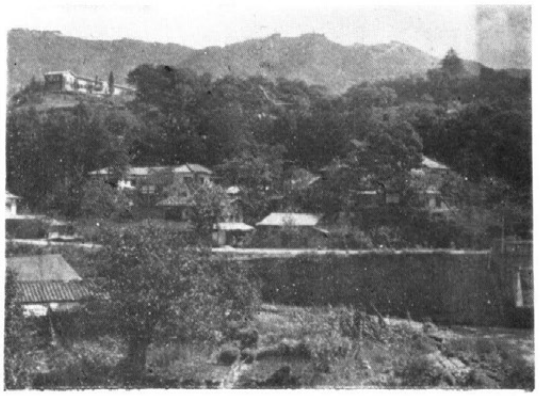

長野県史跡 高岡第一号古墳

図版第13　高岡第一号古墳石室

図版第14　高岡第一号古墳葺石

飯田線元善光寺駅から徒歩で北東へ１～２分ほど行くと、こんもりと茂つた森がある。これが高岡第一号古墳(図版第15)である。前方後円墳で、規模が大きい。全長(東西へ)は72m、高さは後円部が5.5m前方部が8mある。後円部の南西部に構穴式石室(図版第13)が開口している。墳丘に比べて小形である。墳丘はもと葺石でおおわれていたらしい。ところどころに、その痕跡(図版第14)がみられる。この古墳は、県下の代表的な古墳の一つである。しかも、原形をよくのこしている。

(本文 15～18ページ参照)

図版第15　高岡第一号古墳全景

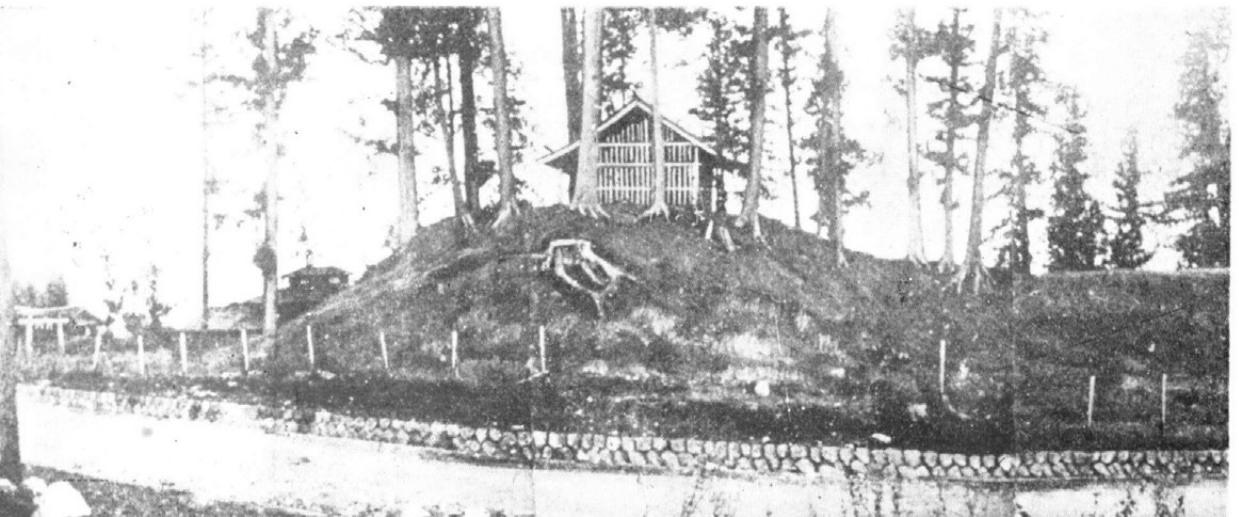

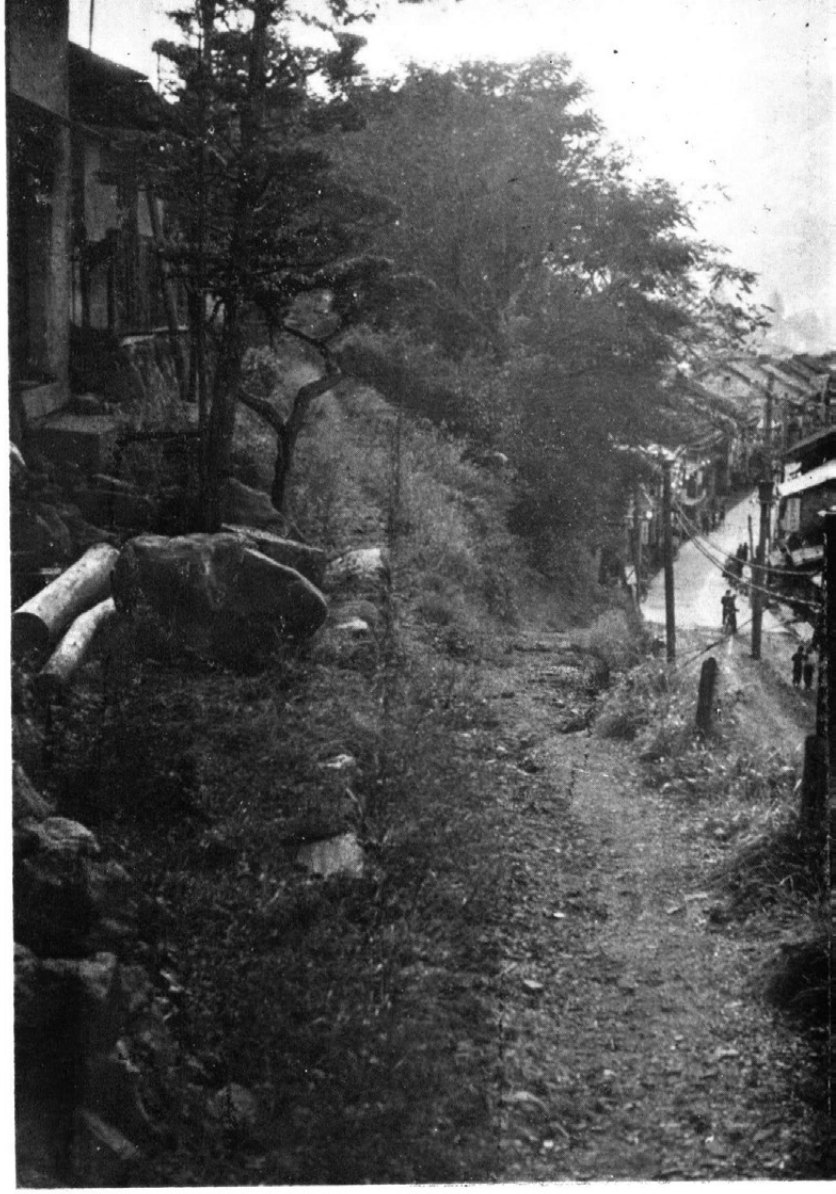

図版第16　木曾福島関跡現状

図第第17　木曾福島関絵図

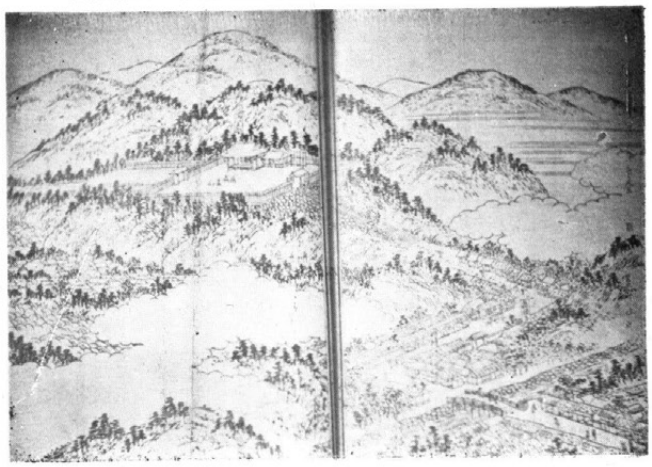

福島の関所跡は、町の東端にある。ここは、上町から80mほど急な坂を登りつめたところである。木曽川の流域で最も両岸が狭くなつているところだ。創設年代は明らかでないが、おそらく、中山道の開かれた慶長7年(1,602)をあまりくだらないころに設けられたものであろう。明治2年(1,869)6月にこの関所は廃された。その際建物などは全部取り除かれた。原形(図版第17)もその後ひどく変更されたが、東門・西門附近は旧状をのこし(図版第16)当時のおもかげをしのぶことができる。

(本文　18～21ページ参照)

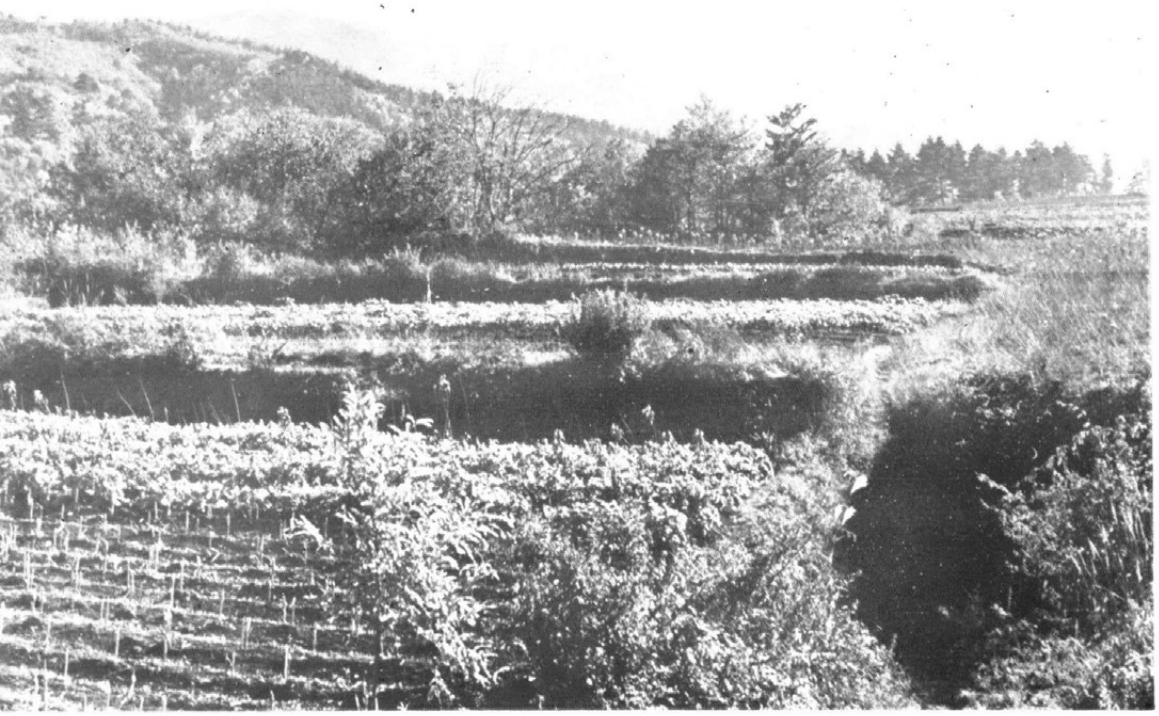

図版第18　古屋敷繋飼場跡附近（1955年撮影）前面が第1段，その上部の黒いところが第2段，その上の白い個所が第3段，その上の黒い部分が第4段である。

長野県史跡　埴　原　牧　跡

附信濃諸牧牧監庁跡

図版第19　信濃諸牧牧監庁跡出土礎石

埴原牧は、信濃・甲斐・武蔵・上野の4カ国に限つて、8世紀の半ばころから10世紀にかけて設けられた勅旨牧(御牧ともいう)の一つであつて、左馬寮に所属していた。この牧の創設年時は、明らかでないが、ほぼ8世紀の中ごろかと考えられる。その規模はあまり大きくないが、かえつて、そこに古色がうかがえる。勅旨牧の他の多くの牧は、その跡がほとんどうかがえないが、埴原牧はほぼ示すことができる。すなわち、牧司庁は北埴原部落の町村地籍に、現業庁は南埴原部落の千石地籍に，牧人らの住居地と繋飼場とは同部落の古屋敷(図版第18)千石両地籍に、放牧場は、両地籍の東部に連接する地域と牧の内地籍、さらに背後の宮入山・前鉢伏山の山頂山腹にわたつて存在していたと推定できる。信濃諸牧牧監庁跡は、北埴原部落の鳥内(庁内)と呼ばれる地籍にある(字乾田)。建物の跡とみられる礎石(図版第19～20)と地割とがのこつている。この種の遺跡は、他に発見されていない。唯一のものである。

(本文21～25参照)

長野県史跡　多田加助宅跡

多田加助は、貞享3年(1686)松本で起きた農民一揆の中心的人物で、その折処刑されたが、義民として知られている。宅跡は、中萱部落の南西の端にある。もとここには、東西54.5m、南北63.6mの堀が周囲にめぐらしてあつた。また、東に向つて木戸口があつたらしい。今ここは、水田と宅地となつているが、その東南の隅に堀と土居の一部がのこつている。堀は、明治40年ころまでは原形をとどめていたが、今のこつている部分は、幅6m、深さ2mである。また、その内側にのこつている土居は、幅8m、高さ1.5mである。この上には3本の老松が茂り、祝殿がある。 (本文25～27参照)

長野県史跡　上原遺跡

上原遺跡は大町市の北西にある。ここは、背後まぢかに日本アルプスの山々を仰ぎ、南方に松本平を見はるかす景勝の地である。昭和25年から27年にいたる3年間に、前後4回にわたつて発掘が行なわれたが、この発掘によつて、縄文文化時代前期から中期の初めころまでの遺跡であることがわかつた。また、このとき多数の遺物と遺構とが発見されたが、特に配石跡が発見されたことは注目される。この配石跡は、環状石籬として復原されたが、最近問題となつた同種遺跡の一祖型をなすものではないかとみられる。(本文27～29参照)

図版第20　多田加助宅跡（東北から望む）右端多田鴻之氏宅，その左の松のあるところが土居および堀跡，中央は貞享義民社，その右多田氏墓地

図版第21　上 原 遺 跡（大町市教育委員会提供）

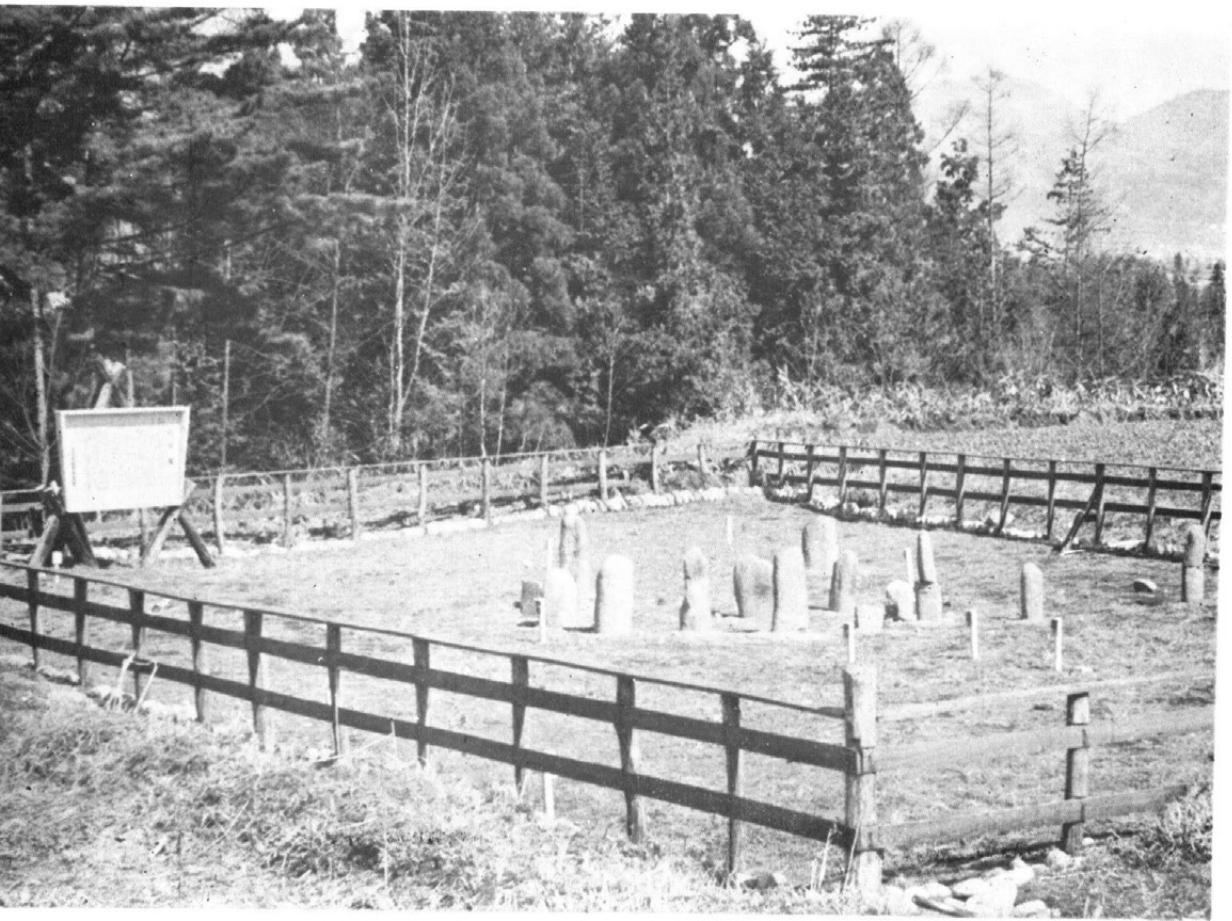

図版第22　川柳将軍塚古墳遠景（篠ノ井市教育委員会提供）

長野県史跡　川柳将軍塚古墳

篠ノ井市下石川部落の背後には海抜４～700mの低い山が横たわつているが、川柳将軍塚古墳はその山の山腹（図版第23）にある。ここは、善光平の西南端に当るところである。この古墳から一段上がつたところに、姫塚と呼ばれる前方後円墳がある。また、やや下つた山の背に円墳数基が並んでいる。将軍塚古墳は、南々西から北々東に主軸をおく前方後円墳である。前方部は北東に当たる。全長は約92m、後円部の径は約40m内外、前方部の長さは50m、その前端の幅は31mである。後円部の径に比べて、前方部が長く、かつ幅が狭い。高さもはるかに低い。前方後円墳としては、比較的旧い型式を備えていそ。周濠はない。墳輪を立てたとみえて、その断片が認められる。墓室は、江戸時代に発掘されてしまつたので、明らかでないが、後円部と前方部に竪穴式の石室があつたようである。副葬品については、確実なことがわからないが、布施神社に所蔵されている品目のうち、玉類・銅鉄・筒形銅器・車輪石・軸形石製品・棒状銅製品・鉄剣・鉄刀などはここのものと思われる。この古墳は、今まで明らかにされた限りでは、県下最古の古墳とすることができる。また、前期的古式墳の東北限に位置している。

（本文29～32ページ参照）

図版第23　川柳将軍塚古墳墳丘

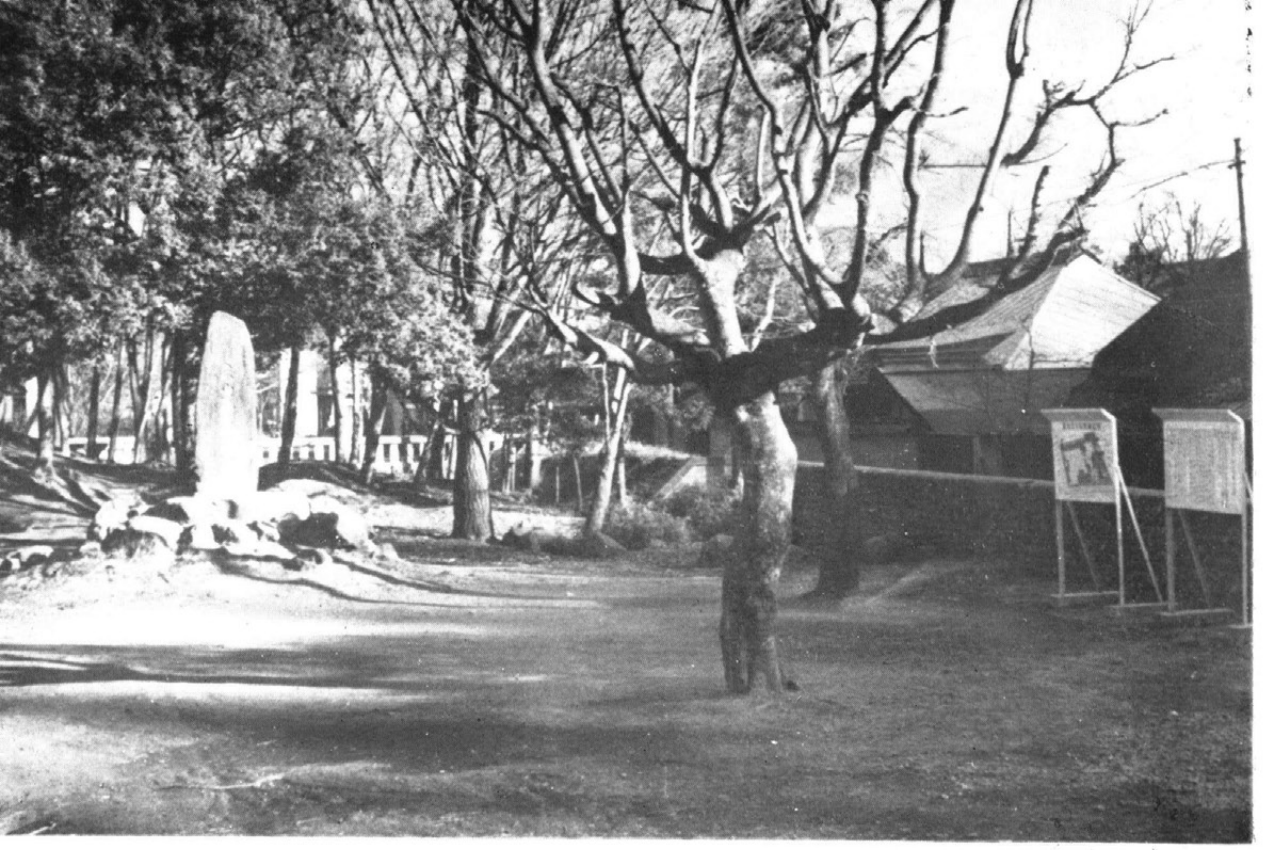

図版第24　佐久間象山宅跡全景

長野県史跡 佐久間象山宅跡

図版第25　佐久間象山肖像(写真)

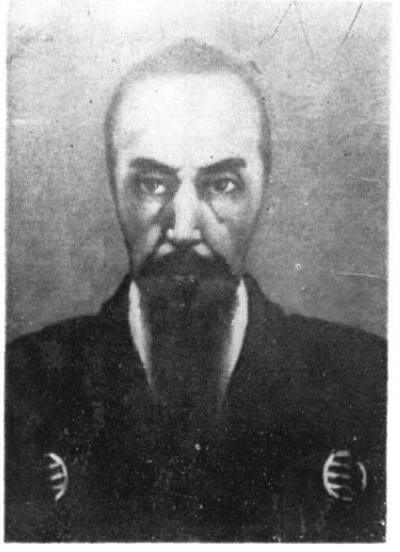

佐久間象山は、幼名を啓之助、長じて名を啓、字を子明といつた。象山はその号である。文化8年(1811)2月11日、松代藩士佐久間一学の長子として生まれたが、元治元年(1864)7月京都で暗殺された。象山は、時代の先駆者として、当時およびその後の社会に大きな影響を及ぼした。宅跡は、象山(475.8m)という山のふもとにある。象山神社の西南に隣るところである。ここは、象山の祖父三左衛門国品が真田家に仕えたとき、藩から与えられたものである。宝暦年間の松代藩士屋敷割図には、佐久間彦兵衛屋敷となつていて、西面14間2尺、北面22間3尺、東15間3尺、南面11間4尺、総坪330坪となつている。象山が住居したころは、四方に土塀を回らして、南面の中央よりやや東寄りに表門があり、西面の中央に裏門があつた。この塀に囲まれた中に、住宅・学問所・槍剣術道場・藩主真田幸貫の休憩所・硝石製造原土置場があつた。また、裏門の両脇に長屋が2棟あつた。まず表門をはいると、休憩所(2間×2間)があつた。この北に母屋(東南5間半 西北3間半)があつた。また、裏門の左手の道路際に道場(第西10間 南北4間)があつた。この道場と母屋の間に学問所(2間×2間半)があつた。さらに裏門西脇に長屋があつた。この長屋は、南は2間に4間半、北は2間に3間の建物であつた。硝石製造原土置場(3間×4間)は屋敷の東北の隅にあつた。また、長屋と原土置場の間には、東に竹やぶ、それに続いて野菜場があつた。象山の死後、この屋敷は取り上げられ、他に与えられたが、さらに廃藩後、他の所有になつた。そしていつしか建物は取りこわされた。(本文33～35ページ参照)

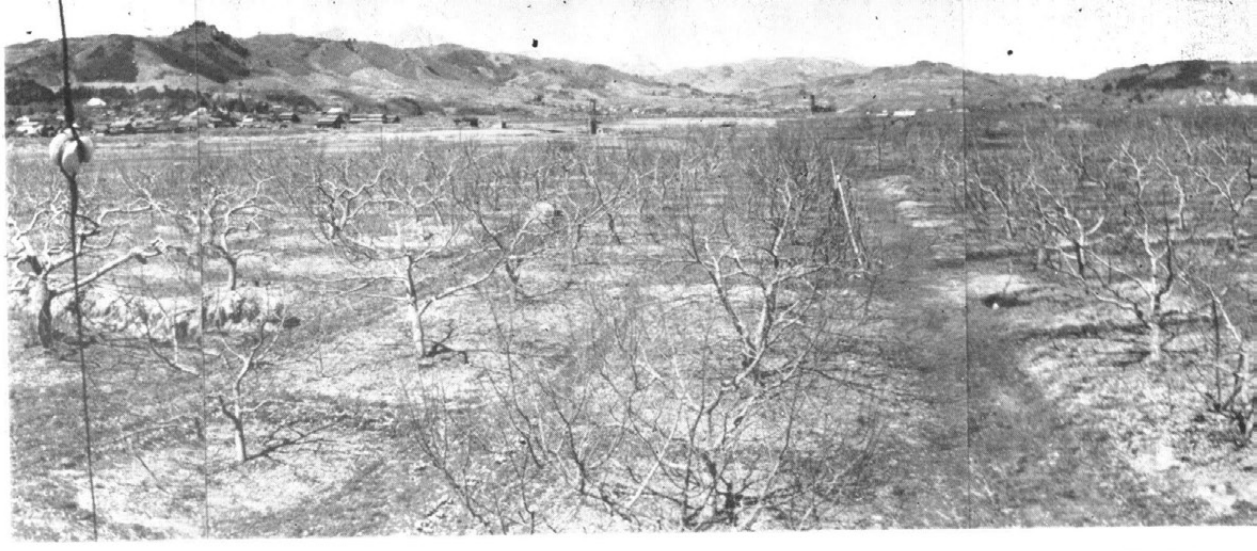

図版第26　栗林遺跡全景

長野県史跡　栗林遺跡

中野市の西の端に丘がある。千曲川の川床にのこされた丘陵である。栗林部落はこの丘の西のふもとにあるが、部落の中心から東方にかけて弥生関係の遺物が散布している。ここが栗林遺跡である。弥生文化時代中期の遺跡で、この時代の文化を解明するのに重要な遺跡と考えられる。

この遺跡は、ここから発見された土器（図版第29）が栗林式と名づけられてから、注目されるようになつた。昭和23年に発掘調査が行なわれた。このとき多数の遺物と、遺構（図版第29）とが発見されている。

こんど指定したところは、中心とみられるところで、東西約360m、南北約85m、およそ31,000㎡にわたる地籍である。現在、大部分がリンゴ畑となつている（図版第27）が、北原地籍には集落があり、また堤下・清水尻地籍には水田があつたとみられる。

県下には遺跡が少なくない。このうち重要なものは、文化財保護委員によつて、史跡として指定されている。尖石石器時代遺跡（茅野市）、上之段石器時代遺跡（茅野市）、平出遺跡（塩尻市）、戌立石器時代住居跡（小県郡東部町）、寺ノ浦石器時代住居跡（同）の５件である。大部分が縄文文化時代の遺跡である。弥生文化時代のものはなかつた。こんど栗林遺跡を指定したのは、こうした点を考慮したためである。

（本文35～37ページ参照）

図版第28　栗林式土器

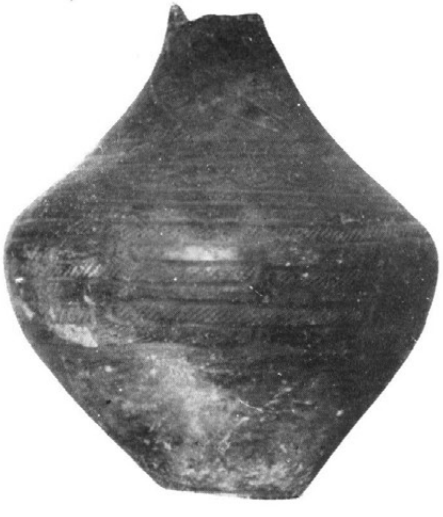

図版第27　栗林遺跡住居跡

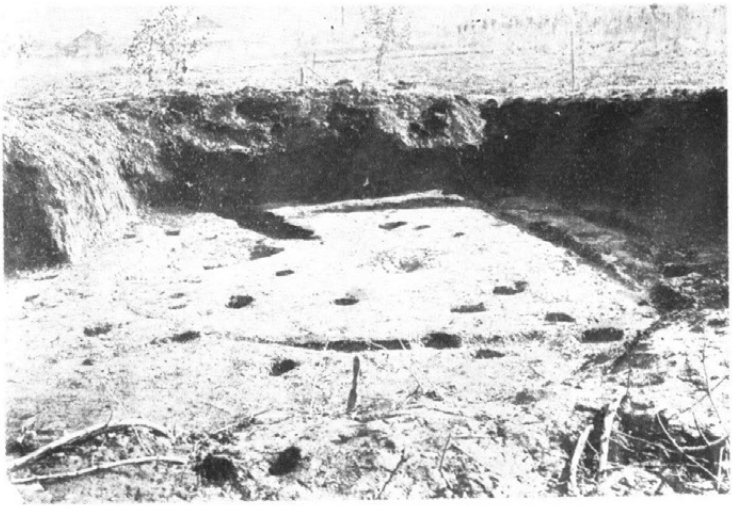

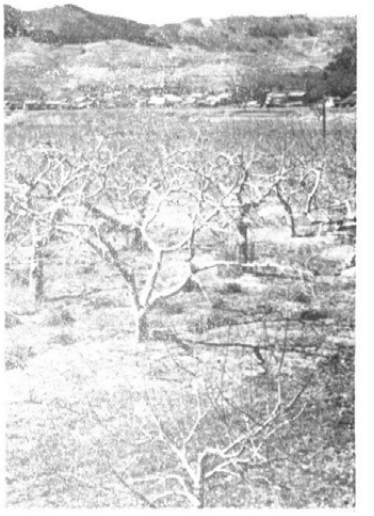

図版第29　正受庵（1961年若林伝氏撮影）

図版第30　正受老人画像（白隠禅師筆）

長野県史跡　恵端禅師旧跡　正受庵

飯山線飯山駅で下車し、踏切を越して西の方へ12～3分ほど行くと、やがて丘になる。正受庵（図版第30）は、この丘の上にある。70アール（2,118坪）の境内に本堂・茶室・鐘楼・禅堂・庫裡などの建物が配置されている。

恵端禅師（図版第31）は、寛永19年（1,642）に生まれ、享保6年（1,721）10月に没している。その間仏道に精進した。

正受庵庵は禅師の道場であつた。旧観をよくのこしている。

（本文38～40ページ）

長野県天然記念物　桶沢のヒメバラモミ

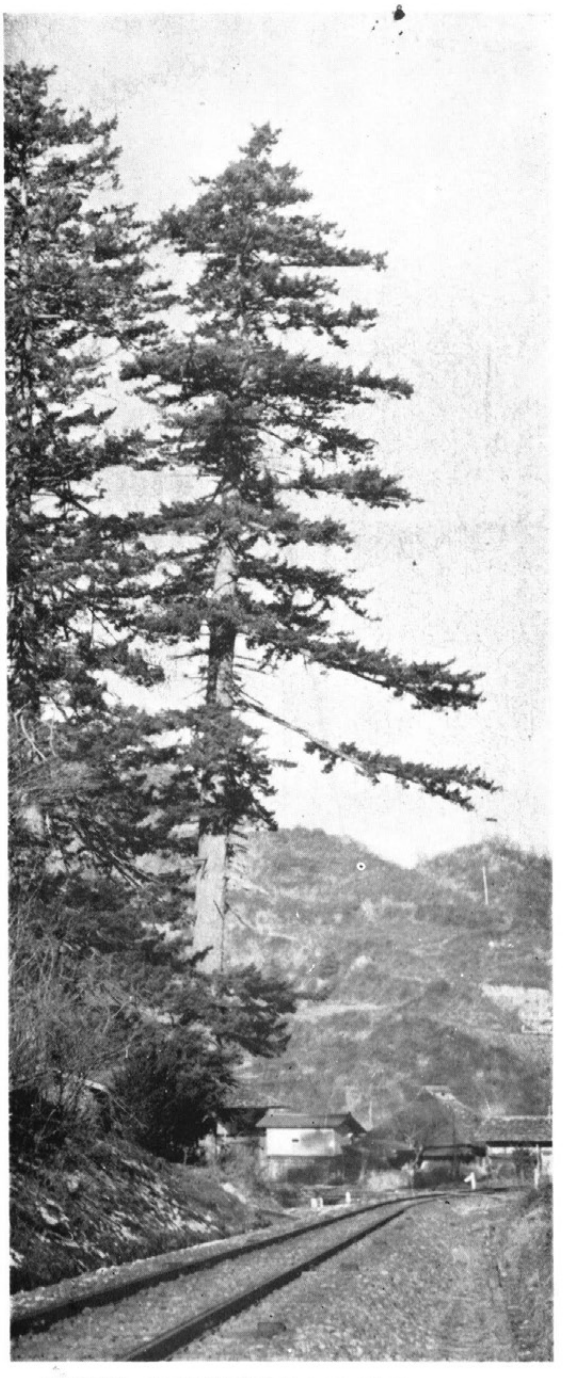

図版第31　ヒメバラモミ（由井正衛氏撮影）

ヒメバラモミは、マツ科の喬木で、古代に繁茂した植物であるが、現今は分布が狭められている。ここには二木あつて、いずれも巨木である。このような分布の狭い植物の巨木があることは学術上意義深い。

（本文43～44ページ参照）

図版第32　ハナヒウタンボクの漿果(幅北光氏撮影)

長野県天然記念物　長倉のハナヒヨウタンボク群落

ハナヒヨウタンボク(スイカズラ科)は太古氷河期以前に大陸奥地に発生し、氷河期に広くわが国に分布した植物であるといわれるが、気候の回復とともにおおかたは絶えてしまい、岩手県と浅間山のふもとのここに隔離分布するだけといわれている。(本文44～45ページ参照)

図版第33　浅間山(若林伝氏撮影)

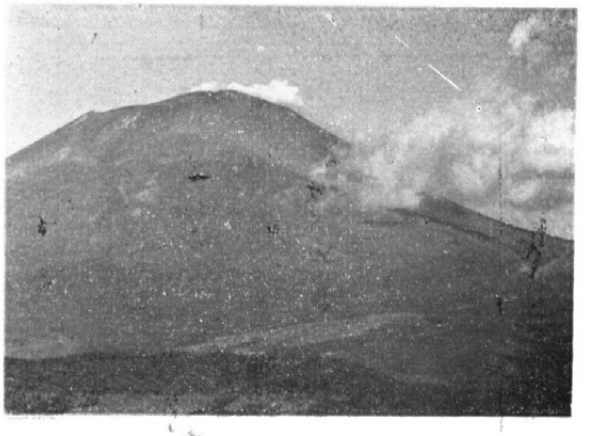

図版第34　ハナヒウタンボクの花(幅北光氏撮影)

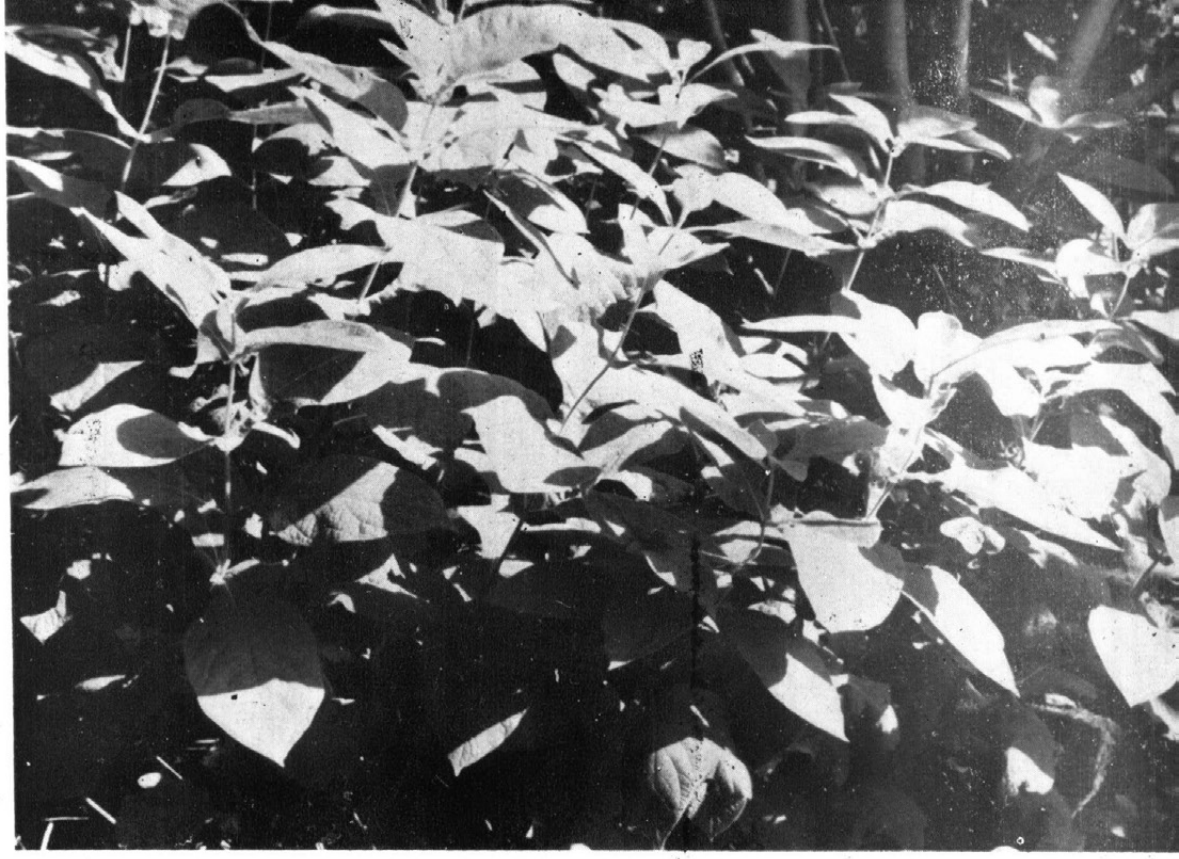

図版第35　ツキヌキソウ(草間博氏撮影)

長野天然記念物　菅平のツキヌキソウ自生地

図版第36　矢野小彦神社社叢全景

ツキヌキソウは、多年生草木で、スイカズラ科に属する。満州・アムール・ウスリーから、わが国(主として長野県)にかけて分布する。県下では数カ所で発見されているが、ここが著名である。(本文45～46ページ参照)

長野県天然記念物　小野矢彦神社社叢

図版第37　小野矢彦神社社叢の林相

平地に残された自然林で、面積も広い。この地方の古い林相の遺物として貴重なものと思われる。

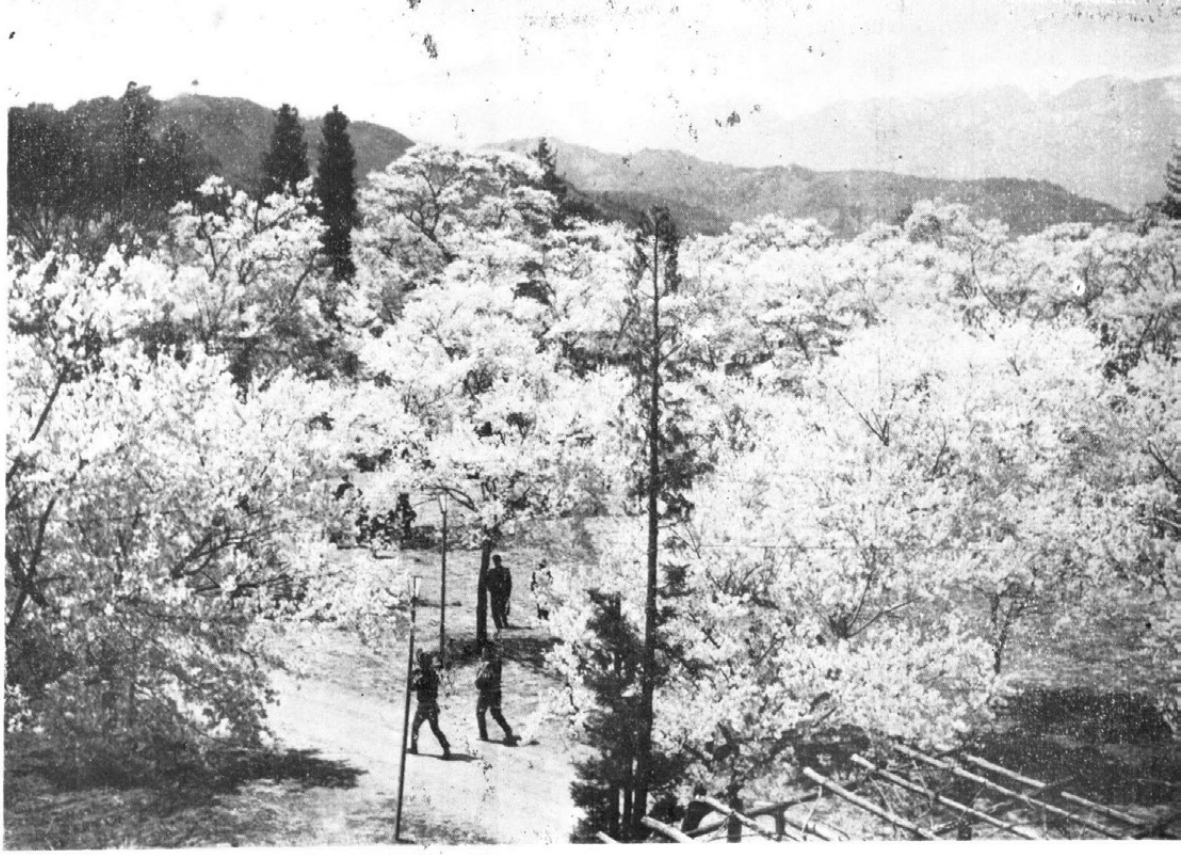

図版第38　高遠公園とコヒガンザクラ樹林

長野県天然記念物　高遠のコヒガンザクラ樹林

高遠城跡内の公園地27,802㎡(8.425坪)に800余本のコヒガンザクラがある。50年以上のものが200本、100年以上の古木も相当数ある。これらは皆コガンザクラである。ほかにはこういうところは少ない。(本文48～49ページ参照)

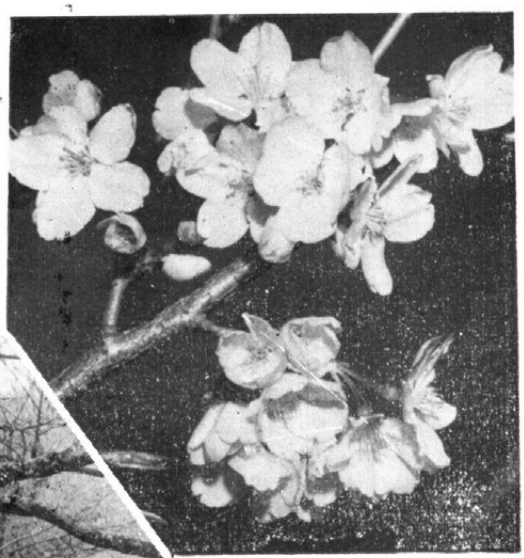

図版第39　コヒガンザクラの花

図版第40　冬囲いをしたコヒガンザクラ

図版第41　上山口の諏訪社社叢全景

長野県天然記念物　上山口の諏訪社社叢

小さな社叢であるが、中には世界的な珍種といわれるシダレエノキがあり、杉の太木があり、さらに、本県としては珍らしいコウヨウザンの大きなものや暖帯系の植物が多数含まれている。

（本文49～50ページ参照）

図版第42　上山口の諏訪社社叢の潅木草木類

ベニシダ

ヤブコウジ

ヤブラン

ヒメヤブラン

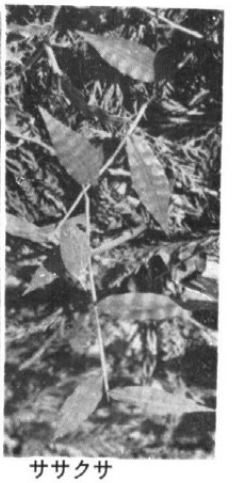

ササクサ

図版第43　辰野のホタル発生地

長野県天然記念物　辰野のホタル発生地

ホタルの発生地はほかにもあるが、ここほど自然環境がよく、じゆうぶん鑑賞できる場所はそう多くない。源氏ホタルが主であるが、少しおくれて平家ホタルも発生する。　（本文51～52ページ参照）

図版第44　ホタルの生態

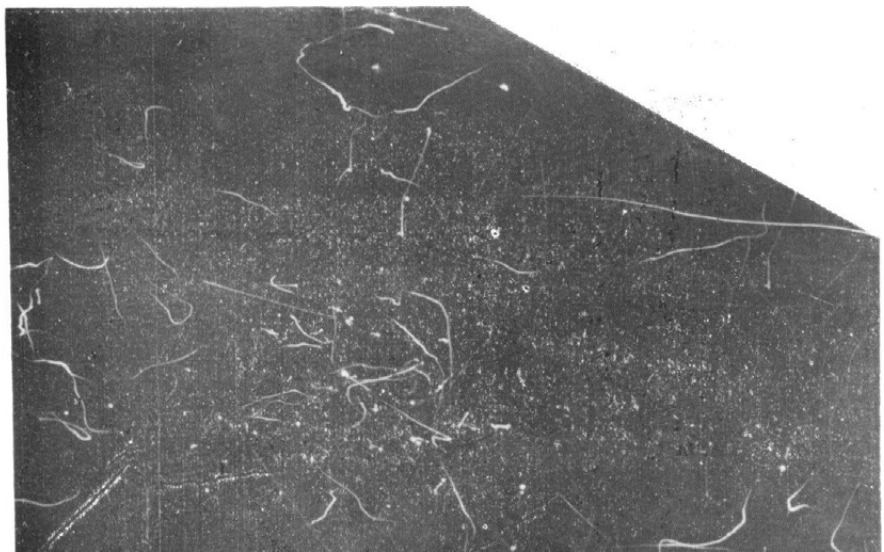

附録

長野県宝

（昭和三四年一一月九日指定）

建造物の部

名称	員数	構造および形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
白山社社殿	一むね	一間社春日見世棚造、檜皮葺	釈尊寺	小諸市大字大久保二、二四九番地	小諸市大字大久保二、二四九番地　釈尊寺境内
上田城南櫓	三むね	二重二階櫓、入母屋造、本瓦葺	上田市		上田市大字上田字上田六、二六〇番地
上田城北櫓		二重二階櫓、入母屋造、本瓦葺			
上田城西櫓		二重二階櫓、入母屋造、本瓦葺			
仏岩の石造宝篋印塔	一基	石造宝篋印塔「応長第一之暦云々」の銘がある。	長門町大門財産区	小県郡長門町	小県郡長門町大字大門字弓張三、五一〇番地

彫刻の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造阿弥陀如来坐像（本堂安置）	一軀	西念寺	北佐久郡浅間町大字岩村田字内西浦一、一八八番地	北佐久郡浅間町大字岩村田字内西浦一、一八八番地西念寺境内
木造伝観音菩薩立像（本堂安置）	一軀	正覚院	長野市大字安茂里六三五番地	長野市大字安茂里六三五番地　正覚院境内

長野県史跡

（昭和三五年二月一日指定）

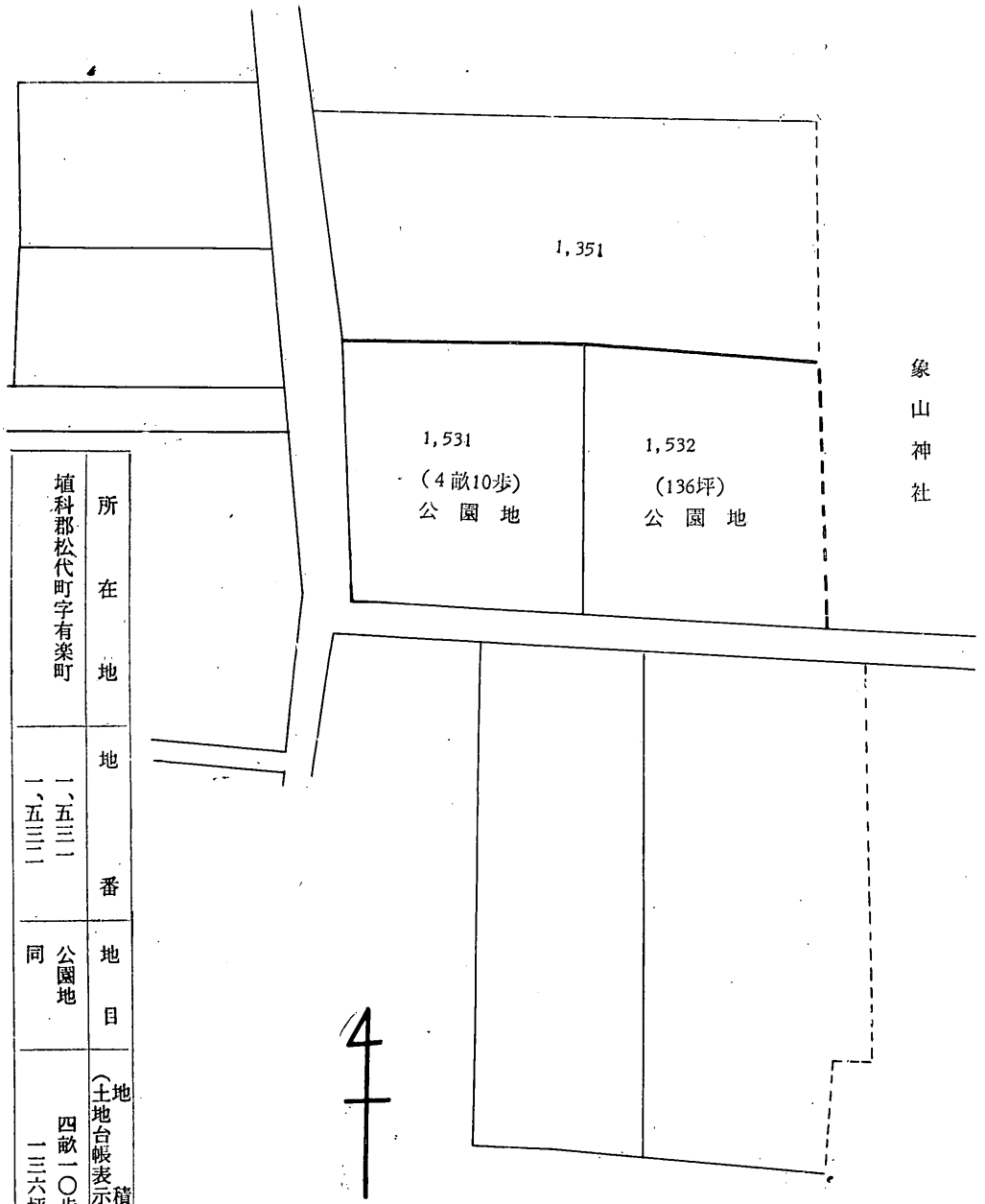

所在地	地番	地目	地積（土地台帳表示）	所有者
埴科郡松代町字有楽町	一、五三一 一、五三二	公園地 同	四畝一〇歩 一三六坪	松代町 同

第51図　佐久間象山宅跡指定地域図(1;600)

第52図　旧高遠藩学進徳館指定地域図(1：600)

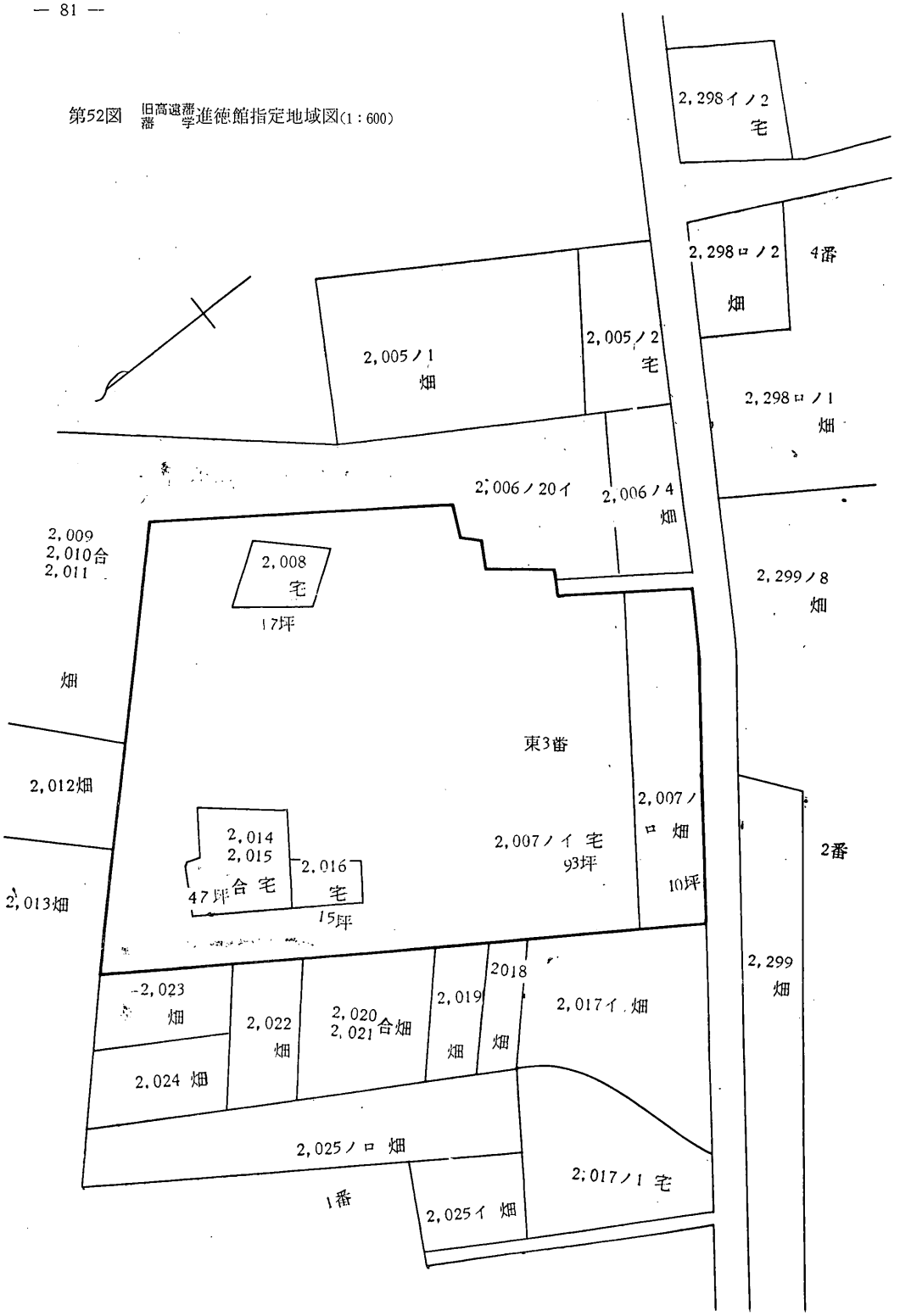

所在地	地番	地目	地積（土地台帳表示）	所有者
上伊那郡高遠町字郭内町（建物、門を含む）	二、〇〇七イ号ロ改メ	宅地	三九三坪	高遠町
	二、〇〇七ノ一	同	一〇坪	同
	二、〇〇八	同	一七坪	同
	二、〇一四	同	四七坪	同
	二、〇一五	同		
	二、〇一六	同	一五坪	同

多田加助宅跡

所在地	地番	地目	地積（土地台帳表示）	所有者
南安曇郡三郷村大字明盛字宮ノ北	三、三三〇ノ一	宅地	一〇五坪	南安曇郡三郷村大字明盛三、三三四　多田鴻之
	三、三三〇ノ二	同	四八坪	同
	三、三三〇ノ三	同	七四坪	同
	三、三三二ノ一	田	三畝　六歩	同
	三、三三三ノ一	同	二畝二〇歩	同
	三、三三三ノ二	同	一畝	同
	三、三三四ノ一	同	一反一畝二五歩	同
	三、三三四ノ二	同	三畝二九歩	同
	三、三三四ノ三	宅地	六四坪	同
	三、三三四ノ四	田	一畝一八歩	同
	三、三三四ノ五	宅地	三〇三坪五合三勺	同
	三、三三四ノ六	同	九九坪	同
	三、三三二ノ二	墓地	一畝二歩	南安曇郡三郷村大字明盛三、三三五　多田実吾

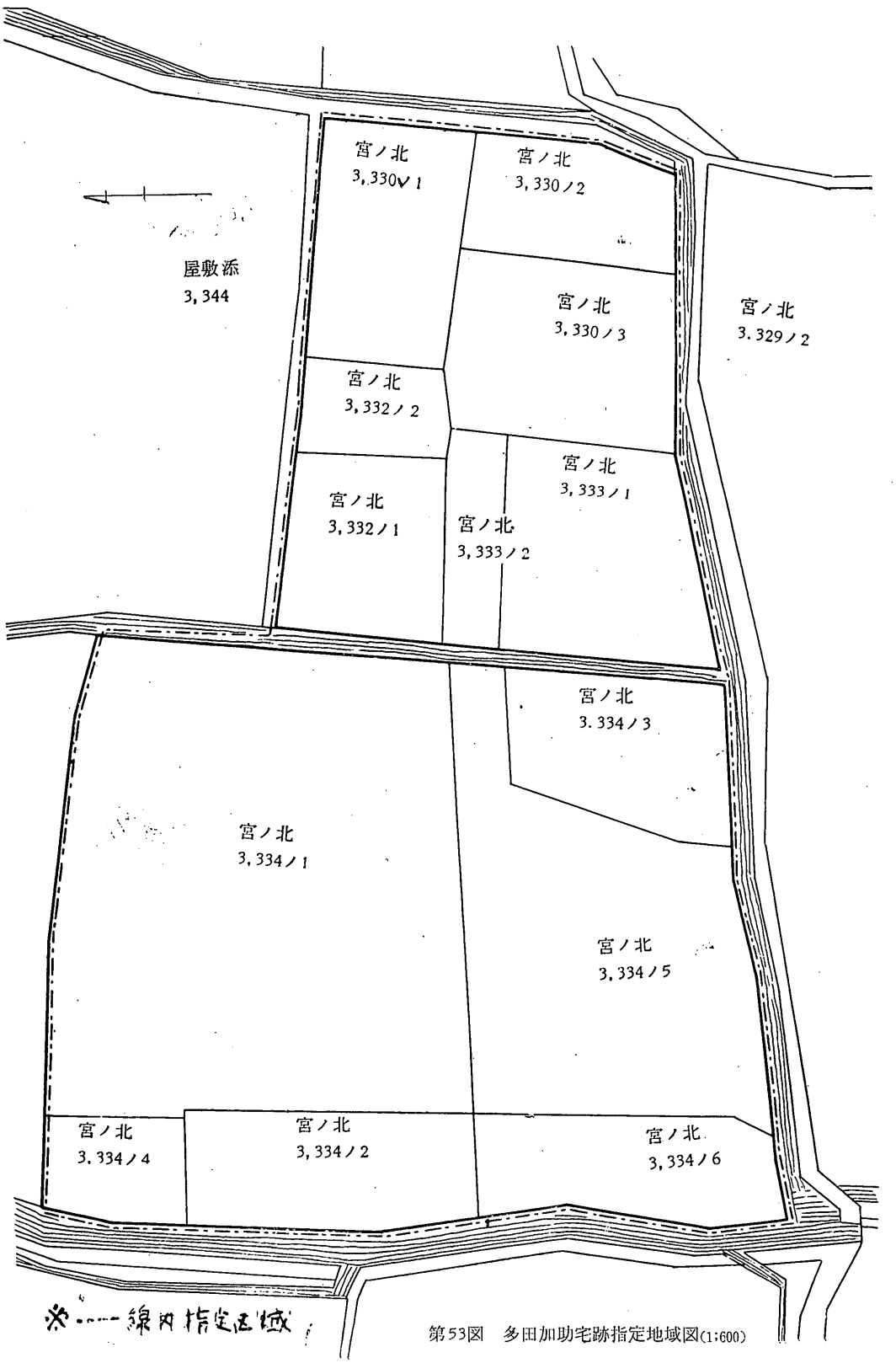

第53図　多田加助宅跡指定地域図(1:600)

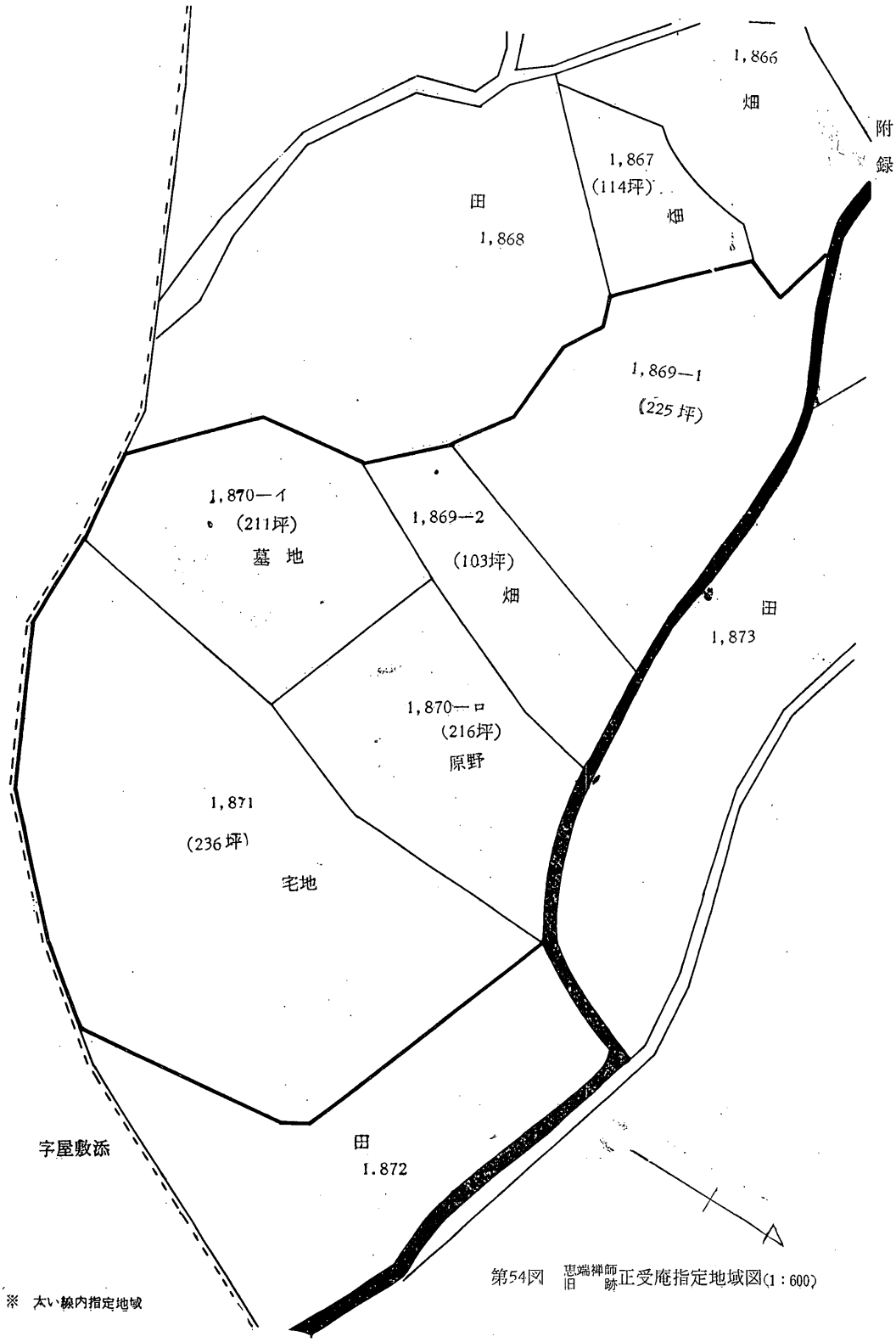

第54図　旧悪端禅師跡正受庵指定地域図(1：600)

※　太い線内指定地域

旧跡恵端禅師正受庵

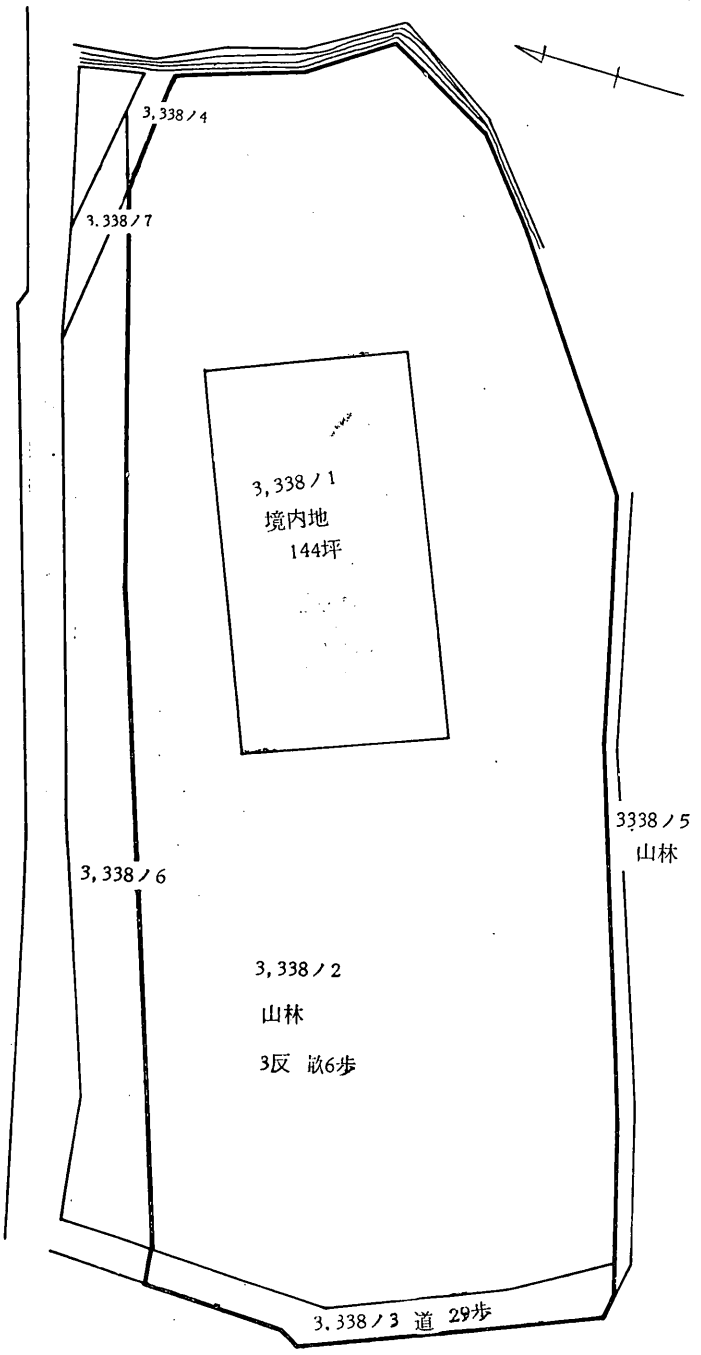

第55図　高岡第一号古墳指定地域図(1:600)

所在地	地番	地目	地積（土地台帳表示）	所有者
飯山市大字飯山字元宮	一、八六九ノ一	宅地	二二五坪	飯山市大字飯山字元宮一、八七一正受庵
	一、八六九ノ二	畑	一畝 三歩	同
	一、八七〇イ号	墓地	二畝一一歩	出沢隆器外四人
	一、八七一	原野	二畝一六歩	同
	一、八七〇ロ号	宅地	二三六坪	同

高岡第一古墳号

所在地	地番	地目	地積（土地台帳表示）	所有者
飯田市座光寺高岡	三、三三八の一	境内地	一四四坪	飯田市座光寺高岡 高岡神社
	三、三三八の二	同	三反一畝 六歩	同
	三、三三八の三	同	二九歩	同

木曾福島関跡

所在地	地番	地目	地積（土地台帳表示）	所有者
西筑摩郡福島町字関町	五、〇二三	宅地	二五坪	西筑摩郡福島町字上町 五、〇四七 吉村勇七
	五、〇二五	同	三三坪	同
	五、〇二八	同	三七坪	同
	五、〇三一ノ一	同	二〇〇坪	同
	五、〇三一ノ三	同	一七坪八合三勺	同

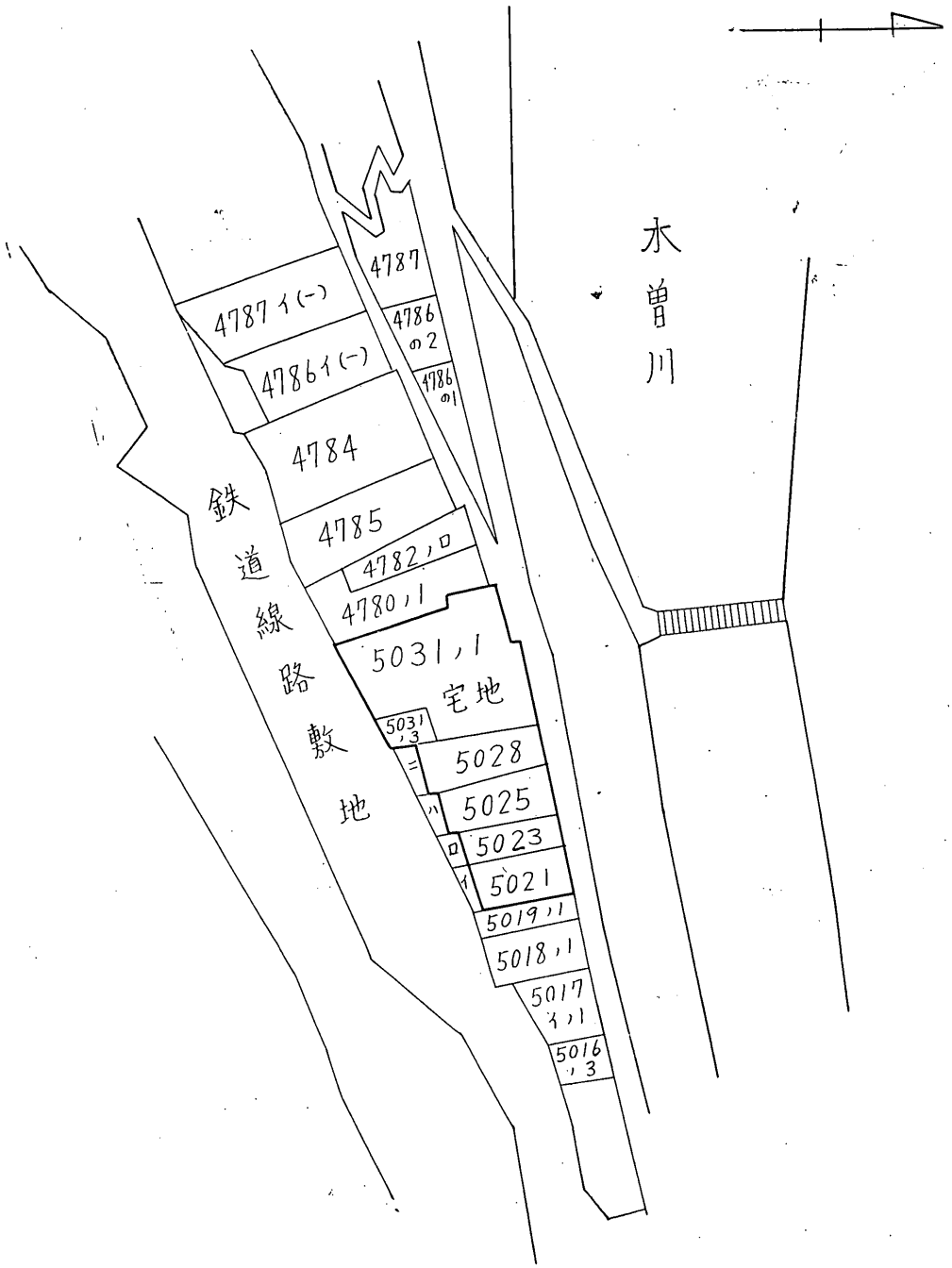

第56図　木曾福島関跡指定地域図(1：600)

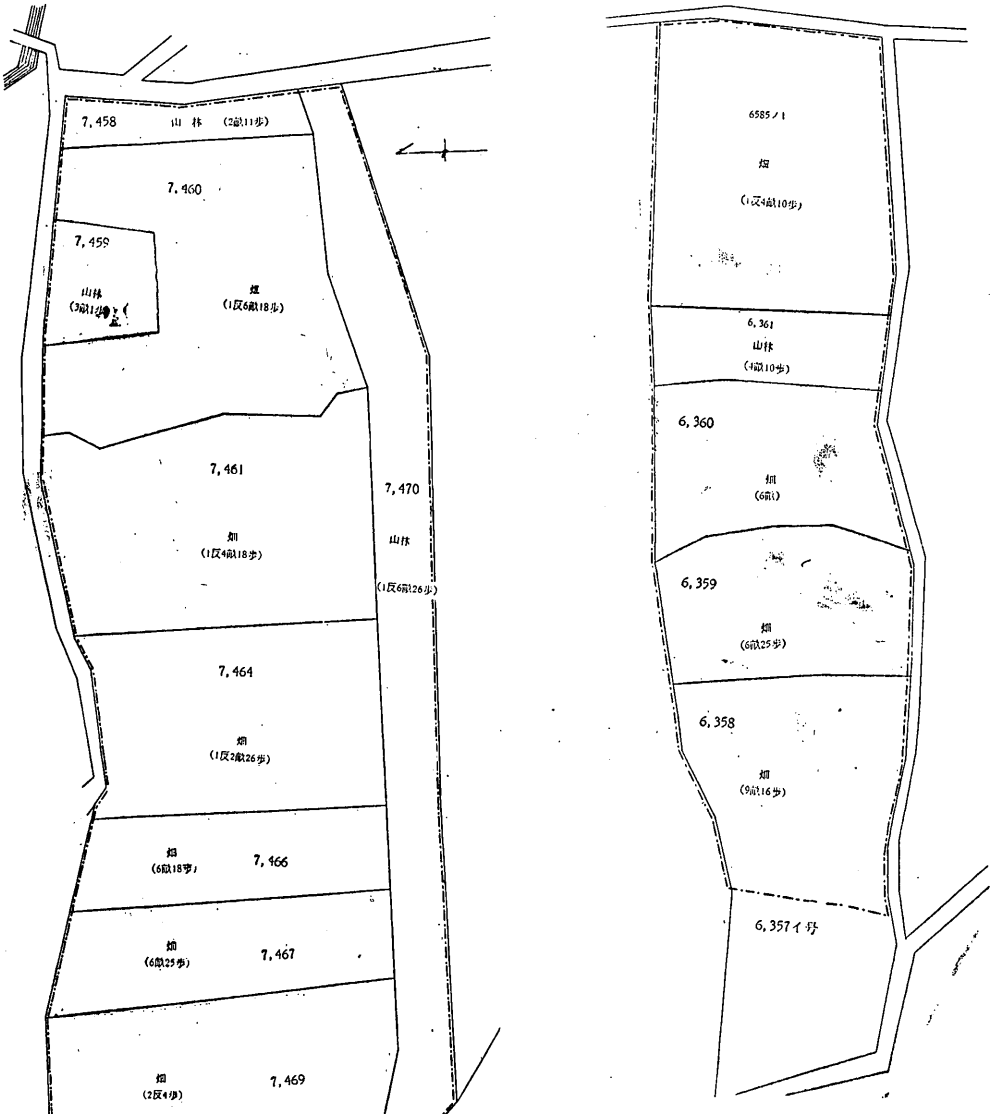

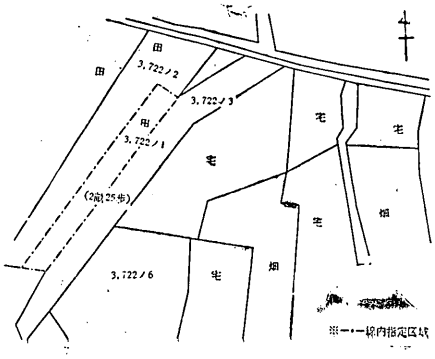

第57図　埴原牧跡附僧濃諸牧牧監庁跡指定地域図(1：1200)

埴原牧場跡

附信濃諸牧牧監庁跡

所在地	地番	地目	地積（土地台帳表示）	所有者
松本市中山字古屋敷	六、三五八	畑	九畝一六歩	松本市大字中山五、八八〇　山本秀
	六、三五九	同	六畝二五歩	松本市大字中山六、一七三　中島宗吉
	六、三六〇	同	六畝	松本市大字中山六、〇七五　中島和雄
字乾田	六、三六一	山林	四畝一〇歩	同
	三、七二二ノ一	田	二畝二五歩	松本市大字中山三、七四九　洞沢貢
字千石	六、五八五ノ一	畑	一反四畝一〇歩	松本市大字中山七、四三〇　百瀬康男
	七、四五八	山林	二畝一一歩	松本市大字中山　中山開拓協同組合長　中田文次郎
	七、四五九	同	三畝　一歩	同
	七、四六〇	畑	一反六畝一八歩	松本市大字中山六、六五七　小林達夫
	七、四六一	同	一反四畝一八歩	松本市大字中山六、五五一　田中幸雄
	七、四六四	同	一反三畝二六歩	松本市大字中山六、五三八　田中倉十
	七、四六六	同	六畝一八歩	松本市大字中山六、五七二　田中寅雄
	七、四六七	同	六畝二五歩	松本市大字中山六、五八一　塚原由人
	七、四六九	同	二反　四歩	松本市大字中山六、六五四　小林捷雄
	七、四七〇	山林	一反六畝二六歩	松本市大字中山　中山開拓協同組合長　中田文次郎

附　録

第58図　川柳将軍塚古墳指定地域図(1：1200)

川柳将軍塚古墳

所在地	地番	地目	地積（土地台帳表示）	所有者
篠ノ井市大字石川字湯ノ入	三、二九八ノ一	保安林	八畝一三歩	篠ノ井市大字石川　湯ノ入神社
	三、二九八ノ三	同	一畝　九歩	篠ノ井市大字石川　南沢親雄
	三、二九九ノ一	同	一反六畝	篠ノ井市大字石川　湯ノ入神社
	三、二九九ノ二	同	一二歩	同
	三、三〇一	同	六畝一三歩	同
	三、三三二	同	四反七畝一三歩	同

栗林遺跡

所在地	地番	地目	地積（土地台帳表示）	所有者
中野市大字栗林字北原	四三八	畑	八畝二八歩	中野市大字栗林二八七 石川まつ江
	四三九ノ一	同	一反三畝一三歩	中野市大字栗林二九八 町田重治
	四五〇ノ一	同	二畝一一歩	中野市大字栗林三二六 町田寿平

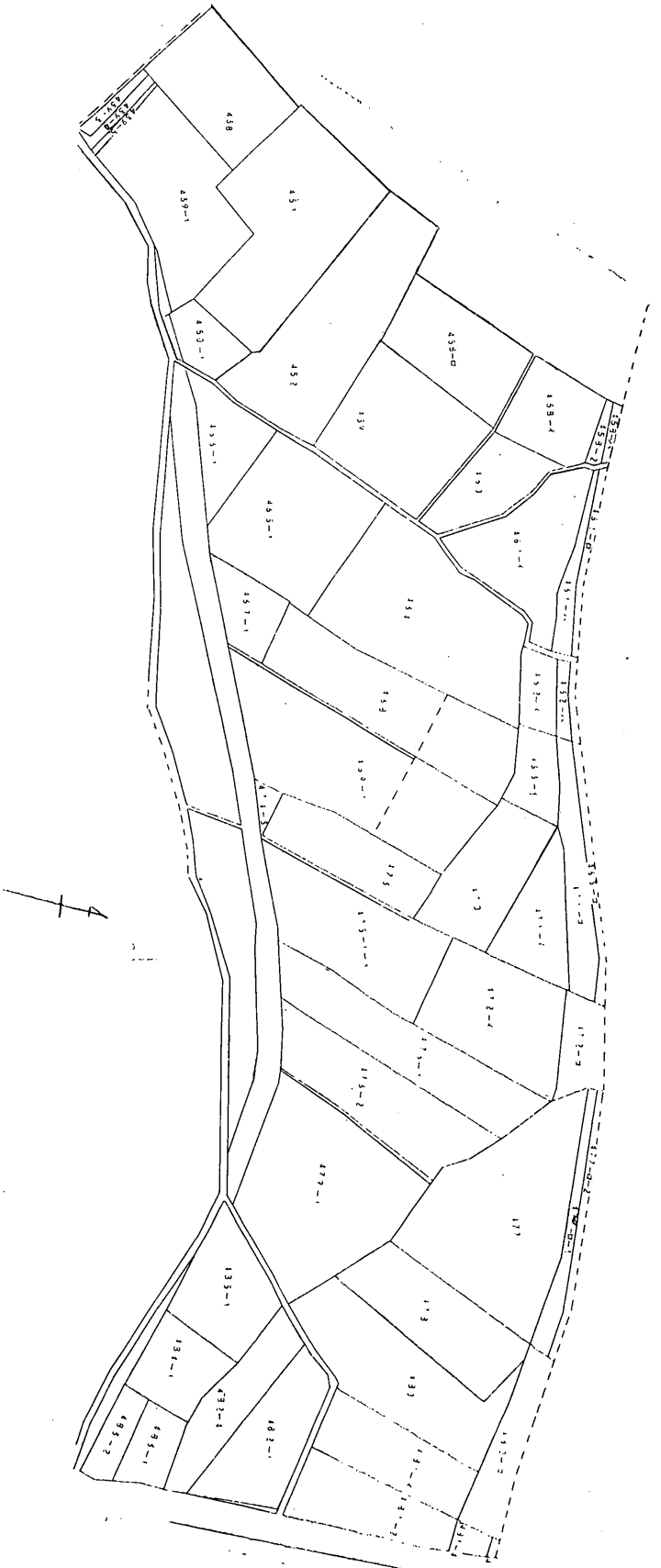

第59図　栗林遺跡指定地域図(1：1800)

四五一	畑	一反七畝 六歩	中野市大字栗林三二六 町田寿平	
四五二	同	一反六畝二三歩	同	
四五八ノイ	同	五畝一一歩	同	
四五八ノロ	同	六畝二八歩	中野市大字栗林二九八 町田岩治	
四五八ノ2	同	二一歩	同	
四五八ノハ	同	七歩	同	
四五九	同	一反二畝 六歩	中野市大字栗林三〇五 増田喜久保	
四六〇	同	五畝 八歩	同	
四六一ノイ	同	九畝二四歩	中野市大字栗林二八七 石川まつ江	
四六一ノロ	同	一畝 八歩	同	
四六一ノハ	同	三畝 三歩	同	
四六二ノイ	同	二畝	中野市大字栗林三二四 石川高義	
四六二ノロ	同	一二歩	同	
四六二ノハ	同	一畝 六歩	同	
四六三ノイ	同	二畝 九歩	中野市大字栗林二八五 石川福治	
四六三ノロ	同	一畝 六歩	同	
四六四	同	一反八畝 四歩	中野市大字栗林三二四 石川高義	
四六五ノ一	同	一反三畝一七歩	中野市大字栗林三一六 石川千代松	
四六六ノ一	同	三畝一七歩	同	
四六七ノ一	同	二畝一一歩	中野市大字栗林九 石川重一	
四六八	同	一反二畝 九歩	同	
四六九ノ一	同	一反八畝 六歩	同	
四七〇	同	七畝一五歩	中野市大字栗林二九八 町田岩治	

附録

四七一ノイ	同	六畝二三歩	中野市大字栗林二八五	石川福治
四七一ノロ	同	四畝一五歩	同	
四七二ノイ	同	九畝一七歩	中野市大字栗林三〇六	増田実晴
四七二ノロ	原野	二畝九歩	同	
四七三	畑	六畝一六歩	同	
四七四ノ三	同	一五歩	同	
四七五ノ一ノイ	同	一反二畝一七歩	同	
四七六ノ一	同	一反一六歩	中野市大字栗林五九二	小島いと
四七六ノ二	同	九畝二八歩	中野市大字栗林五九二	小島一郎
四七七ノイ	同	一反九畝一〇歩	中野市大字栗林五九二	小島いと
四七七ノロノ一	原野	三畝一〇歩	中野市大字栗林五九二	小島一郎
四七七ノロノ二	畑	二畝一九歩	中野市大字栗林五九二	小島いと
四七八	同	九畝四歩	中野市大字栗林五四五	小林実太郎
四七九ノ一	同	一反七畝二四歩	中野市大字栗林二八三	浅沼闇一
四八〇	同	一反二畝一二歩	中野市大字栗林五四五	小林実太郎
四八〇ノロ	原野	四畝一五歩	同	
四八一ノイ	畑	六畝二〇歩	同	
四八一ノニ	同	六畝七歩	同	
四八一ノ四	原野	二二歩	同	
四八一ノ六	畑	一歩	同	
四八二ノ一	宅地	二一九坪	中野市大字栗林四八二	清水信政
四八二ノ四	畑	五畝二九歩	同	

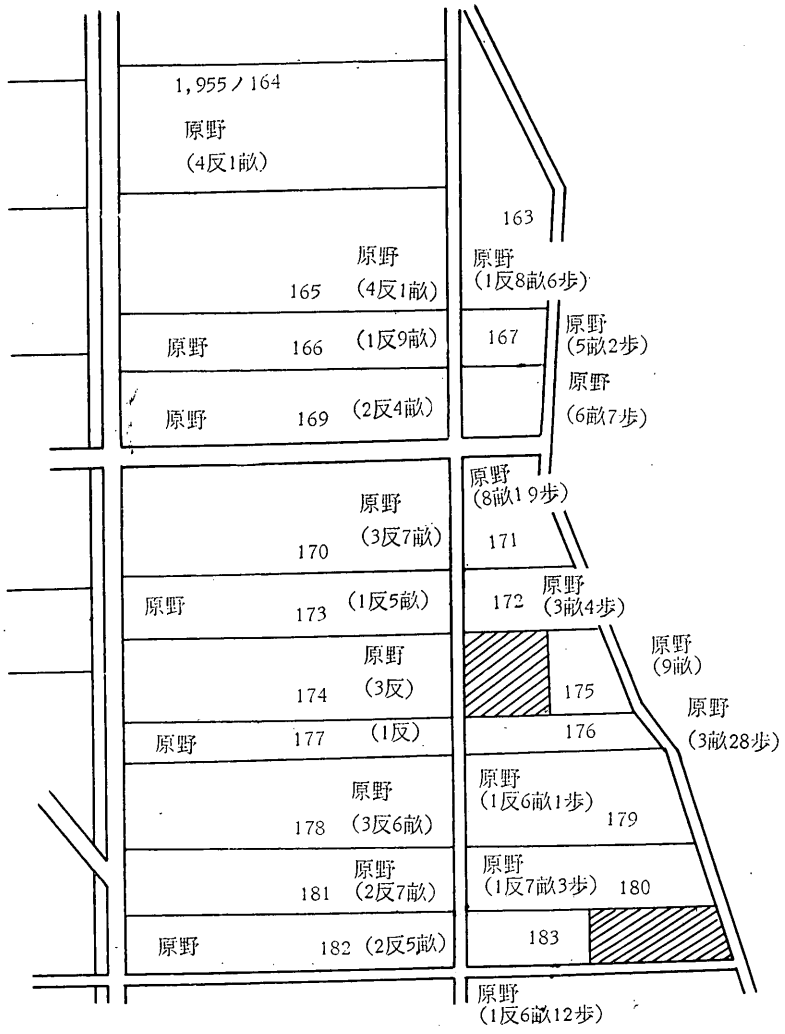

第60図　上原遺跡指定地域図(1：2400)

四八三ノ一	宅地	八〇坪九五	中野市大字栗林四八三 石川彦三郎
四八三ノ二	畑	二畝	同
四八四ノ一	同	五畝	中野市大字栗林五四九 小野沢重吉
四八五ノ一	同	六畝一九歩	中野市大字栗林五四五 小林実太郎

上原遺跡

所在地	地番	地目	地積（土地台帳表示）	所有者
大町市大字平字上原	一、九五五ノ一六三	原野	一反八畝　六歩	大町市大字平字上原一、六六七　吉沢文男
	一、九五五ノ一六四	同	四反一畝	同
	一、九五五ノ一六五	同	四反一畝	同
	一、九五五ノ一六六	同	一反九畝	大町市大字平一、六二六　吉沢清
	一、九五五ノ一六七	同	五畝　二歩	同
	一、九五五ノ一六八	同	六畝　七歩	大町市大字平一、六二〇　吉沢茂男
	一、九五五ノ一六九	同	二反四畝	同
	一、九五五ノ一七〇	同	三反七畝	大町市大字平一、七三四　吉沢弘尚
	一、九五五ノ一七一	同	八畝一九歩	同
	一、九五五ノ一七二	同	三畝　四歩	大町市大字平一、七三二　吉沢勝弥
	一、九五五ノ一七三	同	一反五畝	同
	一、九五五ノ一七四	同	三反	大町市大字平一、六一八　荒井芳一
	一、九五五ノ一七五	同	九畝一七歩	同
	一、九五五ノ一七六	同	三畝二八歩	大町市大字平一、六七二ノ二　吉沢深美
	一、九五五ノ一七七	同	一反	同
	一、九五五ノ一七八	同	三反六畝	大町市大字平一、七二五　吉沢善男
	一、九五五ノ一七九	同	一反六畝　一歩	同
	一、九五五ノ一八〇	同	一反七畝　三歩	大町市大字平一、六四一　吉沢虎之助
	一、九五五ノ一八一	同	二反七畝	同
	一、九五五ノ一八二	同	二反五畝	大町市大字平一、七七九　吉沢文平
	一、九五五ノ一八三	同	一反六畝一二歩	同

長野県天然記念物

（昭和三五年二月一一日指定）

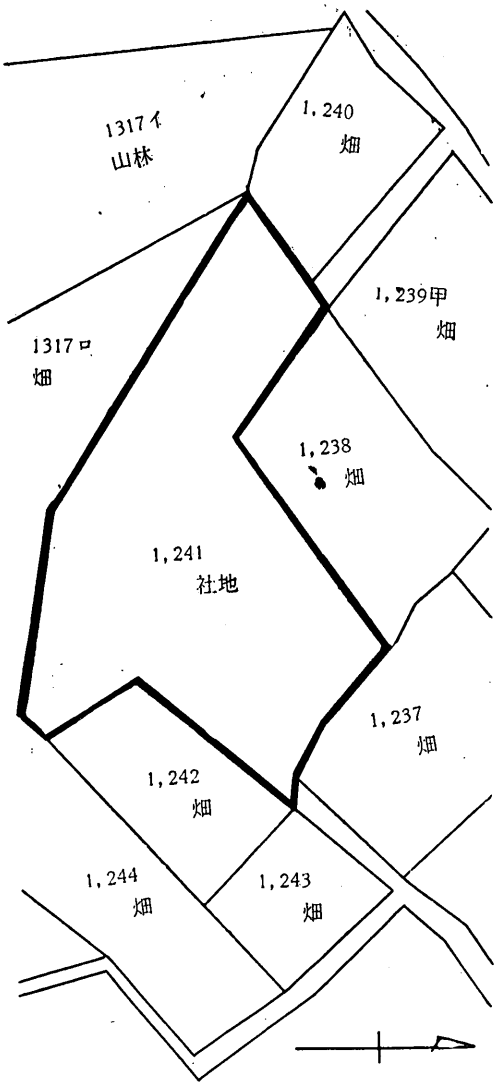

第61図　樋沢のヒメバラモミ指定地域図(1：600)

所在地	地番	地目	地積（土地台帳表示）	所有者
南佐久郡川上村大字樋沢字御前下	一、二四一	社地	四畝	南佐久郡川上村大字樋沢字御前下一、二四一伊勢社

樋沢のヒメバラモミ

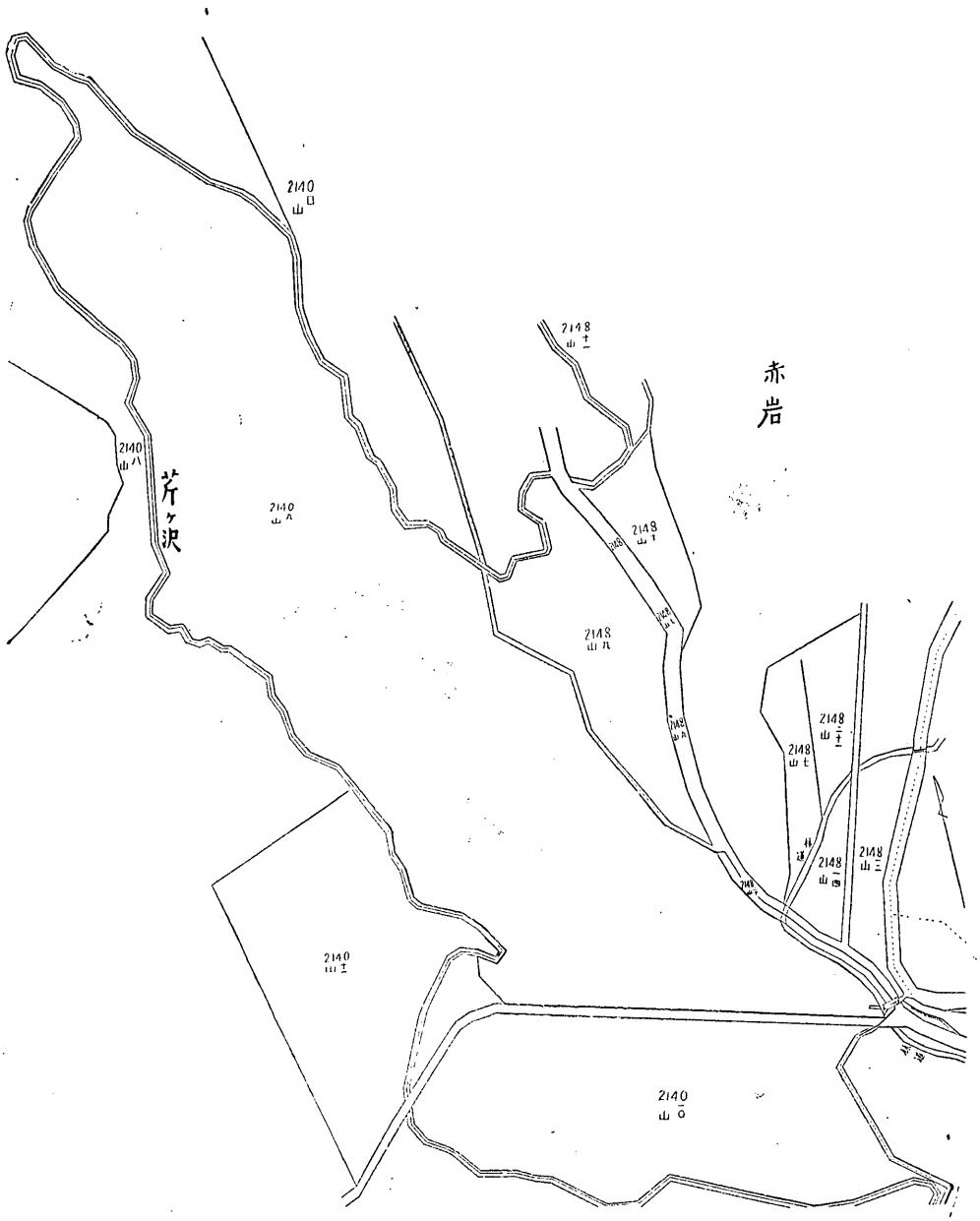

第62図　長倉のハナヒヨウタンボク群落指定地域図１(1：6000)

長倉のハナヒヨウタンボク群落

所在地	地番	地目	地積（土地台帳表示）	所有者
北佐久郡軽井沢町大字長倉字赤岩	二、一四八ノ八	山林	二町四反二畝一四歩	北佐久郡軽井沢町長倉二、一四八 星野嘉助
字芹ガ沢	二、一四〇ノ九	同	一二町五反五畝一三歩	北佐久郡軽井沢町長倉二、一四六 国土計画興業株式会社

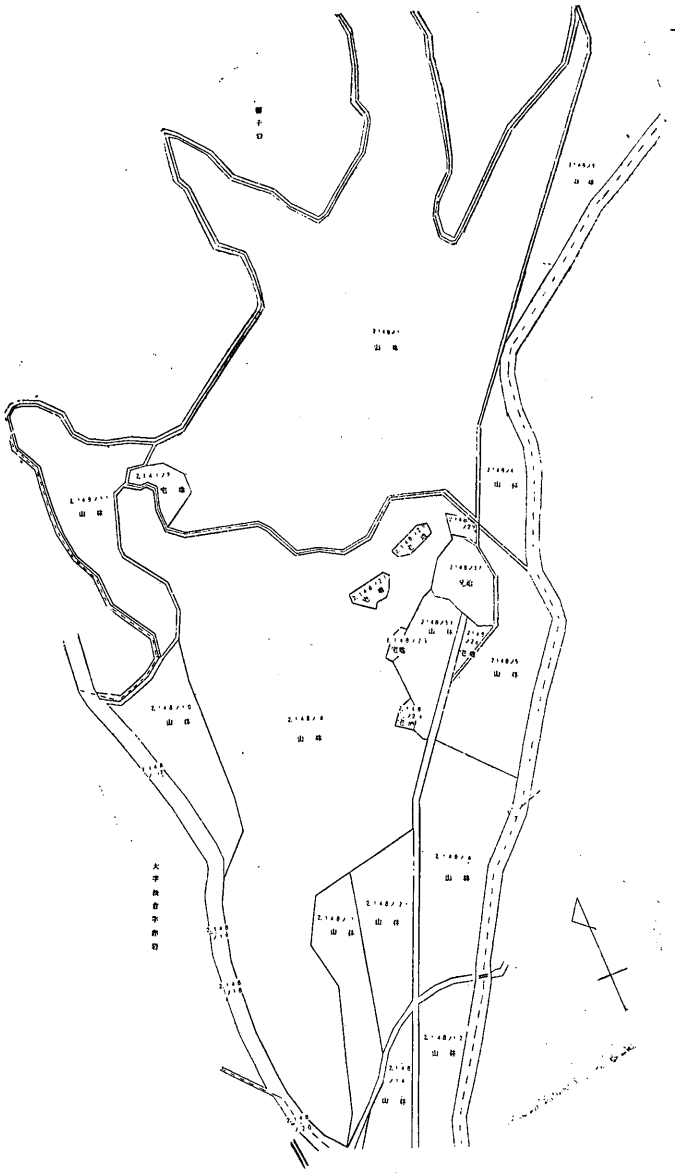

第63図　長倉のハナヒヨウタンボク群落指定地域図2(1：6000)

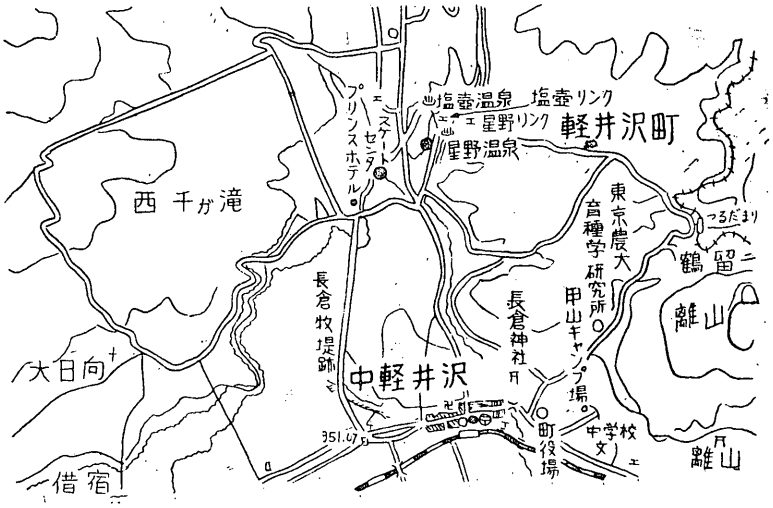

第64図　長倉のハナヒヨウタンボク群落指定地域図3(1：500)

菅平のツキヌキソウ自生地

所在地	地番	地目	地積
小県郡真田町大字長字十ノ原	一、二七八ノ二八八	牧場	実測八八六・五五平方メートル（二六七坪八合）

所有者
須坂市大字小山字入河原二、〇四三菅平牧場畜産農業協同組合

第65図　菅平のツキヌキソウ自生地指定地域図1（1：6000）

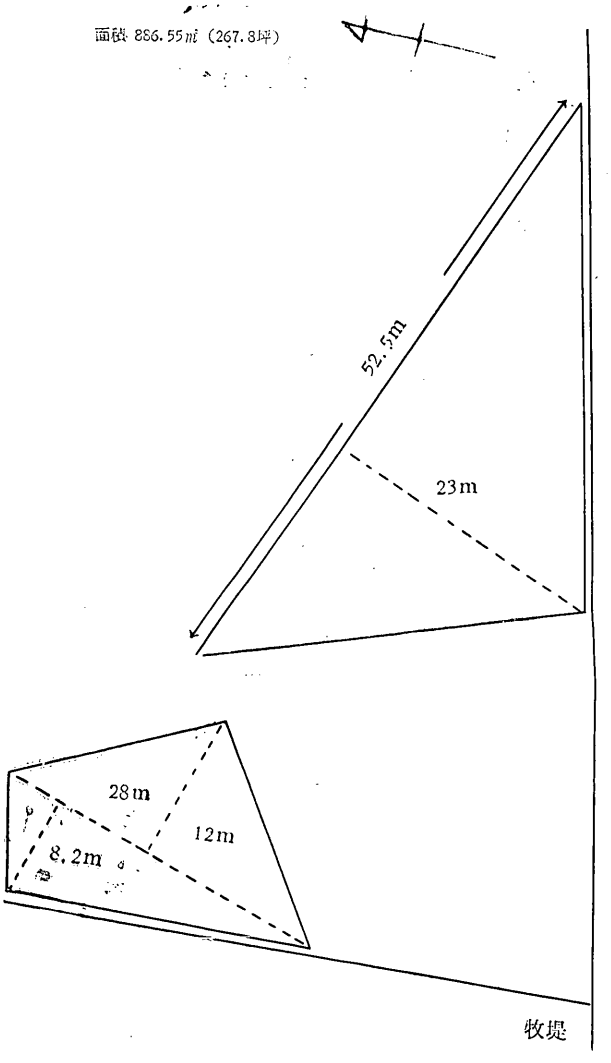

第66図　菅平のツキヌキソウ自生地指定地域図2（1：6000）

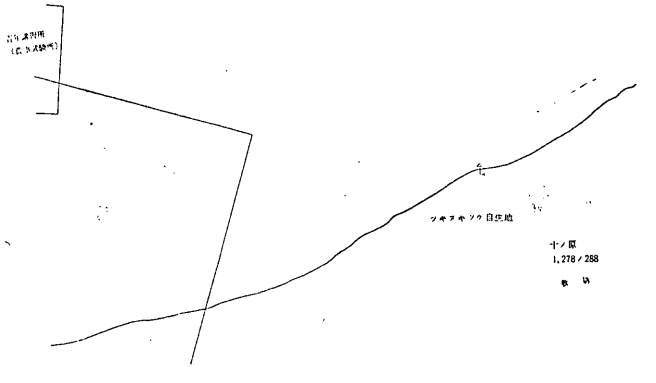

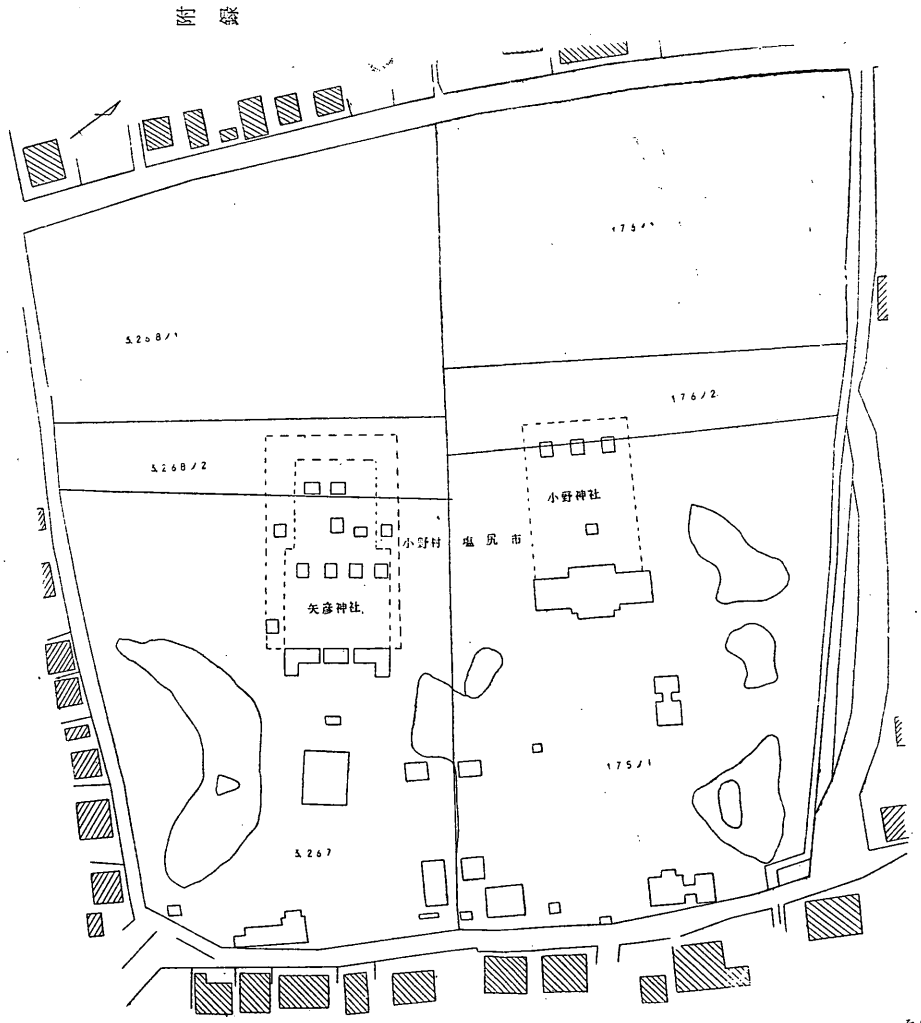

第67図　矢彦小野神社社叢指定地域図(1：1800)

所在地	地番	地目	地積（土地台帳表示）	所有者
上伊那郡小野村字矢彦沢	三、二六八ノ一	風致林	五反九畝一六歩	上伊那郡小野村矢彦神社
	三、二六八ノ二	社地	一反五畝一九歩	同
	三、二六七	同	一町　一八歩	同
塩尻市大字北小野字頼母	一七五ノ一	境内地	一町一反二畝四歩	塩尻市大字北小野神社
	一七六ノ一	山林	五反七畝二九歩	同
	一七六ノ二	境内地	一反七畝　四歩	同

矢彦小野神社社叢（そう）

上山口の諏訪社社叢（そう）

所在地	地番	地目	地積（土地台帳表示）	所有者
西筑摩郡山口村字諏訪社宇宮村社	七三二	保安林神社境内地	一反八畝七歩	西筑摩郡山口村諏訪社
	七三一		二反一畝二〇歩	同

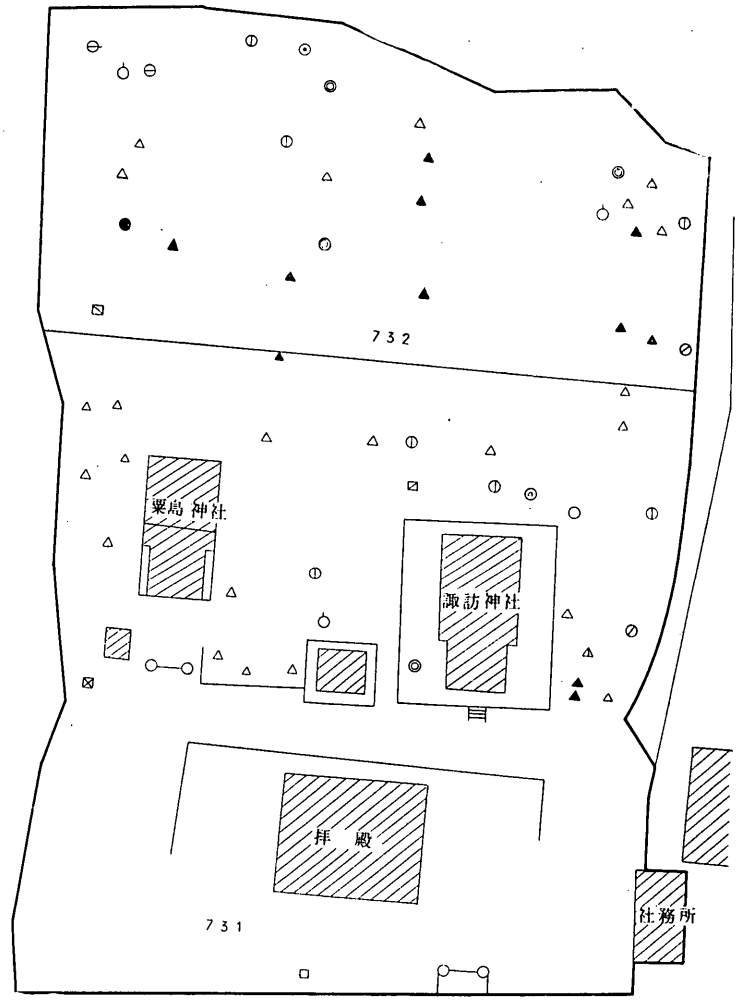

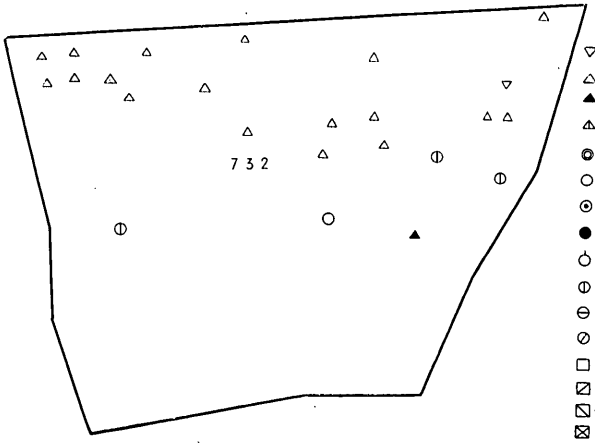

第68図　上山口の諏訪社社叢指定地域図(1：6ぞ)

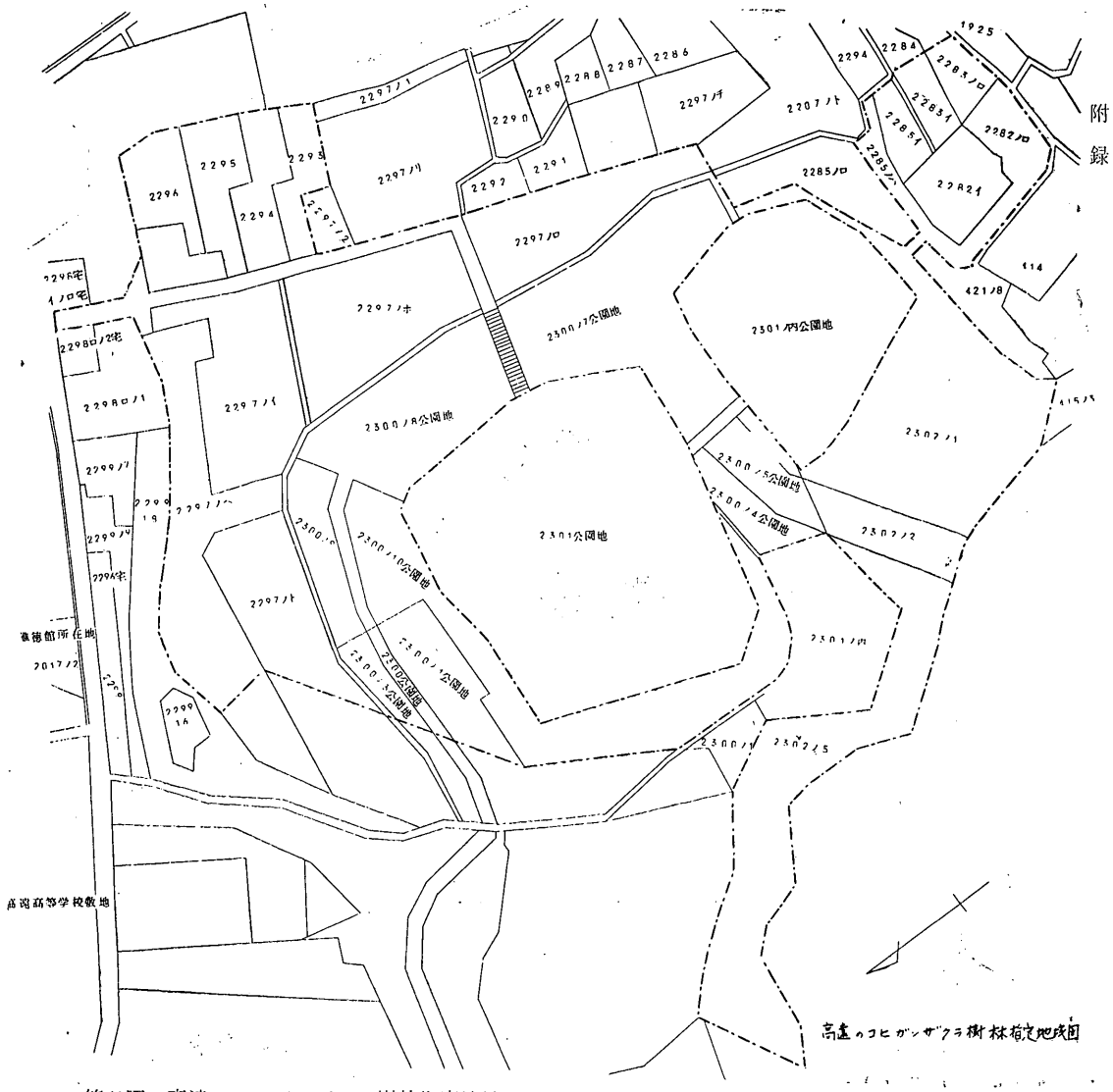
2297ノ1
2297ノ11
2297ノ8
2297ノ10
2297ノ7
2297ノ6
2297ノ4
2297ノ12
2297ノ13
2297ノ14
2297ノ15
2297ノ16
2297ノ17
2297ノ18
2297ノ19
2298ノ1
2298ノ2
2299ノ1
2299ノ2
2299ノ3
2299ノ4
2299ノ5
2299ノ6
2299ノ7
2299ノ8
2299ノ9
2299ノ10
2299ノ11
2299ノ12
2299ノ13
2299ノ14
2299ノ15
2299ノ16
2299ノ17
2299ノ18
2299ノ19
2299ノ20
2299ノ21
2299ノ22
2299ノ23
2299ノ24
2299ノ25
2299ノ26
2299ノ27
2299ノ28
2299ノ29
2299ノ30
2299ノ31
2299ノ32
2299ノ33
2299ノ34
2299ノ35
2299ノ36
2299ノ37
2299ノ38
2299ノ39
2299ノ40

高遠のコヒガンザクラ樹林

所在地	地番	地目（土地台帳表示）	地積	所有者
上伊那郡高遠町 字馬場町	二、二八二ノイ	畑	五畝七歩	高遠町
	二、二八二ノロ	原野	六畝一歩	同
	二、二八三ノイ	畑	三畝三歩	同
	二、二八三ノロ	同	二畝六歩	同
	二、二八五ノイ	同	二畝八歩	同
	二、二八五ノハ	原野	一九歩	同
	二、二九三	畑	三畝九歩	同
字元既脇町	二、二九四	同	二畝二三歩	同
	二、二九五	同	二畝二九歩	同
	二、二九六	同	四畝七歩	同
字城跡	二、二九七ノ二	同	二一歩	同
	二、二九七ノロ	同	七畝二一歩	同
	二、二九七ノホ	同	一反一畝二歩	同
	二、二九七ノイ	同	一反七歩	同
	二、二九七ノヘ	同	一反一畝二二歩 内九畝二二歩	同
	二、二九七ノチ	同	六畝一九歩 内四畝一九歩	同
	二、二九七ノト	同	一反六畝二〇歩 内八畝五歩	同
	二、三〇〇ノ九	公園地	三畝二六歩	同
	二、三〇〇ノ三	同	三畝四歩 内一畝一五歩	同
	二、三〇〇	同堀跡	内二五歩を除く	同
	二、三〇〇ノ一	公園地	一反一畝〇六歩 内六畝	同
	二、三〇〇ノ八	同	一反二畝二五歩	同

辰野のホタル発生地

所在地	地番	地目	地積（土地台帳表示）	所有者
上伊那郡辰野町大字辰野字北畑	二、二七六ノイ	畑	一畝九歩	上伊那郡辰野町大字辰野二、〇三一ノ一 矢ヶ崎 藤吉
字山の神	二、四〇六	原野	三畝一〇歩	上伊那郡辰野町大字辰野一、九九九と 小沢さ る
	二、四〇五	畑	一反一畝一九歩	上伊那郡辰野町大字辰野二、一一三 栗林 童重
	二、四〇一	田	一反九畝一五歩	上伊那郡辰野町大字辰野一、八七二 小沢 又吉
	二、三八七ノ二	同	三畝八歩	上伊那郡辰野町大字辰野一、九七七 北条 金治
	二、三八七ノ三	同	四畝	上伊那郡辰野町大字辰野二、〇〇六 吉江 亦市
	二、三八七ノ一	同	七畝九歩	上伊那郡辰野町大字辰野二、〇一五 赤羽 政雄
	二、三八六	同	二畝	上伊那郡辰野町大字辰野二、一二二 栗林 豊市
	二、三〇〇ノ一〇	同	一反四畝一歩	同
	二、三〇〇ノ七	同	一反八畝五歩	同
	二、三〇〇ノ六	同	二二歩	同
	二、三〇〇ノ五	同	三畝二三歩	同
	二、三〇〇ノ四	同	二畝 九歩	同
	二、三〇二ノ一	原野	一畝二九歩	同
	二、三〇二ノ二	同	三歩	同
	二、三〇二ノ五	同	一畝二二歩	同

地域内の道路敷を含む。

第70図　辰野のホタル発生地指定地域図（1：2400）

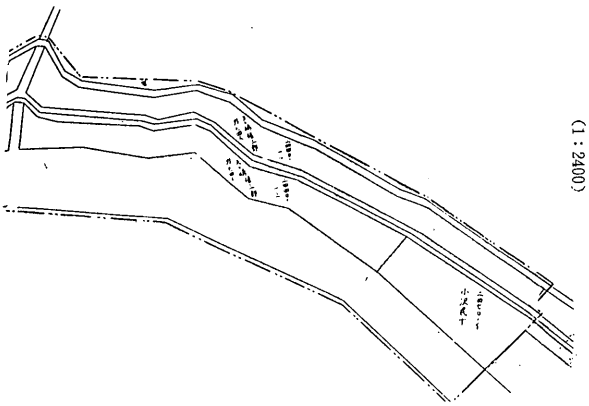

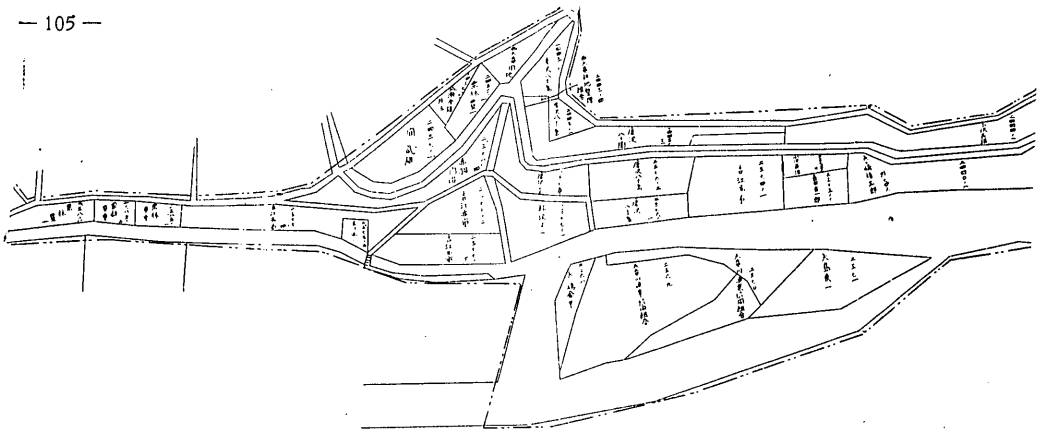

字松尾

二、三八五ノ二	畑	一畝一〇歩	上伊那郡辰野町大字辰野二、一三一	栗林	童	重	
二、三八五ノ一	原野	一三歩	同				
二、三七七ノ四	同	一畝一八歩	上伊那郡辰野町大字辰野二、〇〇六	吉江	亦	市	
二、三七七ノ五	宅地	二四坪七合五勺	同				
二、四三七ノ一	同	七七坪	上伊那郡辰野町大字辰野一、六三六	間	武	雄	
二、四三七ノ三	同	二一坪	上伊那郡辰野町大字辰野一、六三四ノ五	成瀬	令	雄	
二、四三六ノ一	原野	一〇歩	上伊那郡辰野町大字辰野一、六七八	三堀		嵓	
二、三七八ノ四	同	二二歩	上伊那郡辰野町大字辰野一、八五五	矢島	義太	郎	
二、三七七ノ三	田	一畝二七歩	上伊那郡辰野町大字辰野二、一二一	栗林	豊	市	
二、三七七ノ一	同	二畝二六歩	上伊那郡辰野町大字辰野一、九三八	赤羽	門	治	
二、三七五ノ一	原野	一畝	上伊那郡辰野町大字辰野二、〇〇六	吉江	亦	市	
二、三七七ノ二	田	二畝	上伊那郡辰野町大字辰野一、六四七	吉江	繁	雄	
二、四四三ノ一	山林	四畝一五歩	上伊那郡辰野町大字辰野二、一一八	唐沢	八十	衛	
二、四四三ノ二	同	四畝	上伊那郡辰野町大字辰野二、〇〇六	吉江	亦	市	
二、四四三ノ三	同	二一歩	同				
二、四四三ノ四	井溝	四歩	上伊那郡辰野町大字辰野西天竜耕地整理組合代表 野沢勝一				

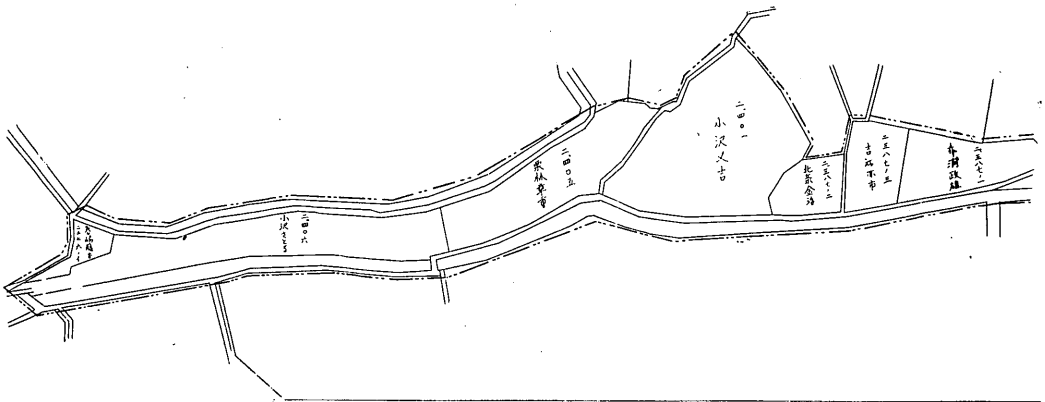

字山の神	二、三七六ノ一	田	二畝一四歩	上伊那郡辰野町大字辰野二、一一八 唐沢八十衛
	二、三七六ノ二	原野	三畝二五歩	同
字東田	二、三七四ノ一	同	一畝	上伊那郡辰野町大字辰野二、〇〇六 吉江亦市
	二、三七三ノイ	畑	一畝四歩	上伊那郡辰野町大字辰野二、〇〇一 長田音一郎
字山の神	二、三七三ノロ	同	二畝一〇歩	上伊那郡次野町大字辰野一、七〇八ノ一 小沢長治
字松尾	二、四四四ノ一	山林	八反	同
字東田	二、三六八	田	一畝	上伊那郡辰野町大字辰野一、九七八 矢ヶ崎金平
	二、三六九	雑種地	八畝二五歩	上伊那郡辰野町大字辰野一、六七八 天竜川漁業協同組合代表 高木律二
	二、三七〇	同	二畝二〇歩	同
	二、三七一	原野	一畝	上伊那郡辰野町大字辰野二、一四二 矢島東一
	二、四四〇ノ一二	保安林	五畝	上伊那郡辰野町大字辰野一、八〇二 矢ヶ崎権三郎 外七十四人
字山の尾	二、四七〇ノイ	原野	五畝	同
	二、四四〇ノ一三	同	五畝	上伊那郡辰野町大字辰野二、一二三 小沢民十
字杉尾	二、四四〇ノ一	保安林	一反二畝三歩	上伊那郡辰野町大字辰野一、八〇二 矢ヶ崎権三郎 外七十四人

長野県指定文化財調査報告　第1集

刊行年月日	昭和37年3月31日
刊行者	長野県教育委員会
印刷者	第一印刷株式会社
印刷部数	550部（第547号）